

宮代町地域防災計画

—別冊資料編—

令和4年5月

目 次

法令集	- 1 -
法令－ 1 宮代町防災会議運営要綱	- 1 -
法令－ 2 宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付要綱	- 3 -
法令－ 3 宮代町防災行政用無線局管理運用規程	- 8 -
法令－ 4 災害弔慰金の支給等に関する条例	- 12 -
法令－ 5 宮代町開発指導要綱（抜粋）	- 16 -
法令－ 6 宮代町職員服務規程（抜粋）	- 18 -
法令－ 7 宮代町国民健康保険税条例（抜粋）	- 19 -
法令－ 8 宮代町税条例（抜粋）	- 20 -
法令－ 9 法体系	- 23 -
法令－ 10 災害対策基本法（抜粋）	- 24 -
法令－ 11 災害救助法の適用	- 41 -
資料集	- 55 -
資料－ 1 防災管理者の役割	- 55 -
資料－ 2 応援要請の種別と根拠	- 56 -
資料－ 3 緊急輸送車両の標章及び証明書	- 58 -
資料－ 4 応急給水用機械器具の種類、能力、保有数	- 59 -
資料－ 5 河川・農業施設	- 60 -
資料－ 6 教育施設一覧	- 61 -
資料－ 7 都市ガス施設の状況	- 62 -
資料－ 8 街角消火器設置状況	- 63 -
資料－ 9 消火ホース及び地下式消火栓の設置状況	- 63 -
資料－ 10 町有車一覧	- 64 -
資料－ 11 消防車両一覧	- 66 -
資料－ 12 宮代町指定文化財一覧	- 67 -
資料－ 13 屋外拡声子局・再送信子局一覧	- 69 -
資料－ 14 防災無線一覧	- 70 -
資料－ 15 駅別一日の平均乗降人員	- 70 -

資料－ 1 6	地震の規模と被害に関する関連解説表	- 71 -
資料－ 1 7	応急仮設住宅候補地について	- 74 -
資料－ 1 8	災害広報案文	- 77 -
協定集	- 80 -
協定－ 1	埼玉県防災ヘリコプター応援協定書（埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合）	- 82 -
協定－ 2	下水道事業における災害時支援に関するルール（公益社団法人日本下水道協会） ..	- 85 -
協定－ 3	災害時における救援物資の輸送業務の提供に関する協定書（赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部）	- 91 -
協定－ 4	災害時における協力に関する覚書（杉戸郵便局）	- 93 -
協定－ 5	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（春日部小売酒販組合宮代支部）	- 94 -
協定－ 6	災害時における相互応援に関する協定書（田園都市づくり協議会構成市町）	- 96 -
協定－ 7	災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供に関する協定書（（社）埼玉県トラック協会久喜支部）	- 100 -
協定－ 8	災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書（東部中央都市連絡協議会構成市町）	- 104 -
協定－ 9	災害時における救援物資提供に関する協定書（コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社(旧:三国コカ・コーラボトリング株式会社)）	- 106 -
協定－ 1 0	公益社団法人日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱（公益社団法人日本水道協会埼玉県支部）	- 108 -
協定－ 1 1	農業集落排水施設災害対策応援に関する協定（一般社団法人地域環境資源センター） ..	- 110 -
協定－ 1 2	災害時における要援護者の受入等に関する協定書（埼玉県立宮代特別支援学校(旧:埼玉県立宮代養護学校) 他）	- 112 -
協定－ 1 3	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（埼玉県及び県内市町村）	- 114 -
協定－ 1 4	アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定書（宮代町アマチュア無線クラブ）	- 115 -
協定－ 1 5	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ） ..	- 116 -
協定－ 1 6	災害時における相互協力に関する協定書（日本工業大学）	- 118 -
協定－ 1 7	災害時の応急対策に関する協定書（宮代町建設土木事業者協力会）	- 123 -
協定－ 1 8	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定（埼玉県清掃行政研究協議会）	- 124 -
協定－ 1 9	災害時における応急活動に関する協定（宮代町水道工事業者組合）	- 127 -
協定－ 2 0	災害時における避難所等の使用に関する協定書（埼玉県立宮代高等学校）	- 128 -

協定－２１	宮代町 防災行政無線の活用に関する協定書（東京電力株式会社 春日部支社）	- 130 -
協定－２２	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（（株）カスミ 他） - 131 -
協定－２３	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書（埼玉県電気工事工業組合）	... - 135 -
協定－２４	災害廃棄物等の処理の協力に関する協定（埼玉県一般廃棄物連合会） - 136 -
協定－２５	災害時における避難所等の使用に関する協定書（埼玉県立宮代特別支援学校）	... - 138 -
協定－２６	災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局） - 140 -
協定－２７	災害発生時における燃料供給及び帰宅困難者支援に関する協定 （町内ガソリンスタンド） - 141 -
協定－２８	災害時における救援物資提供に関する協定書（（株）伊藤園） - 142 -
協定－２９	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話株式会社） - 144 -
協定－３０	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社） - 148 -
協定－３１	災害時における井戸水の提供に関する協定書（井戸所有者３７名） - 150 -
協定－３２	災害時におけるＬＰガス等の優先供給に関する協定書（社団法人埼玉県ＬＰガス協会 北東武支部杉戸宮代地区） - 151 -
協定－３３	災害時における放送等に関する協定（株式会社ジェイコム北関東） - 152 -
協定－３４	災害時タクシー無線の災害情報通信等の協力に関する協定書（杉戸タクシー有限会社、朝日自動車株式会社杉戸営業所、太平交通株式会社） - 155 -
協定－３５	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書（埼玉司法書士会） - 156 -
協定－３６	地域貢献型広告に関する協定書（東電タウンプランニング株式会社） - 159 -
協定－３７	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書（埼玉土地家屋調査士会）	.. - 160 -
協定－３８	災害時における応急対策活動に関する協定書（埼玉土建一般労働組合 宮代支部） - 164 -
協定－３９	災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン） - 166 -
協定－４０	災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（埼玉県下の市町、下水道の一部事務組合、公益社団法人日本下水道管路管理業協会） - 173 -
協定－４１	災害時における要援護者の受入等に関する協定（社会福祉法人まごころ会）	.. - 187 -
協定－４２	宮代町と郵便局との地域における包括連携に関する協定（日本郵便株式会社杉戸郵便局、宮代町内郵便局） - 189 -
協定－４３	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社春日部支社） - 191 -
協定－４４	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（株式会社東武ストア） - 193 -
協定－４５	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定（株式会社バカン） - 197 -

様式集	- 198 -
様式-1	防災点検報告書（公共施設管理者→町民生活課）	- 201 -
様式-2	警戒・非常配備報告書（各班→本部）	- 202 -
様式-3	発生速報（本部→県）	- 203 -
様式-4	経過速報（本部→県）	- 204 -
様式-5	被害状況調（本部→県）	- 205 -
様式-6	対応記録用紙（各班→税務班）（税務班→本部）	- 207 -
様式-7	救助実施記録日計票（本部→県：災害救助法関係）	- 208 -
様式-8	医療衛生材料受払簿（本部→県：災害救助法関係）	- 209 -
様式-9	救護班活動状況（本部→県：災害救助法関係）	- 210 -
様式-10	衛生材料等受払簿（本部→県：災害救助法関係）	- 211 -
様式-11	助産台帳（本部→県：災害救助法関係）	- 212 -
様式-12	応援・受援管理帳票（事務局（応援・受援担当））	- 213 -
様式-13	他の地方公共団体への応援要請書（本部→他市町村：災害対策基本法第67条第1項関係）	- 214 -
様式-14	県への応援要請書（本部→県：災害対策基本法第68条関係）	- 215 -
様式-15	指定地方行政機関の職員の派遣要請書（本部→指定地方行政機関：災害対策基本法第29条第2項関係）	- 216 -
様式-16	指定地方行政機関の職員の派遣斡旋要求書（本部→指定地方行政機関：災害対策基本法第30条第1項関係）	- 217 -
様式-17	他の普通地方公共団体の職員の斡旋要求書（本部→指定地方行政機関：地方自治法第252条の17関係）	- 218 -
様式-18	相互応援協定にもとづく応援要請（本部→相互応援協定締結自治体）	- 219 -
様式-19	活動記録（各班→本部）	- 220 -
様式-20	自衛隊への災害派遣要請依頼文書（本部→県：自衛隊法第83条、災害対策基本法第68条の2項関係）	- 221 -
様式-21	自衛隊への災害派遣部隊の撤収依頼文書（本部→県：自衛隊法第81条の3項関係）	- 222 -
様式-22	災害ボランティア受入名簿（ボランティアセンター→本部）	- 223 -
様式-23	避難者名簿（本部→県：災害救助法関係）	- 224 -
様式-24	避難所用物資受払書（本部→県：災害救助法関係）	- 225 -

様式－２５	避難所設置及び収容状況（本部→県：災害救助法関係）	- 226 -
様式－２６	配車要望書（各班→企画財政班又は他団体）	- 227 -
様式－２７	緊急通行車両等確認申請書（本部→県）	- 228 -
様式－２８	給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品資材受払簿（本部→県：災害救助法関係）	- 229 -
様式－２９	飲料水の供給簿（本部→県：災害救助法関係）	- 230 -
様式－３０	炊き出しその他による食品給与物受払簿（本部→県：災害救助法関係）	- 231 -
様式－３１	炊出し給与状況（本部→県：災害救助法関係）	- 232 -
様式－３２	物資の受払簿（本部→県：災害救助法関係）	- 233 -
様式－３３	物資の給与状況（本部→県：災害救助法関係）	- 234 -
様式－３４	遺骨及び遺留品処理票（葬祭業者等）	- 235 -
様式－３５	捜索用機械器具燃料受払簿（本部→県：災害救助法関係）	- 236 -
様式－３６	遺体の捜索状況記録簿（本部→県：災害救助法関係）	- 237 -
様式－３７	遺体処理台帳（本部→県：災害救助法関係）	- 238 -
様式－３８	埋葬台帳（本部→県：災害救助法関係）	- 239 -
様式－３９	学用品の給与状況（本部→県：災害救助法関係）	- 240 -
様式－４０	応急仮設住宅台帳（本部→県：災害救助法関係）	- 241 -
様式－４１	住宅応急修理記録簿（本部→県：災害救助法関係）	- 242 -
様式－４２	障害物除去の状況（本部→県：災害救助法関係）	- 243 -
様式－４３	義援金品受領書（福祉班・会計班→義援金品寄託者又は配送者）	- 244 -
様式－４４	徴収猶予申請書（住民→税務班）	- 245 -
様式－４５	減免申請書（住民→税務班）	- 246 -
様式－４６	罹災証明申請書（住民→税務班）	- 247 -
様式－４７	罹災証明書（税務班→住民）	- 248 -
様式－４８	罹災者台帳（税務班）	- 249 -
様式－４９	被災証明申請書（兼証明書）（住民→税務班）	- 250 -
様式－５０	宮代町災害時業務日報（各班）	- 251 -
様式－５１	行方不明者受付簿（福祉班・健康介護班・教育推進班→税務班：災害救助法関係）	- 252 -
様式－５２	行方不明者名簿（税務班→本部：災害救助法関係）	- 253 -

法令集

法令－１ 宮代町防災会議運営要綱

宮代町防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮代町防災会議条例（昭和39年宮代町条例第21号）に基づき、宮代町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 防災会議を召集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

(異動等の報告)

第3条 委員に異動のあった場合、後任者は直ちに役職、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会長の専決処分)

第4条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は次の防災会議においてこれを報告しなければならない。

(専門委員)

第5条 専門委員は、防災会議に出席して意見を述べることができる。

(会議録)

第6条 会長は、会議録を作成し、次の事項を記録しておかななければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の役職及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び審議の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他の事項

(検討組織)

第7条 防災会議に宮代町地域防災計画の内容及び実施計画の進行管理等を検討するため、宮代町防災計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する者をもって構成する。

- (1) 条例第3条第5項に掲げる委員
- (2) 自主防災活動を積極的に行っている組織の代表者
- (3) 公募による市民（宮代町市民参加条例（平成15年宮代町条例第29号）第2条第1号に掲げる者をいう。）
- (4) 防災に関する専門的知識及び経験を有する者

- 3 委員会の委員は、18 人以内とする。
- 4 委員会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員会の委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決める。
- 6 委員長は、会議の議長となり、委員会の会議を総理する。
- 7 委員長に事故あるときは、副会長が、その職務を代理する。
- 8 委員長は、会議録を作成し、会長に報告するものとする。

(事務局)

第 8 条 防災会議の事務を処理するための事務局を置く。

- 2 防災会議の庶務は、町民生活課において処理する。

(事務局の所掌事務)

第 9 条 事務局は、次の事項を処理する。

- (1) 防災会議及び幹事会の召集事務に関すること。
- (2) 議案の作成及び幹事会の召集事務に関すること。
- (3) 災害時における情報の収集に関すること。
- (4) 地域防災計画作成のための資料の収集に関すること。
- (5) 災害に関係ある各課並びに関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (6) その他会長が命ずる事項

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 12 月 20 日)

この要綱は、平成 6 年 12 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 18 年要綱第 7 号)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年要綱第 2 号)

この要綱は制定の日から施行し、この要綱による改正後の宮代町防災会議運営要綱の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

法令－２ 宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付要綱

宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 町は、災害や犯罪に強い安心で安全なまちづくりの推進を目的に、地域に密着した自主防災及び防犯組織の設立及び活動を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、宮代町補助金等の交付手続等に関する規則（昭和58年宮代町規則第7号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「自主防災組織」及び「自主防犯組織」とは、地域に密着した組織で、行政区、自治会及び事業所単位、又はそれらを連合とした防災及び防犯に関する活動組織で町長に設立の届出（様式第1号）のあったものをいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金を受けることができるものは、次のとおりとする。

(1) 前条に定義する組織で、構成員が概ね10人以上であるもの。

(2) 第1条の目的を達成するための活動計画又は活動のための明確な意思があるもの。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、具体的な内容及び例示については別表第1に掲げるとおりとする。

(1) 自主防災活動事業

ア 防災用の資機材の購入費

イ 防災拠点の整備に要する経費

ウ 防災訓練の実施に要する経費

エ 防災に関する意識啓発及び研修に要する経費

オ 防災士の資格取得に要する経費

(2) 自主防犯活動事業

ア 防犯用の資機材の購入費(防犯パトロールに要する経費)

イ 防犯に関する意識啓発、研修及び訓練に要する経費

ウ 地域環境改善活動に要する経費

(補助基準及び補助金の額)

第5条 補助事業に対する補助基準及び補助金の額は別表第2のとおりとし、補助金の額に百円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の経費については、毎年度1度に限り補助対象とする。ただし、別表第2に規定する防災用の資機材の購入費及び防災拠点の整備に要する経費に係る次年度以降の補助金については、6月末日までに交付申請を行うものとする。

(交付申請)

第6条 この補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付申請書(様式第2号及び様式第3号)に、別表第2に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 補助金の交付決定は、宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第8条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、速やかに宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助事業者に対して補助金を交付するものとする。

（変更の承認申請等）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けたのち、補助金の申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、宮代町安心安全まちづくり推進事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金変更（中止、廃止）承認決定通知書（様式第7号）により通知する。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、宮代町安心安全まちづくり推進事業実績報告書（様式第8号及び様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（額の確定）

第11条 町長は、実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び現地調査を行い、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金の額の確定通知書（様式第10号）により速やかに補助事業者に通知する。

（補助金の返還）

第12条 補助事業者が虚偽その他不正により補助金の交付を受けたとき、又は補助金の交付決定に付した条件に反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（検査）

第13条 町長は補助金の交付を受けた自主防災及び防犯組織に対し、必要があると認めるときは、検査を行うことができる。

（財産処分の制限）

第14条 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、申請者が補助金の全部に相当する金額を町に納付した場合又は事業完了後5年を経過した場合は、この限りでない。

（補助事業者の責務）

第15条 補助事業者は、地域の防災及び防犯に関する事業並びに町が実施する防災及び防犯に関する施策に積極的に協力しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第1号オの補助金の交付を受け防災士の資格を取得した者（以下「取得者」という。）を自主防災組織の構成員として位置付け、取得者がわかる名簿を町長に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。
(宮代町自主防災組織補助金交付要綱の廃止)
- 2 宮代町自主防災組織補助金交付要綱(平成8年宮代町告示第28号)は廃止する。
附 則(平成20年告示第52号)
- 3 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
附 則(平成21年告示第44号)
- 4 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
附 則(平成22年告示第88号)
- 5 この告示は、制定の日から施行し、この告示による改正後の宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。
附 則(平成25年告示第45号)
- 6 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
附 則(平成30年告示第35号)
- 7 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
附 則(平成31年告示第19号)
- 8 この告示は、制定の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

事業区分	経費区分	内容
自主防災活動事業	ア 防災用の資機材の購入費	① 本部運営用 作業服、ヘルメット、腕章、帽子、テント、発電機、投光器、コードリール、災害用簡易トイレ 等
		②情報収集用 トランシーバー、携帯用ラジオ 等
		③消火用 消火器、バケツ、防火服、可搬式動力ポンプ、消防用ホース 等
		④救出救護用 はしご、のこぎり、ハンマー、バール、掛矢、スコップ、つるはし、リヤカー、一輪車、ジャッキ、ロープ、担架、斧、救急セット、毛布、AED(自動体外式除細動器) 等
		⑤ 給食給水用 鍋、釜、携帯コンロ、ポリタンク、浄水機 等
		⑥ 避難誘導用 避難誘導旗、トランジスターメガホン、強力ライト 等
		⑦ 防災倉庫 自主防災倉庫
		⑧ その他 町長が特に必要と認めたもの
	イ 防災拠点の整備に要する経費	① 設備設置費 かまど付きベンチ、情報掲示板 等
		② 備品等購入費 発電機、緊急用照明器具、無線設備、AED(自動体外式除細動器)等
		③ 工事費 生活用水用井戸、マンホールトイレ用排水設備、集会所改修工事等
		④ その他 町長が特に必要と認めたもの
	ウ 防災訓練の実施に要する経費	① 情報収集訓練
		② 初期消火訓練
		③ 救出、救護訓練
		④ 避難誘導及び避難訓練
		⑤ 炊き出し、給水訓練
		⑥ 図上訓練
		⑦ 避難所体験訓練
		⑧ その他、実践活動を伴う訓練
エ 防災に関する意識啓発及び研修に要する経費	① 研修会に要する講師謝金	
	② 研修会用パンフレットの購入費	
	③ 事務用品の購入費、印刷費等(飲料費は対象外)	
オ 防災士の資格取得に要する経費	① 防災士研修センター等が実施する講座受講料(教本料含む。会場までの交通費は対象外)	
	② 防災士資格取得試験受験料	
	③ 防災士資格認証登録料	
自主防犯活動事業	ア 防犯用の資機材の購入(パトロールに要する経費)	帽子、腕章、タスキ、ジャンパー、ベスト、名札、懐中電灯、信号灯、ホイッスル、パトロール中表示シート・プレート、のぼり旗、保険代 等
	イ 防犯に関する意識啓発、研修及び訓練に要する経費	① 研修会の実施に要する経費 講師謝金、講師旅費、会場使用料 等 ② 研究、啓発、ワークショップに要する経費 防犯マップ作成経費、パンフレット、ちらし、ポスター、立看板作成費 等
	ウ 地域環境改善活動に要する経費	① 落書き消しに要する経費 溶剤、マスク、刷毛 等 ② 死角となる危険箇所の是正に伴う経費 のこぎり、脚立、ゴミ袋 等

(注1) 会場使用料、資料作成、飲料費を対象とし、弁当、茶菓子代は対象外とする。

別表第2 (第5条関係)

補助対象区分		補助金額	申請書類及び添付書類
自主防災活動	ア 防災用の資機材の購入費	① 初年度 ・設立の日から5年未満で初めて補助を受ける団体 購入金額の4分の3以内の額で上限額400,000円 ② 次年度以降 ・①を受けた団体又は設立の日から6年未満の団体 購入金額の2分の1以内の額で上限額200,000円 (注1) ・設立の日から6年以上11年未満の団体 購入金額の2分の1以内の額で上限150,000円 (注1) ・設立の日から11年以上の団体 購入金額の2分の1以内の額で上限100,000円 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災資機材購入計画書(品名、規格、数量、単価、金額、資機材の保管場所) ・見積書、仕様書(カタログ)及び保管場所又は設置場所図面 ・土地所有者承諾書(防災倉庫の場合)
	イ 防災拠点の整備に要する経費	① 初年度 防災集会所整備を開始した日から5年未満で初めて補助を受ける団体 購入金額の4分の3以内の額で上限額400,000円 ② 次年度以降(注1) ・①を受けた団体又は整備開始の日から6年未満の団体 購入金額の2分の1以内の額で上限額200,000円 ・整備開始の日から6年以上11年未満の団体 購入金額の2分の1以内の額で上限額150,000円 ・整備開始の日から11年以上の団体購入金額の2分の1以内の額で上限額100,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所等拠点整備計画書 ・見積書、仕様書(カタログ)及び保管場所又は設置場所図面
	ウ 防災訓練の実施に要する経費	① (世帯数×100円)+10,000円×団体数 ② 実支出額	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書(実施要領)予算書
	エ 防災に関する意識啓発及び研修に要する経費	③ ①及び②のいずれか少ない額で上限150,000円 (注2)	
	オ 防災士の資格取得に要する経費	実支出額	<ul style="list-style-type: none"> ・研修講座の受講を証する書類 ・講座の受講料、防災士資格取得試験受験料及び防災士資格認証登録料を確認できる書類
自主防犯活動	ア 防犯用の資機材の購入費(パトロールに要する経費)	① 初年度 活動に要する経費の1/2以内の額で上限額150,000円 ② 次年度以降 活動に要する経費の1/2以内の額で上限額70,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯パトロール等事業計画書(実施要領) ・パトロール実施者名簿 ・見積書、仕様書(カタログ)
	イ 防犯に関する意識啓発、研修及び訓練に要する経費	① (世帯数×100円)+20,000円 ② 実支出額 ③ ①及び②のいずれか少ない額	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書(実施要領)予算書
	ウ 地域環境改善活動に要する経費		

(注1) 当該年度にコミュニティ助成事業助成金と安心安全まちづくり推進事業補助金の両方を受けることはできない。

(注2) 事前打合、反省会、事後の広報等に係る経費は対象外とする。

法令－３ 宮代町防災行政用無線局管理運用規程

宮代町防災行政用無線局管理運用規程

(目的)

第1条 この訓令は、宮代町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する宮代町防災行政用無線局(以下「無線局」という。)の管理について、電波法(昭和25年法律第131号)及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (5) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成及び配置等は別表のとおりとする。

(無線系の総括管理者)

第4条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理・運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、町長の職にある者を充てる。

(管理責任者)

第5条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線系の管理・運用の業務を行うとともに通信取扱責任者・管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、町民生活課長の職にある者を充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線局を管理・運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

(管理者)

第7条 次の所には、管理者を置く。

- (1) 固定系親局の通信操作を行う部署
 - (2) 固定系遠隔制御器を配備した埼玉東部消防組合宮代消防署(以下「宮代消防署」という。)の部署
- 2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局においては施設等の管理・監督の業務を所掌する。
 - 3 管理者は、第1項第1号に掲げる部署にあつては町民生活課長、同項第2号に掲げる部署にあつては署長をもって充てる。

(無線従事者の配置養成等)

第 8 条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため毎年 4 月 1 日をもって無線従事者名簿(様式第 1 号)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第 9 条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに無線業務日誌(様式第 2 号)の記載を行う。

(通信取扱者)

第 1 0 条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備え付け書類等の管理)

第 1 1 条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線業務日誌は、毎日、管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

4 通信取扱責任者は、無線業務日誌抄録(様式第 3 号)を毎年 12 月までに作成し、管理責任者に提出するものとする。

5 通信取扱責任者は、無線従事者選解任届(様式第 4 号)及び無線業務日誌抄録の写しを整理保管しておくものとする。

(無線局の運用)

第 1 2 条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第 1 3 条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 毎日点検

(2) 月点検

(3) 年点検

2 点検項目については、無線設備の点検表(様式第 5 号)のとおりとする。

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 毎日点検は通信取扱責任者又は管理者

(2) 月点検は管理責任者

(3) 年点検は総括管理者

4 予備装置及び予備電源については、毎月 1 回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

5 点検の結果異常を発見したときは、直ちに責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため次により定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上
- (2) 定期通信訓練

2 訓練は、通信統制訓練・住民への管理通報等の伝達訓練及び移動系による情報収集伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は、毎年1回以上、通信取扱者等に対して電波法令等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(部外設置の固定系遠隔制御器の管理)

第16条 部外に設置する固定系遠隔制御器の管理については、別に定める細則によるものとする。

附 則

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成6年訓令第5号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年訓令第4号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年訓令第4号）

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年訓令第2号）

この訓令は、平成17年2月14日から施行する。

附 則（平成17年訓令第7号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第10号）

この告示は、制定の日から施行する。

附 則（平成27年訓令第3号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年訓令第6号）

この告示は、平成30年1月27日から施行する。

附 則（令和3年訓令第5号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

屋外拡声子局・再送信子局一覧

管理番号	屋外子局名称	設置場所	管理番号	屋外子局名称	設置場所
001	新しい村付近	宮代町字山崎 266 番地 1	025	西条原農業集落 排水施設付近	宮代町大字西条原 1345 番地 1
002	逆井集会所	宮代町字逆井 120 番地	026	須賀御霊 大権現神社	宮代町大字須賀 2041 番地 1
003	山崎アーチェリー場	宮代町字山崎 12 番地	027	東条原グラウンド	宮代町大字東条原 369 番地 1
004	金原集会所	宮代町字金原 43 番地	028	西条原 第 9 水源付近	宮代町大字西条原 163 番地 1
005	百間小学校	宮代町字西原 261 番地	029	金剛寺	宮代町大字須賀 1069 番地 1
006	中集会所	宮代町字中 108 番地	030	学園台グラウンド	宮代町学園台二丁目 961 番地 1
007	中寺集会所	宮代町字東 122 番地 1	031	学園台 あおぎり公園	宮代町学園台三丁目 795 番地 8
008	姫宮南遊水池	宮代町東姫宮二丁目 904 番地 141	032	日本工業大学	宮代町学園台四丁目 1 番
009	東集会所付近	宮代町字東 421 番地 2	033	学園台 ゆきやなぎ公園	宮代町学園台一丁目 909 番地 160
010	姫宮北第 1 遊水池	宮代町東姫宮一丁目 688 番地 222	034	八河内集会所付近	宮代町大字国納 815 番地 1
011	学校給食センター	宮代町字金原 524 番地 3	035	和戸天満宮	宮代町大字和戸 1003 番地 1
012	西原児童公園	宮代町字西原 505 番地 1	036	ふるとねの郷	宮代町大字和戸 858 番地 2
013	逆井広場	宮代町字山崎 857 番地	037	高野川児童公園	宮代町大字須賀 2268 番地 1
014	宮代町役場	宮代町笠原一丁目 4 番 1 号	038	和戸児童公園	宮代町和戸三丁目 195 番地 1
015	分教場跡地	宮代町宮代二丁目 191 番地 2	039	宮代台中央公園	宮代町宮代台三丁目 397 番地 125
016	風土記の丘公園	宮代町道佛三丁目 235 番地	040	国納霊園	宮代町大字国納 187 番地 1
017	新道集会所	宮代町中央二丁目 9 番 3 号	041	桃山台中央公園	宮代町大字和戸 2103 番地 196
018	河原橋付近	宮代町百間一丁目 9 番 4 号	042	宮東配水場	宮代町字宮東 51 番地
019	弁天会館付近	宮代町百間三丁目 126 番地 1	043	宮東正福坊	宮代町字宮東 481 番地
020	東小学校	宮代町百間五丁目 8 番 48 号	044	姫宮神社	宮代町字姫宮 373 番地 1
021	若宮集会所	宮代町字中島 366 番地 1	045	姫宮成就院幼稚園	宮代町字宮東 922 番地 1
022	中須集会所	宮代町字中島 94 番地 4	046	川端公民館	宮代町字川端 646 番地 4
023	西条原集会所	宮代町大字西条原 660 番地 1	047	姫宮駐在所前	宮代町川端一丁目 340 番地 2
024	須賀中学校	宮代町大字須賀 1426 番地 1	048	川端集会所	宮代町川端三丁目 13 番 27 号

法令－４ 災害弔慰金の支給等に関する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例

第１章 総則

(目的)

第１条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第２章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第３条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第４条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この号及び次号において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
 - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
 - (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては、250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

(利率)

- 第14条** 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年3パーセントを上限として町長が別に定める率とする。
- 2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。
- 3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

- 第15条** 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。
- 2 償還の方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 雑則

(規則への委任)

- 第16条** この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成 5 年条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年条例第 2 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条並びに第 15 条第 1 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行する。

法令－５ 宮代町開発指導要綱（抜粋）

宮代町開発指導要綱（抜粋）

第１章 総則

第１条～第２条 略

（適用範囲）

第３条 この告示は、宮代町内において開発行為等を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するものについて適用する。

（１）開発区域の面積が 500 平方メートル以上の開発行為

（２）開発区域における 6 戸以上の建築行為

（３）都市計画法第 4 条第 11 項に規定する特定工作物及び町長が必要と認める開発行為等

２ 前項の規定にかかわらず、同一の開発者が過去 1 年以内に行った開発行為等がこの告示の適用範囲外であった場合において、過去の開発行為等とそれに隣接する土地において行う新たな開発行為等の面積又は戸数の合計等が前項第 1 号又は第 2 号に該当することになるものについては、この告示を適用する。

第４条 略

第５条～第 12 条 略

（土地利用）

第 13 条 開発者は、開発区域内の土地利用計画策定に当たっては、埼玉県又は町が都市計画法第 11 条第 1 項各号に基づく都市施設に関する都市計画等を定め、又は定めようとしているときは、これに適合させなければならない。ただし、町長が認めるものを除く。

（宅地分譲の最低敷地面積）

第 14 条 開発行為等による 1 区画当たりの最低敷地面積は、120 平方メートルとする。ただし、地区計画等が定められている区域においては、当該計画等に定める面積とする。

第 15 条～第 16 条 略

（道路側空地の確保）

第 17 条 開発者は、道路に接した開発行為等に当たっては、家屋倒壊による道路封鎖等の要因とならぬよう、道路側にできる限り空地を確保する計画に努めなければならない。

第 18 条～第 19 条 略

（緑化）

第 20 条 開発者は、緑豊かな都市空間を創出するため、開発区域の 10 パーセント以上の面積において、10 平方メートル当たり 10 本以上の植栽を行うものとする（戸建て住宅の建築を除く。）。ただし、別表 2 の算定方法を用いて緑化計画書（様式第 10 号）を提出することにより、これに代えることができる。

２ 開発者は、一つの建築物の敷地面積が 1,000 平方メートル以上の開発行為等を行うときは、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和 54 年埼玉県条例第 10 号）の規定に基づく届出を行うとともに、その写しを町長に提出するものとする。なお、その写しは、緑化計画書に代えることができる。

３ 開発者は、設置した緑地について、草木の繁茂や倒壊等による通行への支障や害虫の発生など、周辺環境への悪影響が生じないように、適切に管理しなければならない。

第 21 条 略

(道路)

第22条 開発者は、道路の計画及び設計施工に当たっては、道路管理者と事前に協議するとともに、道路構造令（昭和45年政令第320号）、及び都市計画法第33条の規定を遵守しなければならない。

2 関係者は、開発に伴い整備する道路を町に帰属するときは、宮代町私道の寄附採納に関する要綱（令和3年宮代町告示第65号）に基づく仕様とし、関係管理者と事前に協議を行わなければならない。

第23条～第27条 略

(公園)

第28条 開発者は、開発区域の面積が3,000平方メートル以上の開発行為等に当たっては、開発区域面積の3パーセント以上かつ100平方メートル以上の公園を設置しなければならない。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存し、特に町長が設置の必要はないと認めるときは、この限りでない。

2 公園の基本構造については、外部からの見通しを良くするなど防犯面に配慮し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 原則として、2箇所以上の出入り口を設け、そのうち1箇所以上を車椅子が通行できる出入り口とすること。

(2) 出入り口の1箇所については、作業車が進入できる構造とし、取り外しができる車止めを設けること。

(3) 出入り口には門柱を設け、周囲にはメッシュフェンス又は生垣その他これに類するものを設けること。なお、宅地に面する箇所については、高さ1.8メートル以上とすること。

(4) 雨水等の排水が適切に排除できるよう、必要な施設を施すこと。

(5) 公園内は、ダスト舗装とすること。

(6) 公園の形状、面積等を勘案し、照明灯を設置すること。

(7) 公園は、公道に接し、住民等の利用しやすい場所とすること。

(8) 公園整備に当たっては、関係法令及び埼玉県福祉のまちづくり条例（平成7年埼玉県条例第11号）に定められた整備を遵守すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、公園内の緑化及び遊戯施設、園名板等については、町と別途協議すること。

3 市街地開発事業等が施行中又は終了した区域内における開発行為等については、本条は適用しない。

第29条 略

(集会施設等)

第30条 開発者は、100区画以上の宅地又は100戸以上のマンション分譲等を目的とする開発行為等に当たっては、開発区域及び周辺住民の利便性の向上並びにコミュニティの形成を図るために必要となる集会施設等の設置について町と事前に協議し、必要に応じて開発者の負担で整備するものとする。

2 前項の規定により整備した集会施設等の維持管理等については、利用者で組織する団体等が行うものとする。

第31条～第33条 略

附 則 略

宮代町職員服務規程（抜粋）

第1条～第32条 略

（緊急登庁）

第33条 職員は、庁舎又はその付近に火災その他非常災害が発生したときは、速やかに登庁しなければならない。

（非常災害時の警備）

第34条 前条の規定により登庁した者は、直ちに、次の各号に掲げる処置をして上司の指示を受けなければならない。

（1）非常持出書類を搬出し、保管すること。

（2）金庫及び重要物件を警備すること。

（非常災害時の警備訓練）

第35条 総務課長は、非常時の警備について職員の担任を定め、適宜訓練を実施し、非常時に備えなければならない。

附 則 略

法令一七 宮代町国民健康保険税条例（抜粋）

宮代町国民健康保険税条例（抜粋）

第1条～第24条 略

（国民健康保険税の減免）

第25条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免する。

- (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (2) 当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者
 - ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者
 - イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者
 - (ア) 健康保険法の規定による被保険者(同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。)
 - (イ) 船員保険の規定による被保険者
 - (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
 - (エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
 - (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者(同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。)

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、納期限までに当該申請書を提出することができないことにつき災害その他やむを得ない事由があると町長が認めた場合については、当該納期限の経過後町長が定める日までの間、当該申請書を提出することができる。

- (1) 納税義務者の住所、氏名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号
- (2) 納期限及び税額
- (3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

第26条～第28条 略

附 則 略

法令－８ 宮代町税条例（抜粋）

宮代町税条例（抜粋）

第１章 総則

第１条～第１８条 略

（災害等による期限の延長）

第１８条の２ 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

２ 前項の指定は、町長が公示によって行うものとする。

３ 町長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、第１項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については２月以内、特別徴収義務者については３０日以内において、当該期限を延長するものとする。

４ 前項の申請は、同項に規定する理由がやんだ後速やかに、その理由を記載した書面でしなければならない。

５ 町長は、第３項に規定する期限を延長したときは、期日その他必要な事項を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。当該期限の延長を認めないときも、また同様とする。

（納税証明事項）

第１８条の３～第２２条 略

第２章 普通税

第２３条～第５０条 略

（町民税の減免）

第５１条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち町長において必要があると認めるものに対し、町民税を減免する。

（１）生活保護法の規定による保護を受ける者

（２）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者

（３）当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

（４）学生及び生徒

（５）公益社団法人及び公益財団法人

（６）前各号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの

２ 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申告書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

（１）納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）

（２）法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額

（３）減免を受けようとする事由

３ 第１項の規定によって町民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

第５２条～第５３条の１２ 略

（固定資産税の納税義務者等）

第５４条 固定資産税は、固定資産（土地、家屋及び償却資産を総称する。以下固定資産税について同じ。）に対し、その所有者（質権又は１００年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地

については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同じ。)に課する。

2～3 略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5～7 略

第55条～第70条 略

(固定資産税の減免)

第71条 町長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)
- (3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格
- (3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
- (4) 償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格
- (5) 減免を受けようとする事由及び第1項第3号の固定資産にあつては、その被害の状況

3 第1項の規定によって固定資産の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

第72条～第74条 略

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5項及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号

から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

- (2) 法第349条の3の3第1項に規定する被災住宅用地（以下この号及び次号において「被災住宅用地」という。）の被災年度に係る賦課期日における所有者の住所及び氏名又は名称並びに当該被災住宅用地の所在及び地積
 - (3) 被災住宅用地の上に被災年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
 - (4) 前号に規定する家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等の発生した日時及びその詳細
 - (5) 当該年度に係る賦課期日において法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
 - (6) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

第75条～第88条 略

（軽自動車税の減免）

第89条 町長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

- (1) 軽自動車等の種別
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- (3) 主たる定置場
- (4) 原動機の形式
- (5) 原動機の総排気量又は定格出力
- (6) 用途
- (7) 形状
- (8) 車両番号又は標識番号

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直にその旨を町長に申告しなければならない。

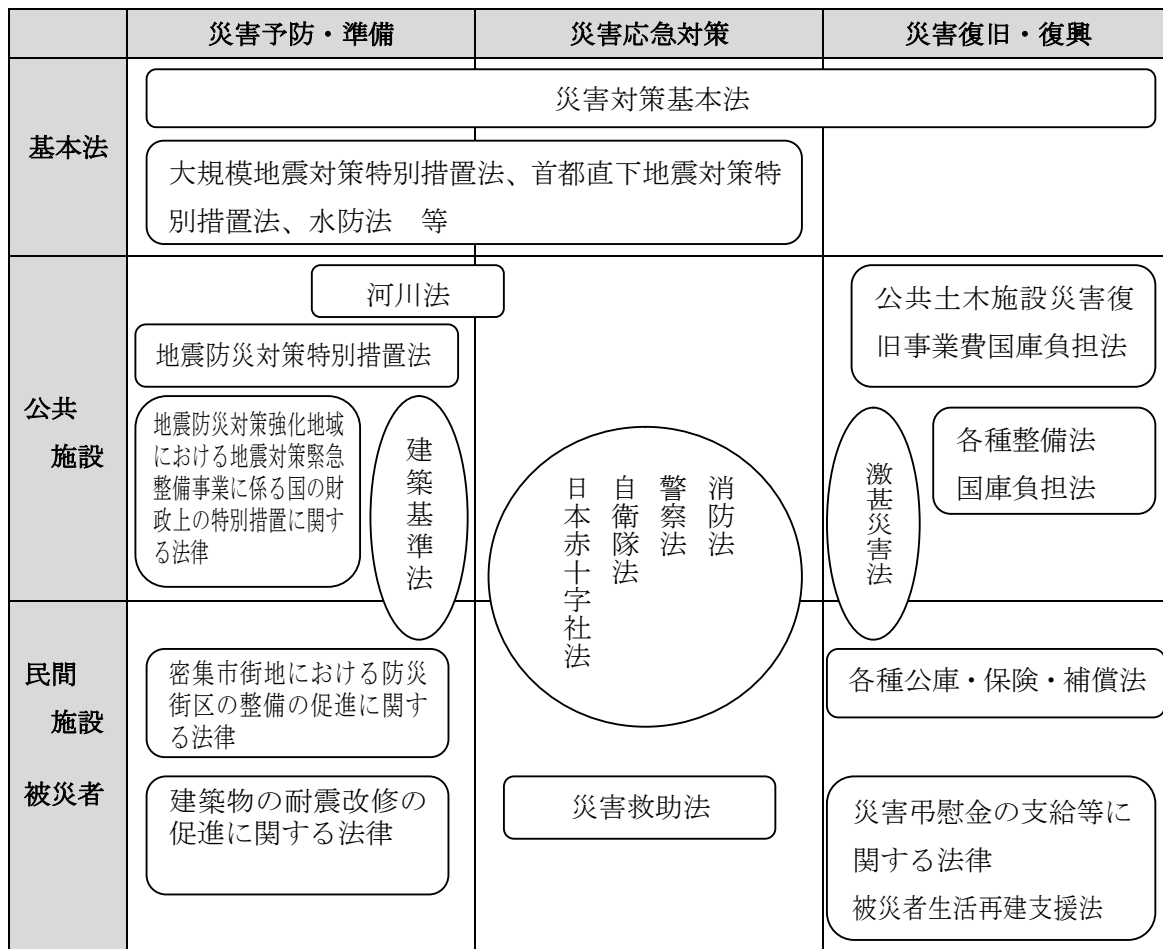
第90条～第140条の7 略

附 則 略

法令－9 法体系

法体系

災害に関する法令（条例規則等は除く）の位置付けは、次のとおりである。



法令－１０ 災害対策基本法（抜粋）

第１章 総則

（目的）

第１条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第２条 略

（国の責務）

第３条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

２ 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

３ 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

４ 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

（都道府県の責務）

第４条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

２ 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（市町村の責務）

第５条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

２ 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

３ 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第１項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(地方公共団体相互の協力)

第5条の2 地方公共団体は、第4条第1項及び前条第1項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(国及び地方公共団体とボランティアとの提携)

第5条の3 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第6条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(住民等の責務)

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

第8条～第10条 略

第2章 防災に関する組織

第1節 中央防災会議

(中央防災会議の設置及び所掌事務)

第11条 内閣府に、中央防災会議を置く。

2 中央防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防災基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 内閣総理大臣又は内閣府設置法第9条の2に規定する特命担当大臣(以下「防災担当大臣」という。)の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣又は防災担当大臣に意見を述べること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

3 内閣総理大臣は、次に掲げる事項については、中央防災会議に諮問しなければならない。

- 一 防災の基本方針
- 二 防災に関する施策の総合調整で重要なもの
- 三 非常災害又は第23条の3第1項に規定する特定災害に際し一時的に必要とする緊急措置の大綱
- 四 災害緊急事態の布告

五 その他内閣総理大臣が必要と認める防災に関する重要事項

(中央防災会議の組織)

第12条 中央防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 防災担当大臣

二 防災担当大臣以外の国務大臣、内閣危機管理監、指定公共機関の代表者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

6 中央防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係行政機関及び指定公共機関の職員並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 中央防災会議に、幹事を置き、内閣官房の職員又は指定行政機関の長（国務大臣を除く。）若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

9 幹事は、中央防災会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

10 前各項に定めるもののほか、中央防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第13条 略

第2節 地方防災会議

第14条～第15条 略

(市町村防災会議)

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第2項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

第17条～第22条 略

(都道府県災害対策本部)

第23条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

- 2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。
- 3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
- 4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。
 - 一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
 - 三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村災害対策本部)

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 前条第7項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第3節 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部

第23条の3～第28条の6 略

第4節 災害時における職員の派遣

(職員の派遣の要請)

第29条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前2項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(職員の派遣のあつせん)

第30条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第124条第1項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

第31条～第33条 略

第3章 防災計画

第34条 略

(防災基本計画の作成及び公表等)

第35条 防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 防災に関する総合的かつ長期的な計画
- 二 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
- 三 前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの

2 防災基本計画には、次に掲げる事項に関する資料を添付しなければならない。

- 一 国土の現況及び気象の概況
- 二 防災上必要な施設及び設備の整備の概況
- 三 防災業務に従事する人員の状況
- 四 防災上必要な物資の需給の状況
- 五 防災上必要な運輸又は通信の状況
- 六 前各号に掲げるもののほか、防災に関し中央防災会議が必要と認める事項

第36条～第38条 略

(指定公共機関の防災業務計画)

第39条 指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに当該指定公共機関を所管する大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3 第21条の規定は、指定公共機関が第1項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

(都道府県地域防災計画)

第40条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2～5 略

第41条 略

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第4項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第42条の2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

- 2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

第43条～第45条 略

第4章 災害予防

第1節 通則

第46条～第49条3 略

第2節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

第49条4～第49条9 略

第3節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

第49条10 略

第49条の11 略

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和16年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第49条の14第3項第1号及び第49条の15において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 略

第49条12～第49条14 略

第49条の15 略

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第49条の17において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3～4 略

第49条16～第49条17 略

第5章 災害応急対策

第1節 通則

(災害応急対策及びその実施責任)

第50条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 八 緊急輸送の確保に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 略

第51条～第52条 略

(被害状況等の報告)

第53条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあっては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。

2～8 略

第2節 警報の伝達等

第54条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

3 第1項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

4 第1項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

第55条 略

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項に関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(警報の伝達等のための通信設備の優先利用等)

第57条 前2条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

第3節 事前措置及び避難

(市町村長の出動命令等)

第58条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員（当該市町村の職員である者を除く。）、警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

(市町村長の事前措置等)

第59条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下この項、第64条及び第66条において「警察署長等」という。）は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(市町村長の避難の指示等)

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村

長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。
- 4 市町村長は、第 1 項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6～8 略

（警察官等の避難の指示）

- 第 6 1 条** 前条第 1 項又は第 3 項の場合において、市町村長が同条第 1 項に規定する避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。
- 2 前条第 2 項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。
 - 3 警察官又は海上保安官は、第 1 項の規定により避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
 - 4 前条第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

（指定行政機関の長等による助言）

- 第 6 1 条の 2** 市町村長は、第 60 条第 1 項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第 3 項の規定により緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

（避難の指示等のための通信設備の優先利用等）

- 第 6 1 条の 3** 第 5 7 条の規定は、市町村長が第 60 条第 1 項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第 3 項の規定により緊急安全確保措置を指示する場合（同条第 6 項の規定により都道府県知事が市町村長の事務を代行する場合を含む。）について準用する。

（広域避難の協議等）

- 第 6 1 条の 4** 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、第 60 条第 1 項に規定する避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を 1 定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、同一都道府県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 3 第1項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、同項の居住者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、同項の規定による滞在（以下「広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
- 4 前項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。
- 6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 協議元市町村長は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第4項の内閣府令で定める者に通知しなければならない

（都道府県外広域避難の協議等）

第61条の5 前条第1項に規定する場合において、市町村長は、要避難者を一定期間他の都道府県内の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該要避難者の受入れについて協議することを求めることができる。

- 2 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、要避難者の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。
- 3 略
- 4 第2項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、要避難者の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。
- 5 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、第1項の規定による滞在（以下「都道府県外広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
- 6 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 略

- 9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 10 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 11 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 12 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 13 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。
- 14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第6項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（市町村長による都道府県外広域避難の協議等）

- 第61条の6** 前条第1項に規定する場合において、市町村長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村の市町村長に協議することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
 - 3 略
 - 4 第1項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、同項の要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域避難の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
 - 5 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
 - 6 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
 - 7 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
 - 8 略
 - 9 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長及び第7項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
 - 10 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第5項の内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
 - 11 略

第4節 応急措置等

(市町村の応急措置)

第62条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。

2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第63条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にい
ない場合に限り、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同
法第8条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の
執行について準用する。この場合において、第1項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命
ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第61条の2の規定は、第1項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

(応急公用負担等)

第64条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合にお
いて、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町
村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若
しくは収用することができる。

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、
応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該
応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置
をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保
管しなければならない。

3～10 略

第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合にお
いて、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応

急措置を実施すべき現場にある者を当該急措置の業務に従事させることができる。

2 第63条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場でない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

第66条 略

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第67条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 略

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第68条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(災害派遣の要請の要求等)

第68条の2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前2項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第69条～第75条 略

(災害時における交通の規制等)

第76条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で

定めるものをいう。以下同じ。) 以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 略

第76条2 略

第76条の3 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

3 前2項の規定は、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両（自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両（消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

5～6 略

第76条4～第84条 略

(被災者の公的徴収金の減免等)

第85条 略

2 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、又は当該地方公共団体の条例で定めるところにより、被災者の地方税その他地方公共団体の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置をとることができる。

第86条～第86条4 略

第86条5 略

2～8 略

9 環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、当該市町村に代わって自ら当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。

- 一 当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
- 二 当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
- 三 当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性

10～13 略

第5節 被災者の保護

第86条6～第86条の7 略

第2款 広域一時滞在

(広域一時滞在の協議等)

第86条の8 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

2 市町村長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

2 市町村長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

3 第1項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。

4 第1項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。

6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

7 第1項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞在必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第4項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域一時滞在の協議等)

第86条の9 前条第1項に規定する場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在（以下「都道府県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

2 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。

3 略

4 第2項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。

5 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる

ものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。

6 第4項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。

8～9 略

10 都道府県外協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。

11 第1項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

12～13 略

14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第6項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第86条の11～第86条16 略

第6節 物資等の供給及び運送

第86条16～第86条18 略

第6章 災害復旧

第87条～第90条 略

第7章 被災者の援護を図るための措置

第90条2～第90条4 略

第8章 財政金融措置

第91条 略

(指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担)

第92条 第67条第1項、第68条、第74条第1項又は第74条の4の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、国又は当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。

第93条～第104条 略

第9章 災害緊急事態

第105条～第109条 略

第10章 雑則

第110条～第112条 略

第11章 罰則

第113条～第117条 略

附則 略

第１節 災害救助法の目的と内容

１ 目的

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）は、一定規模以上の災害が発生した被災地に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

２ 災害救助法の適用災害

災害救助法の適用災害は、一般的に暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象（降ひょう、火山爆発、地すべり等）、大規模な火事、爆発その他放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶等の事故の場合である。

また、災害救助法の適用は知事が行うが、特異な災害及び特別基準を要する場合は、事前に内閣総理大臣と調整する必要がある。

３ 救助の本質（性格）

災害救助法に基づく救助は次に掲げる性格のもと実施される。

（１）災害に際しての応急救助であること

災害に際して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的救助である。従って、災害復旧対策や被災後の経済上の理由による生活困窮者に対する保護は含まれない。

（２）災害を受けた者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とすること

本法による救助は、災害の規模が個人の基本的生活権と全体的な社会秩序とに影響を与える程度以上のものであるときに適用される。

（３）国の責任において実施されるものであること

本法による救助は、前項のように重要な目的を持つものであり、かつ大規模なものであることから、救助は国が行うべきとされている。従って、県は国から受託して救助の実施に当たる。

（４）地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われるものであること

救助に必要な人員の確保、物資の調達等は、これらの団体や国民一般の協力を得なければ万全を期することができないものであり、本法による救助は、これらの協力の下に行うものとされる。

４ 救助の実施機関

（１）救助は国の責任のもと実施されるものであるが、その実施に当たっては県が受託している。この救助を迅速に行うため、避難所の設置、炊き出し及び学用品の給与等、市町村において実施することが適切であるものについては、救助の実務に関する事務の一部を市町村長が行うことができる（災害救助法第 13 条第 1 項）。

（２）災害救助法第 13 条第 1 項の規定により、市町村長が行う事務を除き、市町村長は県知事が行う救助を補助することとされている（災害救助法第 13 条第 2 項）。

5 救助の種類

本法による救助は、災害のため一定規模以上の被害を生じさせた場合で、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものである。救助の種類については次のとおりである（災害救助法第4条及び災害救助法施行令第2条参照）。

災害救助法第4条（救助の種類等）

救助の種類は、次のとおりとする。

- （1）避難所及び応急仮設住宅の供与
- （2）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- （3）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- （4）医療及び助産
- （5）被災者の救出
- （6）被災した住宅の応急修理
- （7）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- （8）学用品の給与
- （9）埋葬
- （10）前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

災害救助法施行令第2条

- （1）死体の捜索及び処理
- （2）災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

6 費用の負担区分

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

- 災害救助法に基づく救助の費用 県負担
- その他の費用 町負担

第2節 災害救助法実施基準及び適用された場合の措置

基本的事項及び災害認定基準【事務局】

災害救助法が適用された場合、「宮代町地域防災計画 第3編 第1部 第18章 災害救助法の適用」に基づき、次の基準により実施するものとする。なお、県に対する災害救助法の適用申請は事務局が行うため、各班は取りまとめ先である税務班に指定の様式により報告する。

1 基本的事項

- (1) 市町村単位での適用
- (2) 災害は原則として同一原因によるものを単位とする（例外あり）
- (3) 市町村又は県の人口に応じ、一定の被害世帯数以上に達したもの
- (4) 被害者が現に救助を必要とする状態にあること

2 災害認定基準

基準名	内容
1号基準（災害救助法施行令第1条第1項第1号）	■人口 30,000 人以上 50,000 人未満の市町村 ⇒住居が滅失した数 町内で <u>60 世帯以上</u> （注1）
2号基準（災害救助法施行令第1条第1項第2号）	■県の区域内で <u>2,500 世帯以上の住家が滅失した場合</u> であって、町内で <u>30 世帯以上の世帯が滅失した場合</u> （当該市町村の人口 30,000 から 50,000 人）
3号基準（災害救助法施行令第1条第1項第3号）	■ <u>県の区域内で 12,000 世帯以上の住家が滅失した場合</u> であって、町内の被害世帯数が多数である場合 ■災害が隔絶した地域の発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とされる事情があった場合で、多数の世帯の住家が滅失した場合
4号基準 （災害救助法施行令第1条第1項第4号） <u>（注2）</u>	■多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって下記の基準に該当するとき ア 災害が発生し、又は発生すおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要としていること イ 災害にかかった者について、食品若しくは生活必需品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること

（注1）棟数ではなく、あくまで世帯数で計算。また、滅失（全壊、全焼含む）世帯数の場合であり、半壊は2世帯をもって滅失1世帯、床上浸水は3世帯をもって滅失1世帯とみなす。

3 認定基準にかかる用語の定義

被害区分		認定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。	
	行方不明	当該災害が原因で行方不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。	
	負傷	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもので、 <u>1ヵ月以上の治療を要する見込みのもの</u> 。
		軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもので、 <u>1ヵ月未満で治療できる見込みのもの</u> 。
住家被害	住家全壊 (全焼・全流失)	住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で示し、その住家の損害割合が <u>50%以上に達した程度のものとする</u> 。 *前段は延べ床面積判断、後段は経済的損失	
	住家半壊 (半焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が <u>20%以上50%未満のものとする</u> 。	
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。	
	半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。	
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。	
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により <u>一時的に居住することができない状態</u> となったもの。	
	床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のも。	
	一部損壊	住家の損壊程度が半壊に達しないもの。	

医療、助産【健康介護班】

災害救助法が適用された場合、医療、助産は県知事が実施する。ただし、県知事が委任したときは、町が実施する。なお、町で実施した場合、健康介護班が事務局に報告する。

(1) 医療

① 実施基準

項目	基準等
対 象	医療の途を失った物（応急措置）
支出費用	1 診療 2 薬剤、又は治療材料の支給 3 処置手術、その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護
費用の限度額	1 医療救護班による場合、使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院、又は診療所の場合、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合、協定料金の額以内
期 間	災害発生の日から 14 日以内
備 考	1 医療は原則として、県の組織する医療救護班により行う。 2 医療機関により行う場合は、医療救護班では治療できない重症の患者等がある場合、又は医療救護班の活動能力の限界以上に患者がある場合、若しくは医療救護班が到着しない場合に限る。 3 患者等の移送費は、別途計上できる

② 帳簿類

- ア 救助実施記録日計票（様式－7 参照）
- イ 医療品衛生材料受払簿（様式－8 参照）
- ウ 救護班活動状況（様式－9 参照）
- エ 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
- オ その他必要な書類、帳簿等

(2) 助産

① 実施基準

項目	基準等
対 象	災害発生の日以前、又は以降 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った物（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）
支出費用	1 分べんの介助 2 分べん前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料
費用の限度額	1 医療救護班による場合、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額
期 間	分べんした日から 7 日以内
備 考	妊婦等の移送費は、別途計上できる

② 帳簿類

- ア 救助実施記録日計票（様式－7 参照）
- イ 衛生材料等受払簿（様式－10 参照）
- ウ 助産台帳（様式－11 参照）
- エ 助産関係支出証拠書類
- オ その他必要な書類、帳簿等

(注) 医療救護班が助産を行った場合は、助産台帳とは別に、医療救護班活動状況も明らかにしておくこと。

飲料水の供給【まちづくり建設班】

災害救助法が適用された場合、飲料水の供給は、まちづくり建設班が事務局に報告する。なお、同法が適用されない場合は同法に準じて行う。

(1) 実施基準

項目	基準等
対象	現に飲料水を得ることができない者
支出費用	1 水の購入費 2 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期間	災害発生から7日以内
備考	輸送費、人件費は別途計上する

(2) 帳簿類

- ① 救助実施記録日計票（様式－7参照）
- ② 給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品資材受払簿（様式－28参照）
- ③ 飲料水の供給簿（様式－29参照）
- ④ 飲料水供給のために必要な資機材の支払証明書類（領収書等）

炊き出し、その他による食品の給与【産業観光班】

災害救助法が適用された場合、炊き出し、その他による食品の給与は産業観光班が事務局に報告する。なお、同法が適用されない場合は同法に準じて行う。

(1) 実施基準

項目	基準等
対象	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者
支出費用	主食費、副食費、燃料費、雑費（器物使用謝金、消耗品の購入費）
費用の限度額	1人1日1,160円以内
期間	災害発生の日から7日以内
備考	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）

(2) 帳簿類

- ① 救助実施記録日計票（様式－7参照）
- ② 炊き出しその他による食品給与物受払簿（様式－30参照）
- ③ 炊き出し給与状況（様式－31参照）
- ④ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払い証拠種類
- ⑤ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

生活必需品等の給与又は貸与【産業観光班】

災害救助法が適用された場合、給与又は貸与する生活必需品の調達については産業観光班が事務局に報告する。なお、同法が適用されない場合は同法に準じて行う。

(1) 実施基準

項目	基準等							
対象	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者							
支出費用	被災者の実情に応じ 1 被服、寝具及び身の回り品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料							
費用の限度額	区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人増 すごとに加算
	全壊 全焼 流失	夏	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900
		冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
	半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,100	8,300	15,100	15,100	19,000	2,600
冬		10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	
期間	災害発生の日から10日以内							
備考	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							

(2) 帳簿類

- ① 救助実施記録日計票（様式－7参照）
- ② 物資の受払簿（様式－32参照）
- ③ 物資の給与状況（様式－33参照）
- ④ 物資購入代金等支払証拠書類
- ⑤ 備蓄物資払出証拠書類等

遺体の搜索・処理、埋・火葬【住民班】

1 遺体の搜索

災害救助法が適用された場合、遺体の搜索は住民班が事務局に報告する。なお、同法が適用されない場合は同法に準じて行う。

(1) 実施基準

項目	基準等
対象	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者
支出費用	舟艇その他搜索のための機械器具の購入費、借上費、修繕費及び燃料費
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期間	災害発生の日から10日以内
備考	1 輸送費、人件費は別途計上する 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している

(2) 帳簿類

- ① 救助実施記録日計票（様式－7 参照）
- ② 捜索用機械器具燃料受払簿（様式－35 参照）
- ③ 遺体の捜索状況記録簿（様式－36 参照）
- ④ 遺体捜索用関係状況記録簿

2 遺体の処理

災害救助法が適用された場合、遺体の処理は住民班が事務局に報告する。なお、同法が適用されない場合は同法に準じて行う。

(1) 実施基準

項目	基準等
対象	災害の際、死亡した者
支出費用	1 洗淨、縫合、消毒等の処置 2 一時保存 3 検案
費用の限度額	1 洗淨消毒等 1 体 3,500 円以内 2 一時保存 ■既存建物利用の場合 : 通常の実費 ■既存建物を利用できない場合 : 1 体 5,400 円以内 3 検案 医療救護班以外は当該地域の慣行料金の額以内
期間	災害発生の日から 10 日以内
備考	1 検案は原則として医療救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる

(2) 帳簿類

- ① 救助実施記録日計票（様式－7 参照）
- ② 遺体処理台帳（様式－37 参照）
- ③ 遺体処理費支出関係証拠書類

3 埋・火葬

災害救助法が適用された場合、遺体の埋・火葬は住民班が事務局に報告する。なお、同法が適用されない場合は同法に準じて行う。

(1) 実施基準

項目	基準等
対象	災害の際死亡した者
支出費用	1 棺（附属品を含む） 2 埋葬又は火葬（人件費を含む） 3 骨壺及び骨箱
費用の限度額	1 体 大人（12 歳以上） 215,200 円 小人（12 歳未満） 172,000 円
期間	災害の発生の日から 10 日以内
備考	1 実際に埋葬する者に支給する 2 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

(2) 帳簿類

- ① 救助実施記録日計票（様式－7 参照）
- ② 遺骨及び遺留品処理簿（様式－3 4 参照）
- ③ 埋葬台帳（様式－3 8 参照）
- ④ 埋葬費支出関係証拠書類

学用品の給与【教育推進班】

1 学用品の給与

災害救助法が適用された場合、学用品の給与は教育推進班が事務局に報告する。なお、同法が適用されない場合は同法に準じて行う。

(1) 実施基準

項目	基準等
対象	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）。
支出費用	1 教科書、教材 2 文房具 3 通学用品
費用の限度額	1 教科書及び教材実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童 1人 4,500円 中学校生徒 1人 4,800円 高等学校等生徒 1人 5,200円
期間	災害発生の日から 1 教科書及び教材 1ヵ月以内 2 文房具及び通学用品 15日以内
備考	1 備蓄物資は評価額 2 入進学の場合は個々の実情に応じ支給する

(2) 帳簿類

- ① 救助実施記録日計票（様式－7 参照）
- ② 学用品の給与状況（様式－3 9 参照）
- ③ 学用品購入関係支払証拠書類
- ④ 備蓄物資支払証拠書類

2 災害救助法適用の留意点

本節の学用品の給与については、災害救助法に基づく学用品の給与であるが、実際災害救助法が適用されなかった場合においても、被害の規模、範囲及び程度により、教育推進班は同法の基準に沿った学用品が支給できるようにする。

応急仮設住宅の供与等【まちづくり建設班】

1 応急仮設住宅の供与

災害救助法が適用された場合、収容施設（仮設住宅）の供与はまちづくり建設班が事務局に報告する。なお、同法が適用されない場合は同法に準じて行う。

(1) 実施基準

項目	基準等
対象	1 住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 2 市町ごとの設置基準戸数は、全壊、全焼又は流失した世帯の3割以内 (注) 建設し供与（建設型仮設住宅）、民間賃貸住宅を借上げて供与（借上型仮設住宅）、又はその他適切な方法により供与する。
支出費用	1 建設型仮設住宅 設置に係る原材料費、建築費、付帯工事費、人件費、輸送費、建築事務費 (注) ■同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 ■高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 借上型仮設住宅 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等
費用の限度額	【建設型仮設住宅】 基準：1戸 5,714,000円以内 (注) 費用の限度額、基準面積は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による 【借上型仮設住宅】 地域の実情に応じた額
期間	建設型仮設住宅の着工期間 発生の日から20日以内
備考	1 基準面積は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 実情に応じ、市町相互間において対象数の融通ができる

(2) 帳簿類

- ① 救助実施記録日計票（様式－7参照）
- ② 応急仮設住宅台帳（様式－40参照）
- ③ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- ④ 応急仮設住宅使用貸借契約書
- ⑤ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- ⑥ 応急仮設住宅建築のための工事代金支払い証拠書類

2 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、被災住宅の応急修理はまちづくり建設班が事務局に報告し、あわせて県へも報告する。なお、同法が適用されない場合は同法に準じて行う。

(1) 実施基準

項目	基準等
対象	住家が半壊（焼）し、そのままでは、当面の日常生活を営むことができない場合であって、自らの資力をもってしては応急修理ができない者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者（世帯単位）

項目	基準等
支出費用	居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限の部分を修理するための原材料費、労務費、材料輸送費及び工事事務費
費用の限度額	1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内 (注) 費用の限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による
期間	災害発生の日から 3 ヶ月以内(災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 ヶ月以内)
備考	実情に応じ、市町相互間において対象数の融通ができる

(2) 帳簿類

- ① 救助実施記録日計票 (様式-7 参照)
- ② 住宅応急修理記録簿 (様式-4 1 参照)
- ③ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- ④ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

3 障害物の除去

まちづくり建設班は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家等に運び込まれ、日常生活を営むのに支障を来しているものに対して、障害物を除去し、保護する。

災害救助法が適用された場合、障害物の除去はまちづくり建設が事務局に報告する。なお、同法が適用されない場合は同法に準じて行う。

(1) 実施基準

項目	基準等
対象	居室、炊事場、便所等に障害物が運び込まれ、一時的に居住できない状態であって、自らの資力をもってしては除去することができない者
支出費用	ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人件費
費用の限度額	1 世帯 137,900 円以内 (注) 費用の限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による
期間	災害発生の日から 10 日以内
備考	実情に応じ、市町相互間において対象数の融通ができる

(2) 帳簿類

- ① 救助実施記録日計票 (様式-7 参照)
- ② 障害物除去の状況 (様式-4 2 参照)
- ③ 障害物除去支出関係証拠書類

避難所の開設・運営【福祉班・子育て支援班・健康介護班・教育推進班】

災害救助法が適用された場合、避難所の開設・運営は福祉班・健康介護班・教育推進班が事務局に報告する。なお、同法が適用されない場合は、同法に準じて行う。

(1) 実施基準

項目	基準等
対 象	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者で、避難を必要とする者
支出費用	1 設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費用又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費用 2 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における当該特別な配慮のために必要な通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。
費用の限度額	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円 (注) ■高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。
期 間	災害発生の日から7日間
備 考	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。

(2) 帳簿類

- ① 避難者名簿（様式－23参照）
- ② 救助実施記録日計票（様式－7参照）
- ③ 避難所用物資受払書（様式－24参照）
- ④ 避難所設置及び収容状況（様式－25参照）
- ⑤ 避難所設置に要した支払証拠書類
- ⑥ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

生業資金の貸与

現在適用されていない。

第3節 災害救助法の申請手続き

1 災害救助法適用申請

事務局は、震災による被害が災害救助法適用基準に該当したとき、又は該当すると予測されるときは本部長の承認を得て、県知事（県消防防災課）に対して災害の発生報告を行い、災害救助法の適用を申請する。

また、福祉班長は、当該災害に災害救助法が適用されたときは、本部員会議において、本部長及び各班長に対してその旨報告する。

2 救助の種類と実施者

応急救助については、県知事が実施するが、知事が救助事務の内容、期間等を本部長に通知した場合は、町が救助を行う。期間については、すべて災害救助法の適用日から起算する。

ただし、内閣総理大臣の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。

なお、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去等は、災害救助法上は、二次的救助であり、被災者本人が自ら救助を行うべき資産を有している場合は、その対象とならないことに注意を要する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置及び内容	7日以内	町
炊き出し及び食品の給与	7日以内	
飲料水の供給	7日以内	
被服・寝具及び生活必需品の給与又は貸与	10日以内	
医療及び助産	【医療】 14日以内 【助産】 分娩した日から7日以内	医療救護班派遣＝県及び日赤埼玉県支部（ただし、県知事が委任した時は町）
学用品の給与	【教科書及び教材】 1ヵ月以内 【文房具及び通学用品】 15日以内	町
被災者の救出	3日以内	
埋葬	10日以内	
生業資金の貸与	現在適用されていない	
応急仮設住宅の建設	【建設型仮設住宅】 20日以内着工	対象者、設置箇所の選定＝町 設置＝県（ただし、県知事が委任したときは町）
住宅応急修理	3ヵ月以内	町
遺体の搜索	10日以内	
遺体の処理	10日以内	
障害物の除去	10日以内	

第4節 救助の実施状況の把握及び報告

事務局は、救助の実施を行う各班に救助の種類ごとに定められている報告書の提出を求め、これを取りまとめる。

なお、主な報告内容は、次のとおりである。

救助の種類	報告事項
避難所の設置	箇所数、収容人数、既支出額及び今後支出見込額
炊き出し、食品の給与	箇所数、給食数、給食人員、既支出額及び今後支出見込額
飲料水の供給	対象人員、給水車台数、既支出額及び今後支出見込額
生活必需品の給与	主たる品別給与点数及び給与世帯数、既支出額及び今後支出見込額
医療、助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数、既支出額及び今後支出見込額
被災者の救出	救出人員、行方不明者数、既支出額及び今後支出見込額
住宅の応急修理	対象世帯数、既支出額及び今後支出見込額
学用品の給与	小中学校別対象者数及び給与点数、既支出額及び今後支出見込額
埋葬	埋葬数、既支出額及び今後支出見込額
生業資金の貸与	現在適用されていない
遺体の捜索、処理	遺体処理数、既支出額及び今後支出見込額
障害物の除去	対象世帯数、既支出額及び今後の支出見込額
応急仮設住宅	設置（希望）戸数、完成戸数、既支出額及び今後支出見込額

資料集

資料－１ 防災管理者の役割

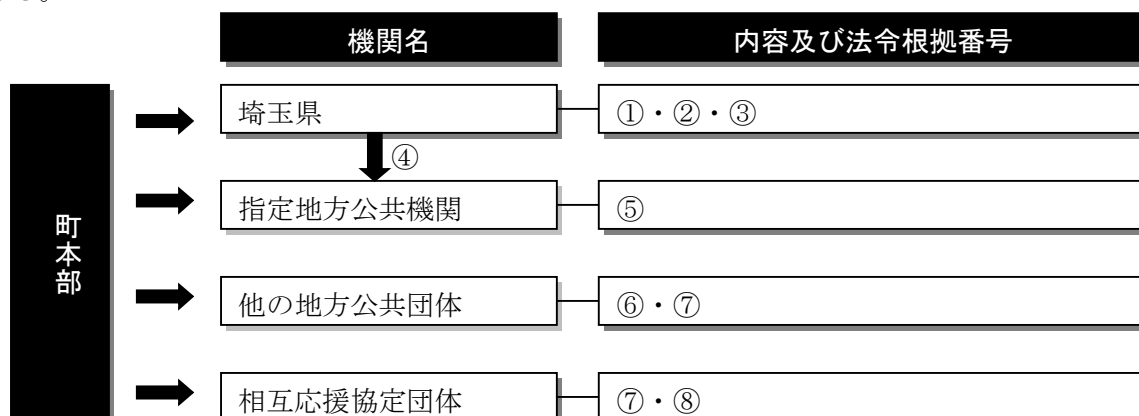
【防災管理者の役割】

- (1) 町の災害危険要因を把握し分析すること
 - (2) 地域防災計画の施策の実行や防災能力の向上を図るため、町の関係組織、関係機関及び住民組織との調整を行うこと
 - (3) 災害時に活用できる人的・物的資源をリストアップしておくこと
 - (4) 災害時に他から必要なサービス、資機材等の支援を受けるための相互応援協定等の締結を行うこと
 - (5) 不足する資源を把握し、それを補うための力を持った関係者と連携を保つこと
 - (6) 町民への防災に関する知識の普及・啓発を行うこと
 - (7) 災害時における災害対策本部の設置に必要な設備を平常時より整えておくこと
 - (8) 災害時における住民への情報伝達手段の確保及び拡充を図ること
 - (9) 災害の危険が迫った場合の町長への伺い、町組織への迅速な対応の指示並びに町民への警戒及び警告するためのシステムの構築を行うこと
 - (10) 避難や心と体のケアをするためのシステムの構築を行うこと
 - (11) 緊急対応に従事する職員の能力を向上させるための訓練プログラムの研究と実践を行うこと
 - (12) 町長に対して、防災活動に関する十分な情報提供を行うこと
 - (13) 地域防災計画に基づき、計画的に防災予算を編成し、執行及び管理を行うこと
 - (14) 国・県からの技術的・財政的援助を積極的に活用すること
- ※町は、町民生活課長を防災管理者として指定している。

資料－２ 応援要請の種別と根拠

1. 応援協力要請等の系統並びに根拠法令

法律、協定に基づく関係行政機関に対する応援協力要請等の系統並びに根拠法令は次のとおりである。



要請等の内容		法令根拠
①	応急措置の応援又は応急措置の実施要請	災対法 68 条第 1 項 ⇒ (都道府県知事等に対する応援の要求等)
②	災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関の職員の派遣斡旋要求	災対法第 30 条第 1 項 ⇒ (職員の派遣の斡旋)
③	災害応急対策又は災害復旧のための他の地方公共団体職員の派遣斡旋要求	災対法第 30 条第 2 項 ⇒ (職員の派遣の斡旋)
④	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災対法 29 条第 1 項 ⇒ (職員の派遣の要請)
⑤	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災対法第 29 条第 2 項 ⇒ (職員の派遣の要請)
⑥	災害の応急措置のための応援要請	災対法第 67 条第 1 項 ⇒ (他の市町村長等に対する応援の要求)
⑦	地方公共団体職員の派遣要請	地方自治法第 252 条の 17 ⇒ (職員の派遣)
⑧	相互応援協定に基づく応援要請	災害時相互応援協定

2. 他の地方公共団体に対する応援要請

① 応援要請の根拠

本町に地震災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災対法第 67 条第 1 項（法令 1 0 参照）に基づき、他の市町村長に対し応援を求める。応援要請に当たっては、協定に基づく応援要請が基本であるが、現在締結している協定は近隣市町との協定がほとんどであるので、応援が困難と判断した場合は、県に対して要請を行う。

また、現在締結している協定市町は次のとおりである。

災害時相互応援協定自治体一覧

協定名	枠組み	協定締結市町
災害時における相互応援に関する協定	田園都市づくり協議会	久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市（旧白岡町）、杉戸町 ※旧菖蒲町、栗橋町、鷲宮町を含む。
市災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定	東部中央都市連絡協議会	春日部市、蓮田市、白岡市（旧白岡町）、杉戸町
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県内市町村	埼玉県及び県内市町村

② 応援に従事する者の指揮

本部長が必要性及び職員の適正を判断し、各班に対し職員を派遣する。

③ 応援要請の手続き

ア 応援要請者は本部長とする。

イ 応援要請の手続きは、事務局が行う。

ウ 応援の要請には、様式-13を持って行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法を持って要請し、事後文書を提出するものとする。

④ 応援要請に関する費用負担

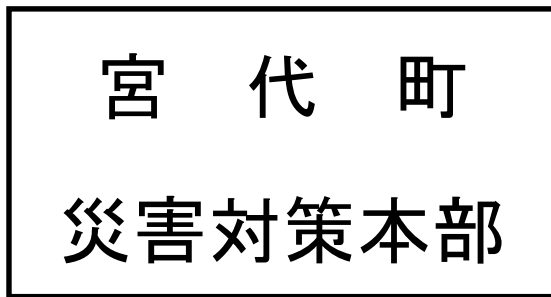
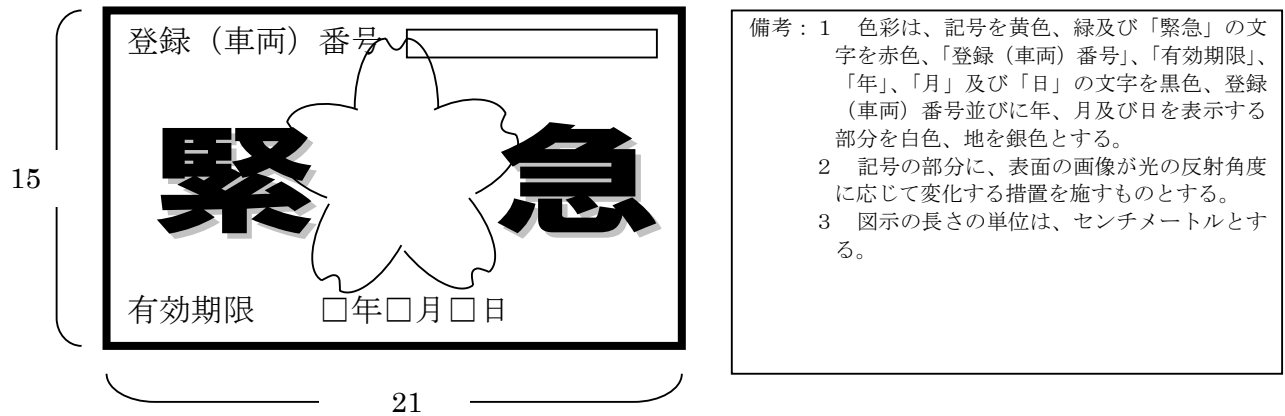
応援を受け入れた場合の応急措置に関する費用は、災対法第92条（指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担）の定めにより、町が負担する。

資料－3 緊急輸送車両の標章及び証明書

災害応急対策に使用する車両については、県公安委員会（杉戸警察署）に対し、災対法施行規則に定める標章及び証明書の交付を申請し、受領する必要がある。

また、県公安委員会から標章及び証明書の交付を受けた場合は、これを厳重に管理するとともに、緊急輸送を行う時は、証明書を備え付け、標章は当該車両の前面の見やすいところに掲示する。

なお、災害対策本部の車輛であることを示すため、「宮代町災害対策本部」の表示も行う。



段階別輸送内容の指定について

発災後の段階別輸送内容を次のとおり例示する。

区分	緊急通行車両により輸送する対象
第1段階	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 2 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員及び物資等 4 医療機関へ搬送する負傷者等 5 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1段階の継続実行 2 食料、水等生命の維持に必要な物資 3 疾病者及び被災者の被災地外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 5 行方不明者の搜索、遺体の処理に要する人員及び資機材の搬入
第3段階	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2段階の継続 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活必需品

資料－４ 応急給水用機械器具の種類、能力、保有数

令和4年4月現在

種類	積載量又は容量	配置	数量
給水タンク	1,000 リットル	上下水道室	3台
ポリ容器	20 リットル	〃	50個
給水袋 (リュック)	6 リットル	〃	600枚
給水袋	10 リットル	町防災倉庫	10,000枚
浄水器	2 t / H	〃	4台
耐震性貯水槽	100 m ³	スキップ広場	1台
	60 m ³	須賀小学校	1台
	60 m ³	姫宮北公園	1台

給水タンク



ポリ容器



給水袋



給水袋 (リュック)



浄水器



耐震性貯水槽



資料－5 河川・農業施設

令和4年4月現在

名 称	所在地
笠原排水機場	宮代町百間 1016-1
第1揚水機場	宮代町逆井 298-1
万年堰	宮代町和戸 1276 番地先

笠原排水機場



第1揚水機場



万年堰



資料－6 教育施設一覧

令和4年4月現在

小中学校

学校名	所在地	電話番号
須賀小学校	宮代町須賀 1425-1	0480-33-1325
百間小学校	宮代町西原 261	0480-32-0157
東小学校	宮代町百間 5-8-48	0480-32-0214
笠原小学校	宮代町百間 1105	0480-34-8480
須賀中学校	宮代町須賀 1426-1	0480-33-1326
百間中学校	宮代町宮代 3-7-38	0480-32-0142
前原中学校	宮代町中 461	0480-34-0631

高等学校等

名称	所在地	電話番号
宮代高等学校	宮代町東 611	0480-32-4388
宮代特別支援学校	宮代町金原 636	0480-35-2432

社会教育施設

名称	所在地	電話番号
図書館	宮代町百間 1139	0480-34-9944
川端公民館	宮代町川端 578	(電話無し)
和戸公民館	宮代町和戸 2-5-1	(電話無し)
百間公民館	宮代町百間 5-1-29	(電話無し)
進修館	宮代町笠原 1-1-1	0480-33-3846
郷土資料館	宮代町西原 289	0480-34-8882
総合運動公園	宮代町和戸 1834	0480-32-1543

資料－7 都市ガス施設の状況

令和4年4月末現在

項目	数量
需要家件数	3,408件
供給量（直近1年間） 令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	1,867,841 m ³
埋設管延長	27,231.2m
中圧本管	3,293.6m
低圧本支管	23,937.6m
供給管	2,781本

都市ガス供給区域

〈埼玉県南埼玉郡宮代町〉

字東、東姫宮1丁目～2丁目、学園台1丁目～4丁目、本田1丁目～5丁目、中央3丁目、笠原1丁目、大字須賀のうち姫宮落川以南、町道80号線以東、大字東条原のうち姫宮落川以南、川端1丁目のうち笠原沼落以西、川端3丁目～4丁目、字川端のうち笠原沼落以西、字姫宮のうち笠原沼落以西かつ東武伊勢崎線以東、和戸1丁目～5丁目、百間2丁目～6丁目、字中島のうち町道16号以西かつ県道春日部久喜線以北（ただし町道16号、町道148号、町道170号、県道春日部久喜線で囲まれた区域を除く）

地区整圧器（ガバナ―）

整圧器名称	型式	住所
宮代東	R-150	宮代町東904-218
川端	AFV	宮代町川端4-535-1
学園台3丁目	AFV	宮代町学園台3丁目12-7
和戸	AFV	宮代町和戸1-29-2

*資料出典：東彩ガス株

資料－8 街角消火器設置状況

令和4年2月現在

番号	地域名	設置数	番号	地域名	設置数
1	学園台	10	23	字道佛	0
2	笠原	1	24	字川端	2
3	字金原	4	25	川端	19
4	大字国納	6	26	字中島	15
5	字逆井	7	27	字姫宮	1
6	大字須賀	13	28	字宮東	10
7	中央	5	29	百間	26
8	字中	4	30		
9	大字西条原	12	31		
10	字西原	11	32		
11	字東	10	33		
12	大字東条原	6	34		
13	東姫宮	12	35		
14	本田	10	36		
15	宮代	6	37		
16	宮代台	12	38		
17	字山崎	10	39		
18	大字和戸	13	40		
19	和戸	8	41		
20	字姫宮	5	42		
21	字百間	0	43		
22	字道佛	3	44		

資料－9 消火ホース及び地下式消火栓の設置状況

令和4年4月末現在

	消火ホース 設置箇所数	地下式消火栓 設置箇所数
宮代消防署管内	150	652

資料-10 町有車一覧

令和4年4月現在

	所管課	車名	登録番号	備考
1	総務課(町長車)	ニッサン セナ	春日部 301 み 1986	スタッドレスあり
2	企画財政課(1号車)	スズキ エブリイ	春日部 480 こ 3761	
3	企画財政課(2号車)	ニッサン セナ	春日部 501 と 5986	スタッドレスあり
4	企画財政課(3号車)	スズキ エブリイ	春日部 480 え 702	
5	企画財政課(4号車)	ダイハツ タント	春日部 580 ね 7654	スタッドレスあり
6	企画財政課(5号車)	ダイハツ タント	春日部 580 ね 7653	
7	企画財政課(6号車)	トヨタ ヴィッツ	春日部 501 の 5730	
8	企画財政課(7号車)	電気自動車 ニッサン e-NV200	春日部 301 は 332	
9	企画財政課(8号車)	トヨタ プロボックスワゴン	春日部 400 と 1590	
10	企画財政課(9号車)	スズキ ワゴンR	春日部 580 ま 6115	
11	企画財政課(10号車)	マツダ ボンゴトラック	春日部 400 て 4887	
12	企画財政課(11号車)	ホンダ インサイト	春日部 501 と 6000	
13	企画財政課(12号車)	スズキ キャリイ	春日部 480 く 6454	スタッドレスあり
14	税務課	ホンダ フィット	春日部 500 む 1826	
15	町民生活課(交通安全指導車)	スズキ エブリイワゴン	春日部 580 こ 3767	スタッドレスあり
16	町民生活課(危機管理担当)	ダイハツ ハゼット	春日部 480 か 4272	スタッドレスあり
17	町民生活課(害獣保護車)	マツダ スクラム	春日部 480 か 21	
18	福祉課(赤十字車)	マツダ ビアテ	春日部 301 つ 7030	
19	子育て支援課(旧赤十字車)	ニッサン バネット	春日部 400 そ 8775	
20	子育て支援課(みやしろ保育園)	スズキ ワゴンR	春日部 580 と 5487	
21	子育て支援課(国納保育園)	スズキ ワゴンR	春日部 50 と 1735	
22	健康介護課(保健センター)	ダイハツ ムーヴ	春日部 580 た 8755	
23	健康介護課(保健センター)	スズキ エブリイワゴン	春日部 580 は 6828	
24	健康介護課(配食車)	スバル サンバーデアイス	春日部 40 さ 6236	
25	健康介護課	スズキ アルト	春日部 580 ち 6429	
26	健康介護課	ダイハツ ミラ	春日部 480 え 9628	
27	産業観光課(農業振興担当)	スズキ エブリイ	春日部 480 き 5765	
28	まちづくり建設課(道路担当)	ニッサン バネット	春日部 400 ち 2612	スタッドレスあり
29	まちづくり建設課(道路担当)	スズキ ハター	春日部 580 は 9809	スタッドレスあり
30	まちづくり建設課(建築開発担当)	スズキ エブリイ	春日部 480 え 703	
31	まちづくり建設課(都市計画担当)	マツダ スクラムバン	春日部 480 か 6280	スタッドレスあり

	所管課	車名	登録番号	備考
32	教育推進課(生涯学習担当)	トヨタ プロボックスバン	春日部 400 と 1591	
33	教育推進課(郷土資料館)	スズキ エブリイ	春日部 480 え 704	
34	教育推進課(郷土資料館)	トヨタ タンクエス	春日部 400 と 367	
35	健康介護課(介護保険担当)	スズキ アルト W	春日部 580 あ 7669	
36	健康介護課(介護保険担当)	ダイハツ ミライース	春日部 580 に 5296	
37	まちづくり建設課(下水道担当)	下水道担当 トヨタ カルデッテ	春日部 56 み 6250	
38	まちづくり建設課(下水道担当)	下水道担当 スバル サハートラック	春日部 480 こ 2125	スタッドレスあり
39	まちづくり建設課(下水道担当)	下水道担当 スバル サハートラック	春日部 480 こ 2126	スタッドレスあり
40	まちづくり建設課(上水道担当)	上水道担当 マツダ ボンゴトラック	春日部 400 そ 6167	
41	まちづくり建設課(上水道担当)	上水道担当 スバル サハートラック	春日部 480 き 3335	
42	まちづくり建設課(上水道担当)	上水道担当 スズキ エブリイ	春日部 480 え 9208	スタッドレスあり
43	まちづくり建設課(上水道担当)	上水道担当 マツダ ボンゴ	春日部 400 た 1853	
44	まちづくり建設課(上水道担当)	上水道担当 スズキ エブリイ	春日部 480 こ 3764	スタッドレスあり
45	消防団	第1分団 日野 デュトロ	春日部 800 さ 9234	チェーンあり
46	消防団	第2分団 日野	春日部 800 す 6025	チェーンあり
47	消防団	第3分団 いすゞ	春日部 800 す 4983	チェーンあり
48	消防団	第4分団 日野	春日部 800 さ 7961	チェーンあり
49	消防団	第5分団 日野	春日部 800 す 6024	チェーンあり
50	消防団	第6分団 いすゞ	春日部 800 す 1504	チェーンあり

資料-11 消防車両一覧

令和3年12月現在

所属	車両名	車種	型式		車名	登録年月	使用年月	緊援隊 登録車両
宮代消防署	宮代1	水槽付 ポンプ自動車	I-B	SDG-GX7JGAA 改	日野	H26.1	7年2ヵ月	
	宮代2	普通ポンプ車	CD-I CAFS	TKG-XZU685M	日野	H26.10	6年5ヵ月	○
	救急宮代1	救急車	高規格	CBF-TRH226S	トヨタ	H29.9	3年6ヵ月	○
	救急宮代2	救急車(非常用)	高規格	CBF-TRH226S	トヨタ	H22.2	11年1ヵ月	
	指令宮代1	指令車	1BOX	DBF-VM20	日産	H22.8	10年7ヵ月	
	宮代 資機材1	資機材搬送車	2.75t	2RG-XZU712M	日野	R2.2	1年1ヵ月	
	宮代3	普通ポンプ車 (非常用)	CD-I	PD-XZU378M	日野	H18.1	15年2ヵ月	

資料-12 宮代町指定文化財一覧

令和4年4月現在

国指定

	種別	名称	所在地	指定年月日	所有者等
1	彫刻	木造阿弥陀如来及び両脇侍像(3 軀)	東京都台東区上野公園 13-9	大正3年8月25日	西光院

国登録有形文化財

	種別	名称	所在地	登録年月日	所有者等
1	歴史資料	工業技術資料	学園台 4-1-1	平成20年3月7日	日本工業大学
2	歴史資料	百間小学校すべり台	字西原 261-1	令和2年4月3日	宮代町

県指定

	種別	名称	所在地	指定年月日	所有者等
1	建造物	五社神社本殿(1 棟)	字東 90	昭和37年3月10日	五社神社

町指定

	種別	名称	所在地	指定年月日	所有者等
1	工芸品	鰐口(1 口)	字西原 289	平成3年2月21日	宝生院
2	彫刻	十一面観音像(1 軀)	大字和戸 808	平成3年2月21日	西方院
3	古文書	西光院朱印状(12 通) 付 御朱印箱(1 点)	字東 410	平成3年2月21日 (変更)平成28年3月31日	西光院
4	古文書	西光院中世文書(5 点)	字東 410	平成3年2月21日 (変更)平成28年3月31日	西光院
5	工芸品	姫宮神社絵馬(3 点)	字姫宮、 字西原 289	平成3年2月21日	姫宮神社
6	天然記念物	大イチョウ	字中	平成3年2月21日	宝生院
7	建造物	旧斎藤家住宅 付 物置・蔵	字西原 289	平成4年2月19日	宮代町
8	建造物	旧進修館	字西原 289	平成4年2月19日	宮代町
9	建造物	旧加藤家住宅	字西原 289	平成4年2月19日	宮代町
10	彫刻	阿弥陀如来坐像	字西原 289	平成15年4月1日	宮代町

	種別	名称	所在地	指定年月日	所有者等
11	古文書	戸田家文書	字西原 289	平成 16 年 4 月 1 日	個人
12	古文書	折原家文書	字西原 289	平成 16 年 4 月 1 日	個人
13	考古資料	逆井遺跡第 1 号ブロック出土石器	字西原 289	平成 16 年 4 月 1 日	宮代町
14	古文書	岩崎家文書	字西原 289	平成 18 年 4 月 1 日	宮代町
15	歴史資料	川島庚申塔群	百間 6 丁目	平成 18 年 4 月 1 日	切戸川島庚申講中
16	歴史資料	五社神社箱付和鏡 付柄鏡及び台座	字東 90	平成 18 年 4 月 1 日	五社神社
17	考古資料	前原遺跡出土縄文時代草創期微隆起線文土器	字西原 289	平成 20 年 4 月 1 日	宮代町
18	古文書	岡安家文書	字西原 289、大字東桑原	平成 20 年 4 月 1 日	宮代町 個人
19	考古資料	前原遺跡出土旧石器時代石器群	字西原 289	平成 22 年 4 月 1 日	宮代町
20	古文書	関根家文書	字西原 289	平成 22 年 4 月 1 日	個人
21	彫刻	円空仏(役行者倚像)	字西原 289	平成 24 年 3 月 31 日	宝生院
22	彫刻	円空仏(如来形立像)	大字 須賀 1264	平成 24 年 3 月 31 日	真藏院
23	彫刻	円空仏(菩薩形坐像二軀)	大字和戸 808	平成 24 年 3 月 31 日	西方院
24	彫刻	円空仏(恵比須天立像二軀、大黒天立像、護法神像)	大字和戸、字西原 289	平成 24 年 3 月 31 日	個人
25	彫刻	円空仏(阿弥陀如来坐像、菩薩形坐像)	大字和戸	平成 24 年 3 月 31 日	個人
26	彫刻	円空仏(菩薩形坐像)	大字和戸	平成 24 年 3 月 31 日	個人
27	彫刻	円空仏(菩薩形坐像)	大字和戸	平成 24 年 3 月 31 日	個人
28	歴史資料	多少庵句碑	字東 90	平成 26 年 3 月 31 日	五社神社
29	歴史資料	多少庵俳額	字東、字西原 289	平成 26 年 3 月 31 日	五社神社
30	歴史資料	多少庵俳額	字姫宮 373	平成 26 年 3 月 31 日	姫宮神社
31	絵画	絹本着色徳川家康画像	字東 410	平成 28 年 3 月 31 日	西光院
32	工芸品	栗田口焼葵紋茶碗	字東 410	平成 28 年 3 月 31 日	西光院
33	歴史資料	和戸教会資料	和戸 3-7-5 字西原 289	平成 30 年 3 月 31 日	和戸教会、宮代町

資料－１３ 屋外拡声子局・再送信子局一覧

令和４年４月現在

管理番号	屋外子局名称	設置場所	管理番号	屋外子局名称	設置場所
001	新しい村付近	宮代町字山崎 266 番地 1	025	西条原農業集落排水施設付近	宮代町大字西条原 1345 番地 1
002	逆井集会所	宮代町字逆井 120 番地	026	須賀御霊大権現神社	宮代町大字須賀 2041 番地 1
003	山崎アーチェリー場	宮代町字山崎 12 番地	027	東条原グラウンド	宮代町大字東条原 369 番地 11
004	金原集会所	宮代町字金原 43 番地	028	西条原第 9 水源付近	宮代町大字西条原 163 番地 1
005	百間小学校	宮代町字西原 261 番地	029	金剛寺	宮代町大字須賀 1069 番地 1
006	中集会所	宮代町字中 108 番地	030	学園台グラウンド	宮代町学園台二丁目 961 番地 1
007	中寺集会所	宮代町字東 122 番地 1	031	学園台あおざり公園	宮代町学園台三丁目 795-8
008	姫宮南遊水池	宮代町東姫宮二丁目 904 番地 141	032	日本工業大学	宮代町学園台四丁目 1
009	東集会所付近	宮代町字東 421 番地 2	033	学園台ゆきやなぎ公園	宮代町学園台一丁目 909 番地 160
010	姫宮北第 1 遊水池	宮代町東姫宮一丁目 688 番地 222	034	八河内集会所付近	宮代町大字国納 815 番地 1
011	学校給食センター	宮代町字金原 524 番地 3	035	和戸天満宮	宮代町大字和戸 1003 番地 1
012	西原児童公園	宮代町字西原 505 番地 1	036	ふるとねの郷	宮代町大字和戸 858 番地 2
013	逆井広場	宮代町字山崎 857 番地	037	高野川児童公園	宮代町大字須賀 2268 番地 1
014	宮代町役場	宮代町笠原一丁目 4 番 1 号	038	和戸児童公園	宮代町和戸三丁目 195 番地 1
015	分教場跡地	宮代町宮代二丁目 191 番地 2	039	宮代台中央公園	宮代町宮代台三丁目 397 番地 125
016	風土記の丘公園	宮代町字道佛 297 番地 2	040	国納霊園	宮代町大字国納 187 番地 1
017	新道集会所	宮代町中央二丁目 9-3	041	桃山台中央公園	宮代町大字和戸 2103 番地 196
018	河原橋付近	宮代町百間一丁目 9-4	042	宮東配水場	宮代町字宮東 51 番地
019	弁天会館付近	宮代町百間三丁目 126 番地 1	043	宮東正福坊	宮代町字宮東 481 番地
020	東小学校	宮代町百間五丁目 8-48	044	姫宮神社	宮代町字姫宮 373 番地 1
021	若宮集会所	宮代町字中島 386 番地 1	045	姫宮成就院幼稚園	宮代町字宮東 922 番地 1
022	中須集会所	宮代町字中島 94 番地 4	046	川端公民館	宮代町字川端 646 番地 4
023	西条原集会所	宮代町大字西条原 660 番地 1	047	姫宮駐在所前	宮代町川端一丁目 340 番地 2
024	須賀中学校	宮代町大字須賀 1426 番地 1	048	川端集会所	宮代町川端三丁目 13 番 27 号

資料-14 防災無線一覧

令和4年4月現在

種 別			台数	識別番号	設置場所		
防災無線	固定系	基地局	基地局無線機	1		防災機器室	
			遠隔制御器	1		宮代消防署	
		屋外子局	48		宮代町内		
	移動系	移動局	携帯無線機	5	みやしろ 101~105	町民生活課	
				65	防災みやしろ 101~165	町民生活課 他	
	付帯設備			非常用電源	1		防災機器室及び 202 会議室
				空中線・空中線柱	1		役 場

資料-15 駅別一日の平均乗降人員

令和2年度の1日平均

路線名	駅 名	駅別乗降人数	合 計
東武スカイツリーライン	東武動物公園駅	21,468 人	28,783 人
	姫宮駅	4,140 人	
東武伊勢崎線	和戸駅	3,175 人	

資料－１６ 地震の規模と被害に関する関連解説表

(1) 人間の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

出典：気象庁震度階級関連開設表

震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる。	-
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯等のつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しい等、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	-	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	-	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。 壁等に大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等に大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向にある。しかし、構法の違いや壁の配置等により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	-	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱等の部材にひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）等のひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向にある。しかし、構法形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(4) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりする等の被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(5) ライフライン・インフラ等への影響

項目	状況
ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水・停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止・高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路等で、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる（安全のための基準は、事業者や地域によって異なる）。
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震等の災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認等のため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(6) 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート建造物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器等が大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油タンクから溢れ出たり、火災等が発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プール等大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁等、構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料－17 応急仮設住宅候補地について

1 被害想定調査結果

埼玉県が実施した「平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査」によると、宮代町における被害想定は下表のとおりである。

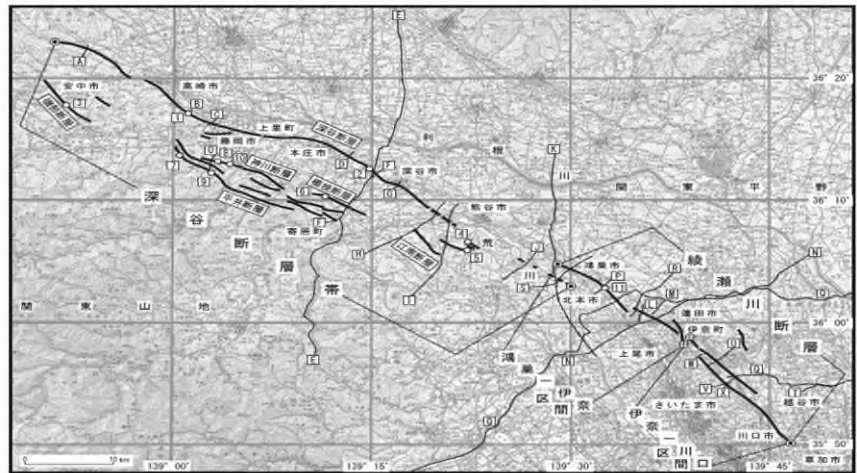
応急仮設住宅候補地の選定に当たっては、地震の影響による地盤の液状化などにより、候補地が仮設住宅用地として利用できない場合も想定する必要がある。

そのため、応急仮設住宅建設候補地の選定に当たっては、ある程度余裕をもって損壊家屋数の想定するものとする。

<宮代町における被害予測結果>

想定地震	揺れ+液状化による被害			
	全壊数 (戸)	全壊率 (%)	半壊数 (戸)	半壊率 (%)
東京湾北部地震	8	0.06	22	0.17
茨城県南部地震	79	0.59	275	2.06
元禄型関東地震	4	0.03	9	0.06
関東平野北西縁断層帯 (破壊開始点北)	50	0.37	337	2.53
関東平野北西縁断層帯 (破壊開始点中央)	49	0.37	316	2.37
関東平野北西縁断層帯 (破壊開始点南)	47	0.35	377	2.83
立川断層帯 (破壊開始点北)	0	0.00	0	0.00
立川断層帯 (破壊開始点南)	0	0.00	0	0.00

(注) 関東平野北西縁断層帯は、関東平野北西部と関東山地との境界付近から大宮台地北部にかけて分布する活断層帯である。



2 被害想定調査結果を踏まえて選定した候補地

応急仮設住宅の建設に必要な規模等は以下のとおりとし、その候補地は別表のとおりとする。

- ① 1戸当たり90㎡を標準とする。
- ② 駐車場、集会所、多目的広場、ごみ置き場なども必要となる。

ただし、近隣に駐車場が確保できるため敷地内の設置を必要としない場合や交通利便性を考慮し、駐車場確保が不要な場合は、1戸あたり70㎡とすることができる。

- ③ 地域性やその他特殊性等を考慮して、候補地を決定する。

■応急仮設住宅建設候補地

No.	施設名	所有形態	地積 (㎡)	建設可能 戸数	ライフライン条件						土地条件										その他特記事項	
					給水管場所		下水道		ガス		接道		地型		高低差		地盤状況			障害物の有無		
					前面	近隣	可	不可	都市	プロ	4m 以上	6m 以上	整形	不整	あり	なし	土	アス ファルト	コンク リート	あり		なし
1	学園台グラウンド	町	2,833	31	●		●		●			●	●			●	●				●	
2	宮東テニスコート	町	2,922	32	●			●		●		●	●			●	●				●	テニスポストあり 送電線あり
3	前原グラウンド	町	6,302	70	●			●		●	●				●	●					●	
4	東象原グラウンド	町+借地	6,314	70	●			●		●		●	●			●	●				●	
5	東グラウンド	町+借地	12,395	138	●			●	●			●	●			●	●				●	送電線あり
6	宮東グラウンド	借地	5,672	63	●			●		●		●	●			●	●				●	
7	総合運動公園 (テニスコート)	町	4,800	53	●			●		●		●	●			●	●				●	テニスポストあり
8	総合運動公園 (第2駐車場)	町	3,500	39	●			●		●		●	●			●		●			●	
計			44,738	404																		

(注) 被災状況や民間賃貸住宅の空室状況等を総合的に勘案し、上記候補地の中から建設用地を決定する。

■その他の候補地

No.	施設名	所有形態	地積(m ²)	建設可能戸数	ライフライン条件						土地条件										その他特記事項	
					給水管場所		下水道		ガス		接道		地型		高低差		地盤状況			障害物の有無		
					前面	近隣	可	不可	都市	プロ	4m以上	6m以上	整形	不整	あり	なし	土	アスファルト	コンクリート	あり		なし
1	桃山台南公園	町	2,066	23	●		●			集中	●		●			●	●			●		障害物=遊具
2	宮代台中央公園	町	2,186	24	●		●			集中		●	●			●	●			●		障害物=遊具
3	学園台身代児童公園	町	1,220	14	●		●		●			●	●			●	●			●		ベンチあり
4	学園台けやき公園	町	1,500	17	●		●		●			●	●			●	●			●		ベンチあり
5	姫宮北公園	町	1,525	17	●		●		●			●	●			●	●				●	
6	古利根児童公園	借地	1,500	17	●			●		●	●		●		●		●			●		障害物=遊具
7	新道児童公園	借地	1,244	14	●		●			●	●		●			●	●			●		障害物=遊具
8	西原児童公園	借地	1,549	17	●			●		●		●	●			●	●			●		障害物=遊具
9	みやしろ中央公園	町	1,505	17	●		●			●		●	●			●	●			●		かまどベンチあり 障害物=遊具
10	風土記の丘公園	町	2,430	27	●		●			集中		●	●			●	●			●		かまどベンチあり 障害物=遊具
11	道佛南公園	町	2,399	27	●		●			集中		●	●			●	●			●		ベンチあり 障害物=遊具
計			19,124	214																		

(注) 大規模かつ広域的な被災により建設用地が不足した場合や候補地が使用できない状況が生じた場合に、それを補完する用地とする。

資料－１８ 災害広報案文

<地震災害>

【地震発生直後】

こちらは防災みやしろです。宮代町（災害対策本部）よりお知らせします。

- ただいま、町内で震度〇の地震がありました。まずは慌てず、火の後始末をしてください。
- 先ほどの地震の震源地は〇〇、震源の深さは〇kmと推測されます。宮代町の震度は〇、地震の規模はマグニチュード〇でした。
- テレビやラジオ、役場からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

【地震発生１０分後】

こちらは、防災みやしろです。宮代町（災害対策本部）よりお知らせします。

- 〇〇地方の地震はおさまりました。今後、余震が続くと思われます。
- 少しの衝撃で、割れ掛けたガラスや看板等が落ちてきたりする場合がありますので、十分注意してください。
- また、テレビやラジオ、役場からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

【火災の状況】

こちらは、防災みやしろです。宮代町（災害対策本部）よりお知らせします。

- 〇〇付近で火災が発生しています。〇戸が焼失し、現在も延焼中です。
- 現在、〇〇地区の火災は、〇〇方向へ燃え広がっています。〇〇地区の住民の方は、すぐに〇方向へ避難してください。

【避難指示、避難誘導】

こちらは、防災みやしろです。宮代町（災害対策本部）よりお知らせします。

- 〇〇地区周辺は、〇〇のため避難指示が出されました。避難所は〇〇です。戸締まりをして、家族そろって、すみやかに避難してください。
- 家が壊れた方、また壊れそうな方は、避難するときは、火の後始末をし、電気のブレーカーを切り、落下物に注意しながら、落ち着いて避難してください。

【避難所の周知】

こちらは、防災みやしろです。宮代町（災害対策本部）より避難所についてお知らせをします。

- 〇〇地区の避難所は〇〇に設置されています。また、〇〇地区の避難所は〇〇に設置されています。お困りの方は、直接避難所においでになるか、役場へご相談ください。

【救護対策の周知】

こちらは、防災みやしろです。宮代町（災害対策本部）よりお知らせします。

- （地域）医療救護所を〇〇・〇〇・・・に設置しました。けがをされた方は、（地域）医療救護所へ行ってください。
- 地震により、重症を負われた方の診療及び受入は、〇〇病院・〇〇病院で行っています。
- 現在、重傷者の方が多数いらっしゃるため、救急車の数が足りず、要請どおり対応できない状況にあります。そのため、ご家族・隣近所・自主防災組織等で自主的に搬送していただきますようお願いいたします。なお、道路規制の状況については、ラジオ等の交通規制の情報にご注意ください。

【被害の状況】

こちらは、防災みやしろです。宮代町（災害対策本部）よりお知らせします。

■これまでに分かった被害状況をお知らせします。

亡くなった方 ○人、行方のわからない方 ○人、
重傷者 ○人、軽傷者 ○人、
全壊家屋 ○棟、半壊家屋 ○棟

■ただいま、〇〇地区で電気、水道、ガスの供給が停止しています。また、電話も不通となっています。現在、復旧作業を行っています。ラジオや役場からの情報に注意し、デマに惑わされないよう、落ち着いて行動してください。

■現在、町内全域で電気、水道、ガスの供給が停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。ラジオや役場からの情報に注意し、デマに惑わされないよう、落ち着いて行動してください。

【交通の状況】

こちらは、防災みやしろです。宮代町（災害対策本部）よりお知らせします。

■現在、東武伊勢崎線は、運転を見合わせています。線路などの点検を行っていますが、運転再開の見通しは立っていません。今後の情報に注意してください。

■運転を見合わせていました東武伊勢崎線は、〇〇～〇〇間で、運転が再開されました。

■現在、町内全ての道路（もしくは、〇〇通り）は、〇〇のため車両の通行が禁止されています。自動車は使用しないでください。

<風水害>

【気象情報の伝達】

こちらは、防災みやしろです。宮代町（災害対策本部）よりお知らせします。

■（台風第〇号の接近により）現在、大雨洪水警報が発令されています。この雨は、今夜半にかけて大雨となり、河川が氾濫したり、停電や断水したりする恐れがあります。町民の皆さんは十分警戒してください。また、テレビやラジオ、役場からの情報に十分注意してください。

【被害の情報】

こちらは、防災みやしろです。宮代町（災害対策本部）よりお知らせします。

■〇〇地区で落雷によりけが人が出ています。非常に危険ですので、外出は控えてください。

■強風により、〇〇で電柱が倒れています。非常に危険ですので、近づかないようにしてください。

【避難準備の周知】

こちらは、防災みやしろです。宮代町（災害対策本部）よりお知らせします。

■現在、〇〇地区では〇〇のため、非常に危険な状況になりつつあります。〇〇地区の皆さんは、いつでも避難できるように準備をしてください。避難する際の持ち物は最小限にとどめましょう。また、テレビやラジオ、役場からの情報に十分注意してください。

【避難指示・誘導】

こちらは、防災みやしろです。宮代町（災害対策本部）よりお知らせします。

■〇〇地区周辺は、〇〇のため、避難指示が出されました。避難場所は〇〇です。戸締まりをし、家族そろって直ちに避難してください。

■現在、〇〇付近で水路から水が溢れ、一部では床下浸水の被害が出ています。〇〇付近の住民の方は、大切なものは高いところに上げ、直ちに避難してください。

■〇〇付近の消防団員は、安全に誘導してください。また、近所の方は、お互いに助け合って避難してください。

【避難所についての周知】

こちらは、防災みやしろです。宮代町（災害対策本部）より避難所についてお知らせします。

■〇〇地区の避難所は〇〇に設置されています。また、〇〇地区の避難所は〇〇に設置されています。お困りの方は、直接避難所においでになるか、役場へご相談ください。

【交通の状況】

こちらは、防災みやしろです。宮代町（災害対策本部）よりお知らせします。

■〇〇川の水位は下がり始めましたが、なお、警戒が必要です。県道〇〇〇〇線（さいたま幸手線（御成街道）、春日部久喜線、蓮田杉戸線）、〇〇から〇〇までの道路は通行止めです。

【防疫・保健衛生に関する注意】

こちらは、防災みやしろです。宮代町（災害対策本部）よりお知らせします。

■衛生面においては、飲み水は沸かしてから飲むなど、食中毒や伝染病にかからないよう、十分注意をしてください。また、発熱や下痢など、身体に異常を感じたときは、すぐに医師の手当を受けてください。食中毒症状のときは、保健所または、町保健センターに連絡してください。

協定集

協定集 目次

協定－1	埼玉県防災ヘリコプター応援協定書（埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合）	- 82 -
協定－2	下水道事業における災害時支援に関するルール（公益社団法人日本下水道協会）	- 85 -
協定－3	災害時における救援物資の輸送業務の提供に関する協定書（赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部）	- 91 -
協定－4	災害時における協力に関する覚書（杉戸郵便局）	- 93 -
協定－5	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（春日部小売酒販組合宮代支部）	- 94 -
協定－6	災害時における相互応援に関する協定書（田園都市づくり協議会構成市町）	- 96 -
協定－7	災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供に関する協定書（（社）埼玉県トラック協会久喜支部）	- 100 -
協定－8	災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書（東部中央都市連絡協議会構成市町）	- 104 -
協定－9	災害時における救援物資提供に関する協定書（コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社(旧:三国コカ・コーラボトリング株式会社)）	- 106 -
協定－10	公益社団法人日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱（公益社団法人日本水道協会埼玉県支部）	- 108 -
協定－11	農業集落排水施設災害対策応援に関する協定（一般社団法人地域環境資源センター）	- 110 -
協定－12	災害時における要援護者の受入等に関する協定書（埼玉県立宮代特別支援学校(旧:埼玉県立宮代養護学校) 他）	- 112 -
協定－13	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（埼玉県及び県内市町村）	- 114 -
協定－14	アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定書（宮代町アマチュア無線クラブ）	- 115 -
協定－15	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）	- 116 -
協定－16	災害時における相互協力に関する協定書（日本工業大学）	- 118 -
協定－17	災害時の応急対策に関する協定書（宮代町建設土木事業者協力会）	- 123 -
協定－18	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定（埼玉県清掃行政研究協議会）	- 124 -
協定－19	災害時における応急活動に関する協定（宮代町水道工事業者組合）	- 127 -
協定－20	災害時における避難所等の使用に関する協定書（埼玉県立宮代高等学校）	- 128 -
協定－21	宮代町 防災行政無線の活用に関する協定書（東京電力株式会社 春日部支社）	- 130 -
協定－22	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（（株）カスミ 他）	- 131 -
協定－23	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書（埼玉県電気工事工業組合）	- 135 -
協定－24	災害廃棄物等の処理の協力に関する協定（埼玉県一般廃棄物連合会）	- 136 -

協定－25	災害時における避難所等の使用に関する協定書（埼玉県立宮代特別支援学校）	- 138 -
協定－26	災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）	- 140 -
協定－27	災害発生時における燃料供給及び帰宅困難者支援に関する協定（町内ガソリンスタンド）	- 141 -
協定－28	災害時における救援物資提供に関する協定書（（株）伊藤園）	- 142 -
協定－29	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話株式会社）	- 144 -
協定－30	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	- 148 -
協定－31	災害時における井戸水の提供に関する協定書（井戸所有者37名）	- 150 -
協定－32	災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定書（社団法人埼玉県LPガス協会北東武支部杉戸宮代地区）	- 151 -
協定－33	災害時における放送等に関する協定（株式会社ジェイコム北関東）	- 152 -
協定－34	災害時タクシー無線の災害情報通信等の協力に関する協定書（杉戸タクシー有限会社、朝日自動車株式会社杉戸営業所、太平交通株式会社）	- 155 -
協定－35	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書（埼玉司法書士会）	- 156 -
協定－36	地域貢献型広告に関する協定書（東電タウンプランニング株式会社）	- 159 -
協定－37	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書（埼玉土地家屋調査士会）	- 160 -
協定－38	災害時における応急対策活動に関する協定書（埼玉土建一般労働組合 宮代支部）	- 164 -
協定－39	災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）	- 166 -
協定－40	災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（埼玉県下の市町、下水道の一部事務組合、公益社団法人日本下水道管路管理業協会）	- 173 -
協定－41	災害時における要援護者の受入等に関する協定（社会福祉法人まごころ会）	- 187 -
協定－42	宮代町と郵便局との地域における包括連携に関する協定（日本郵便株式会社杉戸郵便局、宮代町内郵便局）	- 189 -
協定－43	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社春日部支社）	- 191 -
協定－44	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（株式会社東武ストア）	- 193 -
協定－45	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定（株式会社バカン）	- 197 -

（注1）協定内容については、協定締結時のものである。

（注2）協定－12の他に、同様の協定を8団体と締結している。締結先は以下の通り。

公設宮代福祉医療センター	小規模多機能ホーム ケアタウン宮代
社会福祉法人みつなみ会	有限会社 寿老会
県央ケアラーズサービス株式会社	医療法人社団 一恵会
有料老人ホーム グランビューさくらそう	社会福祉法人 真善会
特定非営利活動法人さわやか福祉の会	
きらりびとみやしろ	

（注3）協定－22の他に、同様の協定を8団体と締結している。締結先は以下の通り。

山崎製パン株式会社 埼玉工場	生活協同組合さいたまコープ
宮代町商工会	株式会社新しい村（旧：有限会社新しい村）
南彩農業協同組合	山崎製パン株式会社 古河工場
明治ライスデリカ株式会社	株式会社セキ薬品

協定－１ 埼玉県防災ヘリコプター応援協定書（埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合）

（目的）

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

（1）災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

（2）発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合

（3）その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県環境部消防防災牒防災航空係（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

（1）災害の種別

（2）災害の発生場所及び被害の状況

（3）災害発生現場の気象状態

（4）飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

（5）応援に要する資機材の品目及び数量

（6）その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防局をおかない村にあっては、当該村長。）が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれその一通を所持する。

平成3年3月29日

埼玉県			
埼玉県知事	畑和		
川口市			
川口市長	永瀬洋治		
浦和市			
浦和市長	中川健吉		
大宮市			
大宮市長	新藤亨弘		
行田市			
行田市長	中川直木		
所沢市			
所沢市長	中井眞一郎		
飯能市			
飯能市長	小山誠三		
岩槻市			
岩槻市長	斎藤伝吉		
春日部市			
春日部市長	三枝安茂		
狭山市			
狭山市長	大野松茂		
羽生市			
羽生市長	三木兼吉		
上尾市			
上尾市長	荒井松司		
与野市			
与野市長	井原勇		
草加市			
草加市長	今井宏		
越谷市			
越谷市長	島村慎市郎		
蕨市			
蕨市長	田中啓一		
戸田市			
戸田市長	斎藤純忠		
入間市			
入間市長	木村仁平		
鳩ヶ谷市			
鳩ヶ谷市長	名倉隆		
朝霞市			
朝霞市長	岡野義一		
志木市			
志木市長	細田喜八郎		
和光市			
和光市長	田中茂		
新座市			
新座市長	高橋喜之助		
桶川市			
桶川市長職務代理者	桶川市助役	奥山昌美	
北本市			
北本市長	新井馨		
八潮市			

八潮市長	藤波彰	
三郷市		
三郷市長	木津三郎	
蓮田市		
蓮田市長	石川勝夫	
幸手市		
幸手市長	芝宏	
伊奈町		
伊奈町長	小林昭一	
日高町		
日高町長	駒野昇	
宮代町		
宮代町長	日下部義道	
白岡町		
白岡町長	荒井宏	
杉戸町		
杉戸町長	矢島正男	
庄和町		
庄和町長	神谷尚	
寄居地区消防組合		
寄居地区消防組合管理者		丸橋安夫
久喜地区		
久喜地区消防組合管理者		坂本友雄
秩父広域市町村圏組合		
秩父広域市町村圏組合管理者		内田全一
入間東部地区消防組合		
入間東部地区消防組合管理者		田中喜三
小川地区消防組合		
小川地区消防組合管理者		松本繁夫
吉川町松伏町消防組合		
吉川町松伏町消防組合管理者		深井誠
児玉郡市広域市町村圏組合		
児玉郡市広域市町村圏組合管理者		茂木稔
熊谷地区消防組合		
熊谷市区消防組合管理者		小林一夫
東松山地区消防組合		
東松山地区消防組合管理者		柴崎亨
坂戸・鶴ヶ島消防組合		
坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者		宮崎雅好
川越地区消防組合		
川越地区消防組合管理者		川合喜一
加須地区消防組合		
加須地区消防組合管理者		矢沢恒雄
鴻巣地区消防組合		
鴻巣地区消防組合管理者		佐藤輝彦
西入間広域消防組合		
西入間広域消防組合管理者		下田養平
深谷市岡部町共同事務組合		
深谷市岡部町共同事務組合管理者		福嶋健助
名栗村		
名栗村長	浅見康夫	
南河原村		
南河原村長	橋本治雄	

平成 8年 1月制定
平成19年 6月改定
平成24年 6月改定
平成28年12月改定
災害時支援に関する検討委員会

第1章 総則

（目的）

- 第1条 下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）は、直下型地震等の大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合に備えて、都道府県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。
- 2 下水道事業関係者は、災害発生の際相互に支援協力し、被災した自治体の下水道施設の調査、応急対策及び応急復旧から災害査定まで円滑かつ迅速に遂行することができるよう、日常的に意思の疎通を図るよう心がけるものとする。

（大都市との支援に係る調整）

- 第2条 東京都及び政令指定都市（以下「大都市」という。）は、下水道施設が被災した場合、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（以下「大都市ルール」という。）」により、相互に支援活動等を行うこととしているため、大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール及び大都市ルールを調整しながら災害に対処するものとする。

第2章 平常時の対策

（災害時支援ブロック連絡会議）

- 第3条 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国を次の各号に掲げる6ブロックに分けて災害時支援ブロック連絡会議（以下「ブロック連絡会議」という。）を設置する。
- なお、「全国都道府県における災害時の広域支援に関する協定」によるブロック知事会の構成とブロック連絡会議の構成と整合を図るため、ブロック連絡会議にオブザーバーを置く。各ブロック内の都道府県のうち、括弧内はオブザーバーであり、当該オブザーバーの県内で災害が発生したときは、所属するブロックオブザーバーではないブロック）で対応するものとする。

- （1）北海道・東北ブロック
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、（新潟県）
- （2）関東ブロック
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、（長野県）、（静岡県）
- （3）中部ブロック
新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、（福井県）、（滋賀県）
- （4）近畿ブロック
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、（三重県）、（徳島県）
- （5）中国・四国ブロック
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- （6）九州ブロック
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、（山口県）

- 2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。
- （1）国土交通省地方整備局、北海道開発局または内閣府沖縄総合事務局（以下「地方整備局等」という。）
 - （2）日本下水道事業団
 - （3）都道府県（オブザーバーの県を含む。）

- (4) ブロック内の大都市
- (5) 大都市ルールに基づく情報連絡総括都市（以下「大都市窓口」という。）
- (6) ブロック連絡会議で選出した市町村
- (7) (公財) 日本下水道新技術機構
- (8) (一社) 全国上下水道コンサルタント協会
- (9) (一社) 日本下水道施設業協会
- (10) (公社) 日本下水道管路管理業協会
- (11) (一社) 日本下水道施設管理業協会
- (12) 全国管工事業協同組合連合会
- (13) (公社) 日本下水道協会

※ (公財) は公益財団法人の略、(一社) は一般社団法人の略、(公社) は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

- 3 都道府県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。

(ブロック連絡会議幹事)

第4条 各ブロックに、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都道府県をもって充て、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。また、幹事職務を代行するために副幹事を置くことができる。任期は幹事と同様とする。

- 2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、次の各号に掲げる事項について協議・調整等を行う。
 - (1) ブロック連絡会議幹事の選任に関する事。
 - (2) ブロック連絡会議に参加する市町村の選出に関する事。
 - (3) ブロック連絡会議構成員に係る災害時緊急連絡網の作成及び周知に関する事。
 - (4) 前号に規定する災害時緊急連絡網により、連絡を行う災害の規模及び報告すべき関係機関等に関する事。
 - (5) 第6条に規定する下水道対策本部が設置された場合の本部員の選出に関する事。
 - (6) ブロック連絡会議構成員の所有する災害支援に提供可能な資機材リストの集計に関する事。
 - (7) ブロック内の情報連絡等の訓練に関する事。
 - (8) その他災害支援に必要な事項。
- 3 ブロック連絡会議幹事は、前項に規定するブロック内の運用に係る取り決め等（以下「ブロックルール」という。）をとりまとめ、ブロック連絡会議構成員に周知するものとする。
- 4 ブロック連絡会議幹事は、第2項第7号に規定する情報連絡等の訓練について、企画、調整し、実施するものとする。

(災害時支援全国代表者連絡会議)

第5条 下水道施設の被災時における支援活動に関する全国的な方策等を調整するために災害時支援全国代表者連絡会議（以下「全国代表者連絡会議」という。）を設置する。

- 2 全国代表者連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。なお、事務局は、(公社) 日本下水道協会とする。
 - (1) 国土交通省水管理・国土保全局下水道部
 - (2) 日本下水道事業団
 - (3) ブロック連絡会議幹事
 - (4) 大都市窓口
 - (5) 第3条第2項第7号から第13号に定める団体
- 3 全国代表者連絡会議は、原則として年1回開催し、以下の各号に掲げる事項について協議、調整する。
 - (1) 全国代表者連絡会議の開催時期及び開催場所
 - (2) 全国代表者連絡会議の開催回数
 - (3) 全国代表者連絡会議の開催場所
 - (4) 全国代表者連絡会議の開催費用
 - (5) 全国代表者連絡会議の開催方法
 - (6) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (7) 全国代表者連絡会議の開催目的
 - (8) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (9) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (10) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (11) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (12) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (13) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (14) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (15) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (16) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (17) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (18) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (19) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (20) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (21) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (22) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (23) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (24) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (25) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (26) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (27) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (28) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (29) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (30) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (31) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (32) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (33) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (34) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (35) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (36) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (37) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (38) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (39) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (40) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (41) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (42) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (43) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (44) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (45) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (46) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (47) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (48) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (49) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (50) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (51) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (52) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (53) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (54) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (55) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (56) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (57) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (58) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (59) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (60) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (61) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (62) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (63) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (64) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (65) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (66) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (67) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (68) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (69) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (70) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (71) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (72) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (73) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (74) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (75) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (76) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (77) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (78) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (79) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (80) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (81) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (82) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (83) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (84) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (85) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (86) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (87) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (88) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (89) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (90) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (91) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (92) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (93) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (94) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (95) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (96) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (97) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (98) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (99) 全国代表者連絡会議の開催趣旨
 - (100) 全国代表者連絡会議の開催趣旨

- (1) 全国代表者連絡会議における連絡体制に関すること。
- (2) ブロック間の連絡調整に関すること。
- (3) その他災害支援に必要な事項。

第3章 下水道対策本部

(下水道対策本部の設置)

第6条 都道府県は、次の各号に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
 - (2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
 - (3) その他災害が発生し、都道府県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合
- 2 下水道事業を実施している市町村は、災害により、下水道施設が被災したときは、その状況を都道府県に報告するものとする。
 - 3 水道事業を実施している市町村は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、都道府県に支援要請を行うものとする。
 - 4 都道府県は、下水道対策本部を設置する場合、ブロック連絡会議幹事及び地方整備局等を経由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡するものとする。
 - 5 下水道対策本部は、当該都道府県の本庁舎所在地に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺に設置することができる。
 - 6 下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第4条第2項第3号に規定する災害時緊急連絡網に基づき、ブロック連絡会議構成員及び各ブロック連絡会議幹事へ設置について連絡するものとする。
 - 7 下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第9条に基づく総合調整の上、必要と判断した下水道対策本部員へ参集について連絡するものとする。

(下水道対策本部の組織)

第7条 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 下水道対策本部長
原則として、被災した区域を所管する都道府県の下水道担当課長
 - (2) 下水道対策本部員
 - ア 日本下水道事業団の担当総合事務所施工管理課長
 - イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長。なお、ブロック連絡会議幹事が被災し速やかな対応が困難であると認められる場合は、ブロック連絡会議副幹事が代行する。
 - ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長
 - エ ブロック連絡会議で予め選出する都道府県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当局部長
 - オ (公社)日本下水道協会
 - カ 第3条第2項第7号から第12号に定める団体が指名する者
 - キ 下水道対策本部長が必要と認めた者
 - (3) 下水道対策特別本部員
国土交通省
- 2 ブロック内では対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合、第9条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は次の各号に掲げる者を本部員に追加する。
 - (1) 被災した自治体を有するブロック（以下「被災したブロック」という。）以外のブロック連絡会議幹事の下水道担当課長

(2) 大都市窓口

(3) 災害時支援活動の経験を有する都市（以下「アドバイザー都市」という。）の下水道担当課長

3 下水道対策本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第9条に基づく総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができる。

なお、その隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

4 下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお、本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

5 下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

(下水道対策本部の業務)

第8条 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、第9条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。

なお、下水道対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

(1) 下水道対策本部の設置に関すること。

(2) 被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。

(3) 支援計画の立案に関すること。

(4) 大都市ルールとの調整に関すること。

(5) 被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。

(6) 被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。

(7) 応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第12条第3項に規定する現地応援総括者の指名に関すること。

(8) 災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等に係る支援・調整に関すること。

(9) 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。

(10) 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。

(11) 被災状況の各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への情報提供に関すること。

(12) 下水道対策本部の解散に関すること。

(13) その他支援の実施に必要な事項。

2 被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、次の各号に掲げる業務を追加するものとする。

(1) 本部員の参加要請に関すること。

(2) 被災したブロック以外のブロックへの支援調整に関すること。

(3) 大都市への支援調整に関すること。

(4) その他広域的な支援の実施に必要な事項。

(国土交通省の役割)

第9条 国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

(支援体制の確立)

第10条 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、都道府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

- 2 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに都道府県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。
- 3 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、第9条に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、都道府県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。
なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請を行うものとする。
また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
- 4 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、第9条に基づく総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

(応援活動)

- 第11条 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第67条、第68条または第74条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。
- 2 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

(前線基地)

- 第12条 下水道対策本部は、被災した自治体と調整の上、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。
- 2 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内の終末処理場等に設置することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。
 - 3 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。
 - 4 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

第4章 その他

(被災した自治体の役割)

- 第13条 被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。

(費用負担の考え方)

第14条 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。

(全国ルールの改定)

第15条 全国ルールの改定は、(公社)日本下水道協会に常設してある「災害時支援に関する検討委員会」で行い、改定した場合は、全国代表者連絡会議に報告するものとする。

(その他)

第16条 下水道対策本部の解散後も被災した自治体において応援活動が継続する場合、被災した自治体は、応援活動状況等を(公社)日本下水道協会に報告するものとする。

2 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づき職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、(公社)日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。

3 下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した地区を所轄する都道府県は被災状況に関する情報等を(公社)日本下水道協会に連絡するものとする。(公社)日本下水道協会は各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等に周知し、各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等は、必要に応じて、その構成員に周知するものとする。

協定－３ 災害時における救援物資の輸送業務の提供に関する協定書（赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部）

災害時における救援物資の輸送業務の提供に関し、宮代町（以下「町」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部（以下「赤帽組合」という。）との間に次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、宮代町内において、大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し町が独自では、十分に被災者救援の応急措置ができない場合における、救援物資の輸送業務の提供について、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 町および赤帽組合は、あらかじめ救援物資の輸送業務の提供に関し生活環境課と相互に連絡し、情報交換するものとする。

2 赤帽組合は、災害時における連絡体制を整備して、町に明示するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水および生活必需品等、並びにこれらに必要な資器材の運搬
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設、応急復旧等に必要な資器材および物資の運搬
- （3）その他被災者救援等の応急措置に必要なものの運搬

（応援の要請）

第4条 町が応援を受けようとするときは、次の事項を明らかにし、電話、ファクシミリ等により応援を要請するものとする。

- （1）応援の内容
- （2）応援場所および応援場所までの経路
- （3）応援を必要とする期間
- （4）応援を必要とする車両の台数
- （5）その他応援に関し、必要な事項

（経費の負担）

第5条 前条の規定により応援に要する経費は、災害時直前における価格を基準として、町が負担する。

（応急措置活動）

第6条 町の要請により、災害現場に出動した赤帽組合の会員（以下「会員」という。）は、町の職員（以下「職員」という。）の指示に従い応急措置活動に従事するものとする。

2 災害現場に、職員が派遣されていない場合は、会員自ら要請事項に従い応急措置活動を実施するものとする。

この場合において会員は、応急措置活動の終了後活動内容の概要を町に報告するものとする。

（出動要因の報告）

第7条 赤帽組合は、応急措置活動に出動できる人員、台数、機材等の状況を明らかにし町に報告するものとする。

（災害補償）

第8条 町の要請により出動した会員に事故が発生した場合、労働者災害補償保険法（昭和22年4月法律第50号）の適用を受けない会員については、埼玉県市町村消防団等公務災害補償条例（昭和41年埼玉県市町村消防災害補償組合条例第1号）を適用し、補償するものとする。

（防災訓練への参加）

第9条 町は、町が主催する防災訓練に赤帽組合の参加を要請することができる。この場合においては、赤帽組合は積極的に参加するものとする。

（雑則）

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定の実施に関し必要な事項は、町と赤帽組合がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、当事者署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

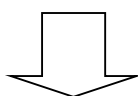
平成9年3月26日

埼玉県南埼玉郡宮代町中央3丁目6番11号
宮代町
宮代町長 榊原 一雄

埼玉県大宮市三橋1-1199
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部
支部長 若林 進

赤帽宮代町防災連絡網

赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 電話 048-620-4321
埼玉県支部 支部長 小山 幸夫 FAX 048-620-4343
赤帽平次運送 (宮代町和戸2103-149)



名 称	代表者氏名
赤帽姫宮急送	名塚 明作
赤帽ヤマフク運送	山下 明二郎
赤帽憲通運輸	佐藤 憲通
赤帽平次運送	小山 幸夫
赤帽さぎや運送	鷺谷 浩
赤帽シマワ急便	島村 和孝
赤帽協南運送	黒川 浩道
赤帽砂川運送	砂川 昇
赤帽なつ草運送	横溝 勝次
赤帽アールイーカーゴ	中村 吉生

協定－４ 災害時における協力に関する覚書（杉戸郵便局）

杉戸郵便局長（以下「申」という。）及び宮代町長（以下「乙」という。）は、宮代町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、宮代町と杉戸郵便局及び宮代町内の郵便局（以下「郵便局」という。）が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを確約し、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第１条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律 第２２３号）第２条第１号に定める被害をいうものとする。

（協力要請）

第２条 甲及び乙は、宮代町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができるものとする。

- （１）災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- （２）郵政省が所有し、又は管理する施設、用地の避難場所及び物資集積場所等としての提供
- （３）宮代町が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- （４）宮代町又は郵便局が収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （５）必要に応じて避難場所に臨時郵便差出箱の設置
- （６）その他災害時において相互に協力を必要とする事項

（協力の実施）

第３条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第４条 第２条に規定する協力の要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、甲乙両者が協議をして負担すべき額を決定するものとする。

（災害対策本部への参加）

第５条 宮代町の災害対策本部のメンバーに甲が加わることができるものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第６条 安否情報等の連絡体制は、その方策を甲乙協議して、整備するものとする。

（防災訓練への参加）

第７条 郵便局は、宮代町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加することができるものとする。

（情報の交換）

第８条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第９条 この覚書に関する連絡責任者は、郵便局においては杉戸郵便局総務課長、宮代町においては宮代町生活環境課長とする。

（協議）

第１０条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙両者が協議して決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成１０年 ２月２４日

甲 杉戸町内田１丁目６番１３号
杉戸郵便局 局長 藤田 祐一

乙 宮代町中央３丁目６番１１号
宮代町 宮代町長 榊原 一雄

協定－５ 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（春日部小売酒販組合宮代支部）

宮代町（以下「甲」という。）と春日部小売酒販組合宮代支部（以下「乙」という。）は、宮代町内における地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生に際し、相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るために、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取り）

第7条 応急生活物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、適正価格により甲乙協議の上、決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第9条 乙は、他の店舗等との間で、災害時における広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（その他必要な支援）

第10条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（定めのない事項等）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

平成11年6月15日

甲 宮代町長 榊原 一雄

乙 春日部小売酒販組合宮代支部
支部長 渡辺壮太郎

(別表)

災害時応急生活物資

段階	第1段階 ライフラインストップ	第2段階 電気復帰	第3段階 水道復帰
期間	災害当日～3日	4日～6日	7日～
品目	水・飲料水 菓子・パン類 缶詰 インスタントラーメン ティッシュペーパー	水・飲料水 米・切りもち めん類 缶詰 インスタントラーメン ティッシュペーパー みそ・しょう油 塩・砂糖・調味料等	米・切りもち めん類 缶詰 インスタントラーメン ティッシュペーパー みそ・しょう油 塩・砂糖・調味料等 緑茶・コーヒー・紅茶

(注1) 応急生活物資は、おおむね上記の段階、期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。

(注2) 上記の品目以外で、酒販店で取り扱っている商品については、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。(例：酒類・たばこ等)

協定－6 災害時における相互応援に関する協定書（田園都市づくり協議会構成市町）

（趣旨）

第1条 この協定は、田園都市づくり協議会を構成する久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町及び杉戸町（以下「協定市町」という。）において、災害が発生し、各市町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 協定市町は、あらかじめ相互応援等に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡し、情報交換するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）その他被災者救援等に必要な事項

（避難場所の範囲）

第4条 協定市町の住民は、災害時において協定市町が指定するすべての避難場所を利用することができる。

（被災者への救護等）

第5条 避難場所に避難している協定市町の住民に対して、当該避難場所を管理する市町は、すべて同等に救護、救助活動を行うものとする。

（応援の手続）

第6条 協定市町が応援を受けようとするときは、次の事項を明らかにし、第2条に定める連絡担当課を通じて、電話、ファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）第3条第1号から第3号までに掲げる資機材、物資等の品名、規格、数量等
- （3）第3条第4号の職員の職種別人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援を必要とする期間
- （6）その他応援に関し、必要な事項

（相互利用の手続）

第7条 協定市町が、避難場所利用の応援を受けようとするとき及び連絡なしで被災者を受け入れたときは、次の事項を明らかにし、第2条に定める連絡担当課を通じて、電話、ファクシミリ等により応援の要請及び受け入れ状況を連絡し、後日速やかに文書を送付するものとする。

被災者の避難予定人員（性別、年齢等を含む。）

- （1）避難させる場所
- （2）受け入れた被災者の避難場所及び人員（性別、年齢等を含む。）
- （3）その他相互利用に関し、必要な事項

（経費の負担）

第8条 応援に要する経費及び相互利用に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- （1）第3条第4号に規定する職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町の負担とする。
 - （2）前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する費用及び避難場所に要する費用は、原則として応援を受ける市町の負担とする。
- 2 応援を受けた市町が、前項第2号の費用を支弁するいとまがない場合には、応援を行った市町が、当該費用を一時立て替えて支弁するものとする。

（情報の交換等）

第9条 協定市町は、この協定に基づく相互応援等が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うとともに、防災対策の強化に努力するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書9通を作成し、協定市町署名押印の上、各自1通を保有する。

平成12年1月14日

菖蒲町大字新堀38番地
菖蒲町長 中山 登司男

栗橋町大字間鎌251番地1
栗橋町長 斉藤 和夫

鷺宮町鷺宮6丁目1番1号
鷺宮町長 渡邊 正義

杉戸町清地2丁目9番29号
杉戸町長 小川 伊七

久喜市大字下早見85番地の3
久喜市長 田中 暄二

蓮田市大字黒浜2799番地1
蓮田市長 樋口 暁子

幸手市東4丁目6番8号
幸手市長 増田 実

宮代町中央3丁目6番11号
宮代町長 榊原 一雄

白岡町大字千駄野432番地
白岡町長 濱田 福司

災害時における相互応援に関する協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における相互応援に関する協定書（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当課は、別表のとおりとする。

(職員の派遣に要する経費負担)

第3条 協定第8条第1項第1号に規定する経費の負担は、次のとおりとする。

(1) 応援を行った職員が応援業務により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償は、応援した市町の負担とする。

(2) 応援を行った職員が業務上第三者に損害を与えた場合、その損害が応援業務従事中に生じたものについては応援を受けた市町が、応援の往復途中において生じたものについては応援した市町が、賠償の責を負うものとする。

(応援業務等に要する費用負担)

第4条 協定第8条第1項第2号に規定する費用は、次に定めるところにより算出した額について、応援を受けた市町に対し請求できるものとする。

(1) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

(2) 調達物資については、当該物資の購入価格及び輸送費

(3) 車両及び機械器具については、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(4) 避難場所の提供については、利用に要した費用又は施設等の借上料

(5) 協定第6条第6号及び協定第7条第4号については、その実施に要した額

(経費負担の協議)

第5条 協定第8条の規定にかかわらず、応援を受けた市町は被災状況を勘案し、特段の事情があると認められるときは、応援に要した経費の負担について、応援した市町と協議することができるものとする。

(情報の交換)

第6条 協定第9条に規定する情報の交換に関し必要な資料は、協定市町の地域防災計画及びその他必要と認める資料とする。

附 則

この実施細目は、平成12年1月14日から施行する。

別表（実施細目第2条関係）

連絡担当課

市町名	課名	NTT番号	県防災無線番号	携帯電話番号
久喜市	市民生活課	TEL 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319	無線 76-4429 FAX 76-4420	
蓮田市	庶務課	TEL 048-768-3111 FAX 048-765-1700	無線 76-4439 FAX 76-4430	090-3234-3412
幸手市	市民生活課	TEL 0480-43-1111 FAX 0480-42-9115	無線 76-4249 FAX 76-4240	090-3479-0030
宮代町	生活環境課	TEL 0480-34-1111 FAX 0480-34-7820	無線 76-4229 FAX 76-4220	090-3207-1164
白岡町	総務課	TEL 0480-92-1111 FAX 0480-93-0118	無線 76-4449 FAX 76-4440	090-3339-6999 090-3090-7889
菖蒲町	総務課	TEL 0480-85-1111 FAX 0480-85-1806	無線 76-4459 FAX 76-4450	090-3479-3481 090-3479-3531
栗橋町	総務課	TEL 0480-53-1111 FAX 0480-52-6027	無線 76-4239 FAX 76-4230	090-3349-1981 090-3349-1982
鷺宮町	庶務課	TEL 0480-58-1111 FAX 0480-58-2020	無線 76-4469 FAX 76-4460	090-3205-8836 090-3349-1345
杉戸町	総務課	TEL 0480-33-1111 FAX 0480-33-4550	無線 76-4259 FAX 76-4250	090-3404-9784

協定－7 災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供に関する協定書（（社）埼玉県トラック協会久喜支部）

宮代町（以下「甲」という。）と（社）埼玉県トラック協会久喜支部（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宮代町内の災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は甲から被災者及び救援物資の輸送業務の提供について要請があった時には、以下の内容により協力するものとする。ただし、道路不通・冠水及び停電、落雷等により供給に支障が生じた場合には、甲との協議により対策を講じるものとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品、その他必要な物資の運搬
- （2）被災者の救出及び被災者救援等に必要な物資の運搬
- （3）その他必要と認められるものについての運搬

（要請の手続）

第3条 甲は乙に対して、協定による要請を行う時には、被災者及び救援物資の輸送業務提供要請書（別記様式1）（以下「申請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には電話、FAX、メール等により要請することができるものとし、後日速やかに甲は乙に対し、申請書を提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に定める協力によって発生した経費の負担は、原則として災害時直前における価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（活動実績の報告）

第5条 甲の要請により、乙の指示を受けて災害現場に出動し従事した者（以下「社員」という。）は、甲又は甲の指定する職員（以下「職員」という。）の指示に従い応急措置活動に従事するものとする。
2 災害現場に、職員が派遣されていない場合は、社員自ら要請事項に従い応急措置活動を実施するものとする。
3 前項において、乙は応急措置活動の終了後、被災者及び救援物資の輸送実施報告書（別記様式2）を甲に報告するものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づいて業務に従事した社員がその業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として乙の責任において行うものとする。

（報告の要請）

第7条 甲は、応急措置活動に出動できる人員、機材等の状況について、本協定締結後必要がある都度、乙に対して報告を求めることができる。

（防災訓練への参加）

第8条 乙は、災害が発生した際、迅速に甲の指示に従い災害協力ができるよう、甲の要請に応じ、甲が主催する防災訓練に積極的に参加するものとする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。
本協定の成立を証するため、本書2通を作成し当事者署名押印のうえ、各自1通を保有する。

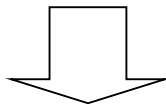
平成17年7月1日

甲 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1丁目4番1号
宮代町
宮代町長 榊原 一雄

乙 埼玉県北葛飾郡杉戸町鷺巣118-2
（社）埼玉県トラック協会久喜支部
副支部長 宮代・杉戸担当
青翔運輸株式会社 代表取締役

緊急時連絡体制

(社) 埼玉県トラック協会久喜支部
緊急連絡先
青翔運輸株式会社 代表取締役 古谷 松雄 (副支部長 宮代・杉戸担当)
住所 埼玉県北葛飾郡杉戸町鷺巣 1 1 8 - 2
電話 0 4 8 0 - 3 8 - 1 1 2 8



名 称	所在地	電話番号	代表者氏名
平仲運輸(有)	// 西原 3 4 2 - 3	0 4 8 0 - 3 3 - 3 6 8 5	平林 亨
(株)ダイマル	// 金原 2 0 5	0 4 8 0 - 3 3 - 2 1 4 1	斉藤 尚武
大栄商事(株)埼玉営業所	// 本田 3 - 5 - 1 7	0 4 8 0 - 3 3 - 1 3 5 1	山尾 峰子

(社) 埼玉県トラック協会久喜支部長 様

宮代町長

被災者及び救援物資の輸送業務提供要請書

災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 災害の状況

2. 応援を必要とする車両・輸送内容等

車種 (形状)	最大積載量 (t)	必要な台数	乗務員数

輸送期間 (日時)	被災者及び救援物資の人数・種類 (数量)	積み込み場所・取り下ろし場所

3. その他

宮代町長

(社) 埼玉県トラック協会久喜支部長

被災者及び救援物資の輸送実施報告書

下記のとおり災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供に関する協定書第 5 条第 3 項に基づき、報告します。

記

輸送期間 (日時)	輸送場所	台 数	乗務員数

被災者及び救援物資の人数・種類 (数量)	積み込み場所・取り下ろし場所

3. その他

協定－８ 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書（東部中央都市連絡協議会構成市町）

災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関し、春日部市、蓮田市、宮代町、白岡町、杉戸町（以下「協定市町」という。）との間に、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市町の区域内において大規模な災害が発生し、各市町が独自では、十分に被災者救援等の応急措置ができない場合における、協定市町の相互応援及び避難場所の相互利用について、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 協定市町は、あらかじめ相互応援等に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡し、情報交換するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品等、並びにこれらの供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設、応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- （5）その他被災者救援等の応急措置に必要なもので、特に要請のあった事項

（相互利用する避難場所の範囲）

第4条 協定市町の住民は、災害時において協定市町が指定するすべての避難場所を利用することができる。

（被災者への救護等）

第5条 避難場所に避難している協定市町の住民に対して、当該避難場所を管理する市町は、すべて同等に救護、救助活動等を行うものとする。

（応援の手続）

第6条 協定市町が、応援を受けようとするときは、次の事項を明らかにし、第2条に定める連絡担当課を通じて、電話、ファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）第3条第1号から第3号までに掲げる資器材、物資等の品名、規格、数量等
- （3）第3条第4号の職員の職種別人員
- （4）応援場所及び応援場所までの経路
- （5）応援を必要とする期間
- （6）その他応援に関し、必要な事項

（相互利用の手続）

第7条 協定市町が、避難場所利用の応援を受けようとするとき及び、連絡なしで被災者を受け入れたときは、次の事項を明らかにし、第2条に定める連絡担当課を通じて、電話、ファクシミリ等により応援の要請及び受け入れ状況を連絡し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被災者の避難予定人員（性別、年齢等を含む。）
- （2）避難させる場所
- （3）受け入れた被災者の避難場所及び人員（性別、年齢等を含む。）
- （4）その他相互利用に関し、必要な事項

（経費の負担）

第8条 応援に要する経費及び相互利用に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町の負担とする。
- （2）前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する費用及び避難場所に要する費用は、原則として応援を受ける市町の負担とする。
- 2 応援を受けた市町が前項第2号の経費を支弁するいとまがない場合には、応援を行った市町が、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

(情報の交換等)

第9条 協定市町は、この協定に基づく相互応援等が円滑に機能するよう、平常時において、防災に関する情報、資料を相互に交換するとともに、防災対策の調査研究及び防災体制の整備に努力するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町がその都度協議して定めるものとする。

(従前の協定書の失効の確認)

第11条 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書（平成17年4月1日締結）は、平成17年9月30日限り、その効力を失う。

(効力の発生)

第12条 この協定は、平成17年10月1日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するための本書5通を作成し、協定市町署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年10月1日

春日部市中央六丁目2番地

春日部市

春日部市長職務執行者 三枝安茂

蓮田市大字黒浜2799番地の1

蓮田市

蓮田市長 樋口暁子

宮代町笠原一丁目4番1号

宮代町

宮代町長 榊原一雄

白岡町大字千駄野432番地

白岡町

白岡町長 濱田福司

杉戸町清地二丁目9番29号

杉戸町

杉戸町長 小川伊七

協定－９ 災害時における救援物資提供に関する協定書（コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社(旧:三国コカ・コーラボトリング株式会社)）

宮代町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング(株)（以下「乙」という。）とは、宮代町における災害の発生に際し、救援物資提供に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供及び災害等の情報に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は甲が災害対策本部を設置し、甲から物資の供給等の要請があった時は、次に掲げる内容により協力するものとする。

- （1）地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫品の製品を甲に無償提供
- （2）飲料水の優先的かつ安定供給
- （3）メッセージボードの無償利用

2 前項第3号については、災害が発生する恐れのあるとき並びに防犯活動に関する事項など、町民の安心と安全確保に関する情報伝達についても準用して利用できるものとする。

3 乙は、前2項の要請があったときは、速やかに支援体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じるものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、この協定による要請を行なうときは、救援物資提供申請書（様式1）（以下「申請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には電話、FAX、メール等により要請することができるものとし、後日速やかに申請書を提出するものとする。

（飲料水の引き取り）

第4条 飲料水の引渡し場所については、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

（経費）

第5条 飲料水の供給価格は災害時直前における価格を基準として、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 甲は、甲が主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。この場合において乙は、非常時に対する迅速な対応がとれるよう、積極的に参加するものとする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年3月31日

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1丁目4番1号

甲 宮代町

宮代町長 榊原 一雄

埼玉県桶川市加納180番地

乙 三国コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 平野 博史

様式1（第3条関係）

宮 発 第 号

平成 年 月 日

三国コカ・コーラボトリング(株)

代表取締役社長

様

宮代町長

救援物資提供申請書

災害時における救援物資の提供に関する協定書第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

飲料水の種類及び数量	
物資搬入希望日時	
物資搬入場所	
災害対策本部設置日	
電話要請者氏名	
応答者氏名	
物資搬入等における宮代町担当者	
その他	

協定－１０ 公益社団法人日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱（公益社団法人日本水道協会埼玉県支部）

平成１８年５月１８日総会議決
平成２４年４月２７日総会一部改正
平成２５年４月２４日総会一部改正

（趣旨）

第１条 この要綱は、公益社団法人日本水道協会埼玉県支部規則第７条の規定に基づき、異常渇水その他の災害により被災した場合において、会員相互間で行う応援活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部署）

第２条 会員は、この要綱の実施に必要な情報を担当する連絡担当部署を定め、災害時連絡票（第１号様式）により支部長に報告するものとし、災害が発生したとき又は災害発生の恐れがあるときは、速やかに必要な情報を交換するものとする。

２ 副支部長は各地区会員へ情報を伝達するため通信連絡系統図を整備するものとする。

３ 会員は、前項の報告内容に変更が生じた場合は、速やかに支部長に連絡するものとする。

（応援の要請）

第３条 被災会員が、他の会員の応援を求めようとするときは、原則として、副支部長を経由し支部長に要請するものとする。

２ 支部長は、副支部長と協議して、速やかに会員に応援を要請するものとする。

（代理）

第４条 支部長である事業体が被災し、適切な連絡調整が行えない場合は、東部、西部、南部、北部地区の順位で、副支部長がこの要綱における支部長の事務を代理するものとする。

（要請方法）

第５条 被災会員が、応援を要請しようとするときは、次の事項を明示し、電話、その他の通信手段により要請し、後日、速やかに支部相互応援要請書（第２号様式）を提出するものとする。

（１）被害の状況

（２）必要とする応援の内容

（３）応援を要する職員の職種別人員

（４）応援を要する期間

（５）応援の場所及び経路

（６）前各項に掲げるもののほか、応援に関する必要な事項

（応援内容）

第６条 会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

（１）応急給水作業

（２）応急復旧作業

（３）応急復旧用資器材の供出

（保有物資等の調査）

第７条 会員は、保有する物資、車両等の状況を、防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査票（第３号様式）により、支部長に報告するものとする。

（応援体制）

第８条 応援会員が職員を派遣するときは、職員は災害の状況に応じ必要な食料、被服、資金等を携行するものとする。

２ 応援会員の職員は、応援会員名を表示する標識を着用し、その身分を明らかにするものとする。

（被応援体制）

第９条 応援要請会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋その他必要な便宜を供与するものとする。

２ 資器材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(業者)

第10条 前2条の規定は、応援会員が職員のほかに業者を派遣する場合について準用する。この場合において、前2条中「職員」を「業者」と読み替えるものとする。

(経費の負担)

第11条 第6条各号に規定する応援に要する経費は、次のとおりとする。

- (1) 応援会員が職員の派遣に要した経費（派遣に伴い生じた派遣職員の手当、旅費等をいう。）は、応援要請会員が負担する。
 - (2) 応援物資の調達、応援会員の職員とともに応援に従事する業者の派遣その他援助に要する経費は、応援要請会員が負担する。
 - (3) 応援会員の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、応援要請会員の負担とする。
 - (4) 応援会員の職員が応援作業中、第三者に損害を与えた場合においては、応援要請会員が、応援の往復途上に生じたものについては、応援会員が、その賠償の責に任じる。
- 2 前各項の定める経費（応援会員の負担する経費は除く。）は、法令その他特別の措置により、応援会員に対して経費の補填があった場合は、その金額を当該応援要請会員の負担額から除くものとする。
- 3 前2項の定めにより難しいときは、関係会員が協議して定めるものとする。

(積立金)

第12条 県支部の積立金は、県支部災害対策に係る経費に充てるものとする。

(相互応援に関する特例)

第13条 支部長は、災害相互応援について、支部内での応援が困難なときは、支部以外の公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）会員（以下「他支部の会員」という）の応援を要請するものとする。

2 他支部の会員が、地震等の災害により被災した場合で、支部に応急給水、応急復旧等の応援要請を受けた場合は、応援に努めるものとする。

(協議)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項又はこの要綱に定めのないものについては、その都度幹事会で協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

1 この要綱は、平成18年5月8日から適用する。

(日本水道協会埼玉県支部災害対策要綱及び災害対策相互応援計画の廃止)

2 昭和59年4月27日付け日本水道協会埼玉県支部災害対策要綱及び災害対策相互応援計画は廃止する。

附 則

この要綱は、公益社団法人日本水道協会定款の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、総会の議決の日から施行し、改正後の第12条の規定は、同年4月1日から適用する。

協定－１１ 農業集落排水施設災害対策応援に関する協定（一般社団法人地域環境資源センター）

協定開始年月日：平成１９年２月２３日
最終改正年月日：平成２８年４月２７日

（趣旨）

第１条 本協定は、協定参加者である地方自治体の農業集落排水施設が自然災害により被害を受けた場合に、他の協定参加者が人員の派遣、必要な諸資機材の調達等を行い、災害対策の応援を行うことを取り決めたものである。

（協定参加者）

第２条 本協定の参加者は、一般社団法人地域環境資源センター（以下「センター」という。）の会員である、都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、全国土地改良事業団体連合会及びセンターのうち、この協定の趣旨に賛同した者とする。

（重要事項の変更）

第３条 運営会議が必要と認めた本協定に関する重要な事項の変更等については、協定参加者の２分の１以上の同意を要するものとする。

（運営会議）

第４条 本協定に基づく業務を行うため、運営会議を設け、毎年度一回以上開催する。

２ 会議員は、センター理事長及び専務理事、並びにセンター理事のうち協定参加者等とする。

３ 会議長は、センター理事長とする。

４ 運営会議は、次の事項を議決する。

（１）業務の執行に関すること

（２）本協定に関する重要な事項以外の変更

（３）その他運営会議で必要と認める事項

５ 会議長は、次の職務を行う。

（１）運営会議の議長

（２）協定への新規参加の承認

（３）その他業務の円滑な実施に必要な事項の処理

（４）（２）、（３）についての運営会議への報告

（災害対策支援本部）

第５条 センター会員が管理する農業集落排水施設が自然災害により被災した場合に、センターとしてこれに対処するために設置される災害対策支援本部は、被災地との情報連絡及び運営会議との情報交換等を行い、災害対策応援に関する協定の円滑化及び初動体制の構築に努めるものとする。

（事務局）

第６条 運営会議の事務及び災害対策の応援に係る事務を処理するため、事務局をセンターに置く。

２ 事務局は、災害協定窓口リスト等、必要に応じて資料を作成するとともに、運営会議で議決された本協定に関する重要事項以外の変更や必要な事項については、協定参加者に遅滞なく報告するものとする。

３ 次条に掲げる災害対策の応援の要請があったときには、応援に係る所要の業務を行うほか、第８条に定める中央応援本部が設置された場合にあっては、その事務を行うものとする。

（応援の要請）

第７条 被災市町村又は被災市町村が所在する都道府県が、本協定による災害対策の応援を受けたいときには、事務局に要請するものとする。この場合に、被災市町村は原則として都道府県を經由して要請するものとする。

（中央応援本部の設置）

第８条 前条の要請を受けた事務局は、運営会議の会議長にその旨の報告を行い、会議長が広域的な応援体制が必要と認めた場合には、中央応援本部を設置し、災害対策支援本部をその指揮下に置くものとする。

２ 中央応援本部の構成員はセンター理事長のほか、東京及びその近隣の運営会議の会議員とし、あらかじめ会議長が指名しておくものとする。

３ 中央応援本部はセンター理事長を本部長として運営するものとするが、農林水産省農村振興局整備

部地域整備課長及びその他必要と認める者の指導助言を求めることができる。

(中央応援本部の業務)

第9条 中央応援本部は、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県と密接な連絡調整を行い、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 情報収集、整理、広報等
 - (2) 先遣隊の派遣
 - (3) 応急対策、災害調査、本格復旧、設計、査定等の応援計画の策定
 - (4) 応援部隊の編成、資機材の調達
 - (5) その他の応援
- (応援の求め)

第10条 中央応援本部が、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県、本協定の参加者等の意向を確認し調整した上、前条の業務を具体化し、職員の派遣又は所有若しくは管理する資機材の提供を求めることとなった場合においては、求められた本協定の参加者は、極力、これに協力するものとする。

(センター賛助員の協力)

第11条 中央応援本部が、第7条に掲げる要請に応じる場合において、必要があるときには、センター理事長は、センター賛助員の協力を得られるようにするものとする。

(費用負担)

第12条 応援者が要した費用は、応援者と被応援者との間で災害の応援に係る費用負担について別途に協定を交わしている場合には、それによるものとし、その他の場合にあつては両方で協議するものとする。

協定－１２ 災害時における要援護者の受入等に関する協定書（埼玉県立宮代特別支援学校(旧:埼玉県立宮代養護学校) 他）

災害時における要援護者の受入等に関し、宮代町（以下「甲」という。）と埼玉県立宮代養護学校（以下「乙」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、町内において、災害が発生し、援護を要する高齢者及び障がい者等（以下「要援護者」という。）の救援等の措置を甲が設置した避難所では十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８条第２項第１４号の規定に基づき、要援護者の福祉施設への受入協力について、必要な事項を定めるものとする。

（実施内容）

第２条 前条に定める要援護者の福祉施設等への受入協力の必要が生じた場合、甲は乙に受入れを要請し、乙は収容可能な範囲で要援護者を受入れるものとする。

２ 甲は乙の受入協力を支援するため、次に定める事項の実施に努めるものとする。

（１）受入れに必要な資機材並びに受入れた要援護者のために必要となる食料、飲料水及び生活必需物資の提供

（２）要援護者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等

（３）要援護者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣

（協力の要請）

第３条 甲が乙に要援護者の受入れを要請するときは、可能な限り次の事項を明らかにし、電話、ファクシミリ等の可能な通信手段により伝達するものとする。

（１）応援の内容（受入人員数、氏名、性別、年齢等を含む）

（２）応援を必要とする期間

（３）その他応援に関し、必要な事項

（要援護者の状況）

第４条 甲が乙に受入れを要請する要援護者は、次に規定する者のうち、体力低下、身体状況の変化等により、一時的な集団生活を営む避難場所で生活することが困難であると判断された者とする。ただし、医療的な支援が必要な場合を除く。

（１）介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく要支援認定及び要介護認定において、要支援状態及び要介護状態に該当すると認められた者

（２）身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

（３）埼玉県療育手帳制度要綱（平成１４年埼玉県告示第１３６５号）第２条に規定する療育手帳の交付を受けた者

（４）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律１２３号）第４５条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

（５）上記の者に準ずると甲が認めた者

（経費の負担）

第５条 第２条第２項第１号から第３号に係る経費の負担については、災害時直前における価格を基準として、甲が負担する。

２ 前項以外については、甲と乙がその都度協議して定めるものとする。

（情報交換等）

第６条 甲及び乙は、この協定に基づく要援護者の受入れ等が円滑に行われるよう、定期的に協力体制に関する情報交換を行うものとする。

（２）甲及び乙は、災害時における連絡体制を整備し、相互に明示するものとする。

（遵守事項）

第７条 甲及び乙は、この協定を相互の理解と信頼の下に実施するため、以下のことを遵守する。

（１）この協定を自己又は他人を利するための手段として利用しないこと。

（２）この協定に基づく業務を通じて知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義が生じた場合は、甲と乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立に証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれが各1通を保有する。

平成19年 4月 1日

甲 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1-4-1
宮代町
宮代町長 榊原一雄

乙 埼玉県南埼玉郡宮代町金原636-1
埼玉県立宮代養護学校
学校長 三浦 清

*以下同様協定締結先

乙 公設宮代福祉医療センター
センター長 石井英利

乙 社会福祉法人みつなみ会
理事長 並木広美

乙 県央ケアラズサービス株式会社
有料老人ホーム グランビューさくらそう
代表取締役 中村幸男

乙 特定非営利活動法人さわやか福祉の会
きらりびとみやしろ
理事長 井上 恵美

乙 小規模多機能ホーム ケアタウン宮代
代表 伊東 博幸

乙 有限会社 寿老会
代表取締役 齊藤 敏江

乙 医療法人社団 一恵会
理事長 本村 一郎

乙 社会福祉法人 真善会
理事長 久保 善博

*特定非営利活動法人 さわやか福祉の会 きらりびとみやしろ・小規模多機能ホーム ケアタウン宮代・有限会社 寿老会は平成20年1月7日締結。

*医療法人社団 一恵会は平成21年8月1日締結。

*社会福祉法人 真善会は平成23年6月1日締結。

協定－１３ 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（埼玉県及び 県内市町村）

（目的）

第１条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「災対法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第６７条第１項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

（応援の種類）

第２条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- （１） 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （２） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （３） 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- （４） 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- （５） 被災者の一時収容のための施設の提供
- （６） 被災傷病者の受入れ
- （７） 遺体の火葬のための施設の提供
- （８） ボランティア受付及び活動調整
- （９） 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- （１０） 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- （１） 被害の状況
- （２） 応援の種類
- （３） 応援の具体的な内容及び必要量
- （４） 応援を希望する期間
- （５） 応援場所及び応援場所への経路
- （６） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

２ 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

３ 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

（応援の実施）

第４条 前条第１項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

２ 前条第２項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

（応援の調整）

第５条 知事は、前２条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

（情報の交換等）

第６条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

（その他）

第７条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

２ この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附則

１ この協定は、平成１９年５月１日から施行する。

２ この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成１９年５月１日

*同意書は省略

協定－14 アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定書（宮代町アマチュア無線クラブ）

宮代町（以下「甲」という。）と宮代町アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）は、大規模災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は「甲」の行政区域及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の会員（以下「会員」という。）が甲に協力して、災害に関する情報の収集・伝達を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象又は、大規模な火事若しくは爆発等をいう。

（費用の負担）

第3条 この協定に基づき行う会員の活動は郷土愛に基づくボランティア活動とし、原則として、無償とする。

（要請）

第4条 甲は、災害が発生し、又は発生の恐れが有る場合に災害情報の収集・伝達上必要があると認めるときは、乙に対し、情報の収集・伝達について協力を要請することができる。

（要請手続）

第5条 この協定に基づく要請手続は、町民生活課長が担当する。

2 前項の要請手続は、口頭、電話等をもって行い、事後において文書を提出するものとする。

（情報収集内容）

第6条 乙は、次に掲げる事項についてその内容を収集し、甲に連絡するものとする。

- (1) 被害発生場所及びその状況
- (2) 火災、建物倒壊等による被災者の発生状況及び救護状況
- (3) 道路情報及び交通機関の運行状況
- (4) 町民の避難状況
- (5) ライフラインの被害状況及び応急対策の状況
- (6) 医療機関の開設状況
- (7) その他必要と認められる事項

（名簿の提出）

第7条 乙の長は、毎年1回、代表者等の名簿を甲に提出するものとする。また異動があった場合は、速やかに報告するものとする。

（便宜供与）

第8条 甲は、第4条に定める協力を要請した場合において、乙又は会員から情報連絡用に設置するアマチュア無線局の設置について協力を求められたときはこれに協力することができる。

（防災訓練への参加）

第9条 甲は、甲が主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。この場合において乙は、非常時に対する迅速な対応がとれるよう、積極的に参加するよう努めるものとする。

（協定期間）

第10条 この協定は、平成20年2月25日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の協定期間は、甲、乙から何らの意思表示のないときは、協定期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲、乙記名捺印の上各自その1通を保有する。

平成20年 2月25日

宮代町笠原1-4-1
甲 宮代町
宮代町長 榊原一雄

乙 宮代町アマチュア無線クラブ
会長 稲山 實

協定－１５ 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）

宮代町（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、宮代町における災害の発生に際し、レンタル機材の提供に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時におけるレンタル機材の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条 宮代町内において災害が発生若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲からレンタル機材の供給等の要請があった時は、乙は保有する移動トイレ、発電機その他のレンタル機材の優先的な提供及び運搬の協力を行うものとする。

２ 乙は、前項の協力に的確に対応するため、レンタル機材の供給可能な体制を保持するものとする。

３ 乙は、協力を行う際、道路不通等により提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

（要請の手続）

第３条 甲は、前条の要請を行う時は、レンタル機材提供要請書（様式第１号）（以下「申請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭、電話、FAX、メール等により要請することができるものとし、後日速やかに申請書を提出するものとする。

（引き渡し）

第４条 レンタル機材の引き渡し場所については、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書に基づき、甲が確認の上、引き渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第５条 甲はレンタル機材の提供及び運搬に係る費用を負担するものとし、当該費用は乙の通常価格により算出した額とする。

（防災訓練への参加）

第６条 甲は、甲が主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。この場合において乙は、非常時に対する迅速な対応がとれるよう、積極的に参加するものとする。

（期間）

第７条 この協定の有効期間は、契約締結の日から、１年間とする。ただし、甲、乙いずれからも協定取消の申し出がない場合は、協定期間を１年間延長するものとし、以降この例によるものとする。

２ 前項の解消の申し出は、１月前までに相手方に文書で申し出るものとする。

（連絡先）

第８条 本協定の連絡先は、別紙のとおりとし、連絡先等に変更があった場合は、書面により速やかに、相手方に提出するものとする。

（協議）

第９条 本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書２通を作成し当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２０年２月２５日

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原１丁目４番１号

甲 宮代町
宮代町長 榊原 一雄 印

東京都千代田区岩本町一丁目５番１３号

乙 秀和第２岩本町ビル
株式会社アクティオ
代表取締役 小沼 光雄 印

(様式第1号)

災害時におけるレンタル機材提供要請書

平成 年 月 日

株式会社アクティオ
代表取締役社長

様

宮代町長

1. 災害及び協力を必要とする状況
2. 協力を必要とする物資の内容等

必要とする物資の種類	数量	物資配達先	備考

協定－１６ 災害時における相互協力に関する協定書（日本工業大学）

宮代町（以下「甲」という。）と学校法人日本工業大学（以下「乙」という。）とは、宮代町における災害の発生に際し、救援・救出活動や復興活動などの災害対策を迅速に推進するため、次のとおり災害時における相互協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、大規模災害が発生した場合の町民、在勤者、在学者、町内滞在者（以下「町民等」という。）の安全確保及び災害の発生による被害の軽減を図るため、災害予防及び応急対策を執るための甲と乙の協力体制について定めるものとする。

（協力の内容）

第２条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- （１）町民等の安全確保のため、町指定避難所としての大学施設の提供
- （２）大学施設に収容した被災者への食事、応急医療資機材、入浴施設及び備蓄物資の提供（提供できる施設及び資機材を有しない場合を除く）
- （３）甲から要請のあった被災場所及び避難所等への学生ボランティアの派遣（救助、初期消火、情報収集、通訳、被災建築物の応急危険度判定補助等）
- （４）平常時における連携協力体制の強化
- （５）減災対策に係わる調査研究への連携・協力
- （６）災害情報の収集と共有
- （７）その他の協力要請事項

（協力要請）

第３条 甲は、前条の要請を行う時は、予め定めている甲乙双方の担当者等を通じて、第１号様式により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭、または、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第４条 乙は、甲から、前条の規定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力を努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により協力要請に応じられない場合はこの限りではない。

２ 乙は、災害時に避難所として、町民等に開放する施設の範囲を予め定めておくものとし、学校施設見取り図等を添付し、甲に事前に通知しておくものとする。

（相互協力体制の整備）

第５条 甲は、第２条第３号の派遣等を円滑に実施するため、予め、学生ボランティアの募集、登録、養成、防災訓練等を行うものとする。

２ 乙は、甲の行う前項の活動に協力、参加し、体制の整備に努めるものとする。

（防災訓練への参加）

第６条 甲は、甲が主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。この場合において乙は、非常時に対する迅速な対応がとれるよう、積極的に参加するものとする。

（避難所の開設）

第７条 甲は、災害時に乙の施設内に避難所を開設する必要が生じた場合、第２条第１号の規定により、予め乙の定めた施設を避難所として開設することができる。

（避難所開設の通知）

第８条 甲は、前条に基づき乙の施設内に避難所を開設する場合、乙に対し事前に第２号様式又は口頭でその旨を通知するものとする。ただし、口頭で通知した場合は、事後速やかに文書にて通知するものとする。

（施設等提供期間）

第９条 第７条に規定する施設の提供期間は、原則として、災害発生直後の期間とし、被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する場合には、甲及び乙の協議により決定する。

（避難所等の管理）

第１０条 避難所等の運営管理は、甲の責任において行うものとする。

２ 甲は、避難所等を開設する場合には、乙の教育活動の妨げとならないよう配慮するものとし、ま

た、開設後においても、避難所の早期解消に努めるものとする。

3 乙は、避難所等の運営管理については、できる限り甲に協力するものとする。

(避難所の閉鎖)

第11条 甲は、乙の施設内の避難所を閉鎖する時は、乙に第3号様式により使用終了の届けを行うとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に、乙に引き渡すものとする。

(費用の負担)

第12条 甲は、避難所等の管理運営に係わる費用を負担するものとする。

2 第2条第2号に規定する協力内容について、乙が要した経費については、甲乙協議して甲の負担すべき額を決定するものとする。

3 避難所等の開設期間中に施設等に損害を与えた場合、甲は、当該施設等を甲の負担で修理するものとする。

(実施細目)

第13条 本協定の実施に必要な支援内容及び施設提供に係る具体的施設・収容人、連絡窓口等の事項は、実施細目に定める。

2 前項の実施細目に変更があった場合は、書面により速やかに、相手方に提出するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲、乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以降この例によるものとする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年 4月 1日

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1丁目4番1号

甲 宮代町

宮代町長 榊原一雄

埼玉県南埼玉郡宮代町学園台4丁目1番

乙 学校法人 日本工業大学

理事長 大川陽康

平成 年 月 日

日本工業大学理事長 様

宮代町長

災害時における協力要請書

「災害時における相互協力に関する協定書」に基づき、災害時における協力を要請します。

1 協力を要する理由

2 災害の状況

3 協力要請の内容

要請項目に○	協力要請の内容	備考
	町民等の安全確保のため、町指定避難所としての大学施設の提供	
	大学施設に収容した被災者への食事、応急医療資機材、入浴施設及び備蓄物資の提供	
	被災場所及び避難所等への学生ボランティアの派遣 (救助、初期消火、情報収集、通訳、被災建築物の応急危険度判定補助等)	派遣場所 派遣期間 作業内容 その他
	その他の協力要請事項	

4 その他必要な事項

平成 年 月 日

日本工業大学理事長 様

宮代町長

宮代町指定避難所開設通知書

「災害時における相互協力に関する協定書」に基づき、災害時における町指定避難場所として、下記のとおり開設することを通知します。

記

開設日時	平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで
使用施設	
利用対象人等	
連絡先（責任者）	課 室長 G 担当者職氏名 電話 内線
その他	

平成 年 月 日

日本工業大学理事長 様

宮代町長

宮代町指定避難所使用終了届

「災害時における相互協力に関する協定書」に基づく、町指定避難場所の使用について、下記のとおり終了します。

なお、協定書に基づき、施設を現状に復し、引き渡します。

記

終了日時	平成 年 月 日 時まで
引渡し予定日時	平成 年 月 日 時まで
連絡先（責任者）	課 室長 G 担当者職氏名 電話 内線
その他	

協定－１７ 災害時の応急対策に関する協定書（宮代町建設土木事業者協力会）

宮代町長（以下「甲」という。）と宮代町建設土木事業者協力会（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他の災害（以下「災害」という。）時の応急対策について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時における町民の安心安全を確保するための応急対策について、甲は乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条 甲は、応急対策を実施するため、乙の協力を求める必要があるときは、乙に協力を要請する。

２ 前項の規定による要請は、防災復旧活動要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、要請書によることが困難なとき、または急を要するときは、電話、その他の方法により要請し、事後に文書を提出するものとする。

（応急対策の内容）

第３条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲の指示に従い防災活動及び復旧作業（以下「防災復旧活動等」という。）に従事するものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、災害現場に指示する職員がいないときは、甲の指示事項に従い適切な防災復旧活動等を実施するものとする。

（活動等の報告）

第４条 乙は、前条の防災復旧活動等の実施にあたっては、随時、その活動内容等の経過について甲に報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに活動実施状況を防災復旧活動等報告書（様式第２号）により報告するものとする。

（経費の負担）

第５条 第２条の規定により、甲の要請する防災復旧活動等を実施した場合において、乙が要した経費については、甲が負担する。

２ 前項の規定により、甲が負担する経費は、埼玉県土木工事標準積算基準書及び埼玉県土木工事設計単価表を基準として算出した額とする。

３ 前項以外の経費については、甲、乙協議のうえ、定める額とする。

（損害補償）

第６条 乙が第３条の規定に基づき防災復旧活動等に従事したことにより負傷し若しくは疾病にかかり若しくは障害を残し又は死亡したときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）が適用されない場合に限り、埼玉縣市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年埼玉補条例第１号）の規定により、甲が補償する。

（費用等の請求）

第７条 乙は、第５条に規定する経費及び第６条に規定する損害補償（以下「費用等」という。）の請求については、甲の定めるところにより行うものとする。

（支払い）

第８条 甲は、前条の規定により費用等の請求があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第９条 甲及び乙は、要請事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、事前に連絡責任者を定めておくものとする。

（協議事項）

第１０条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成２０年７月２日

甲 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原１丁目４番１号
宮代町
宮代町長 榊原 一 雄

乙 埼玉県南埼玉郡宮代町姫宮３５９番地
宮代町建設土木事業者協力会
代 表
株式会社 野口建設
代表取締役 中 島 久 子

*様式は省略 各マニュアル等参照

協定－１８ 災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定（埼玉県清掃行政研究協議会）

埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）とは、災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、地震等の災害により、区域内の一般廃棄物の適正処理が困難となった市町村等に対して、県及びその他の市町村等がその円滑な処理を確保するために行う相互支援について、基本的な事項を定める。

（役割）

第２条 市町村等は、要請に応じて、次に掲げる相互支援を行うものとする。

- （１）災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
- （２）災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
- （３）災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- （４）災害廃棄物等の処理の実施
- （５）その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

２ 県は、前項の相互支援が円滑に行われるよう関係機関との調整に努めるものとする。

３ 埼玉県清掃行政研究協議会は、第１項の相互支援が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めるものとする。

（責務）

第３条 災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

- （１）災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑な処理に協力しなければならない。
- （２）支援要請があったときは、積極的に応ずるように努めなければならない。
- （３）県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

（費用負担）

第４条 第２条第１項に規定する相互支援に要した経費は、支援を要請をした市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。

（期間）

第５条 本協定の有効期間は、平成２０年７月１５日から平成２１年３月３１日までとする。ただし、期間満了の一か月前までにいずれからも異議の申し出がないときは引き続き一年間有効とし、翌年度以降においても同様とする。

（疑義が生じた場合）

第６条 相互支援を行う上で疑義が生じた場合は、埼玉県清掃行政研究協議会災害廃棄物対策部会で協議の上、決定するものとする。

本協定成立の証として、本書２通を作成し、記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２０年７月１５日

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号
名称 埼玉県清掃行政研究協議会
代表者 会長 相川宗一

所在地
名称 （県・市町村・一部事務組合８４団体）
代表者

埼玉県清掃行政研究協議会災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害発生時において、埼玉県清掃行政研究協議会（以下「埼清研」という。）の会員が県内の一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理を円滑に実施するための相互支援について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 一般廃棄物市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）が設置する処理施設（付帯設備を含む。）が被災し、適正な処理の確保が困難となった生活ごみ、事業系一般ごみ、し尿その他一般廃棄物のことをいう。
- (3) 災害廃棄物災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき、木くず等）で、市町村等が、生活環境の保全上特に処理が必要と判断したものをいう。
- (4) 相互支援 次に掲げることをいう。
 - ア 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
 - イ 災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
 - ウ 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
 - エ 災害廃棄物等の処理の実施
 - オ その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

(会員の責務)

第3条 会員は、災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

- (1) 災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑な処理に協力しなければならない。
- (2) 支援要請があったときは、積極的に応ずるように努めなければならない。
- (3) 県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

(埼清研の役割)

第4条 埼清研は、災害廃棄物等の処理に関する相互支援を円滑に実施するため、自治的な支援体制の構築に努めるほか、次の役割を負う。

- (1) 災害廃棄物等の仮置場として使用可能な土地（以下「オープンスペース」という。）及び仮設トイレ等の備蓄状況の調査・報告
- (2) 災害廃棄物対策部会の運営
- (3) 会員間の緊急連絡体制の整備
- (4) 災害廃棄物等処理対策訓練の実施
- (5) 関係団体との協力協定等の締結

(県の役割)

第5条 県は、災害廃棄物等の処理に関する相互支援を円滑に実施するため、関係機関との調整に努めるほか、次の役割を負う。

- (1) 平常時における役割
 - ア 災害廃棄物処理計画の策定
 - イ 庁内の緊急連絡体制の整備
- (2) 災害発生時における役割
 - ア 処理施設の稼働状況等の情報収集
 - イ 災害廃棄物等の発生状況の情報収集
 - ウ 市町村等間の相互支援に係る連絡調整
 - エ 県外の自治体及び関係団体への支援要請に係る連絡調整
 - オ 県有施設等での廃棄物処理の支援協力
 - カ 県の備蓄物資等の提供

(市町村等の役割)

第6条 市町村等は、災害廃棄物等の処理に関する相互支援を円滑に実施するため、次の役割を負う。

- (1) 平常時における役割

- ア 災害廃棄物処理計画の策定
- イ 庁内の緊急連絡体制の整備
- ウ 災害に強い処理施設の整備
- エ 近隣の市町村等との相互支援体制の確立
- オ 一般廃棄物処理業者等との協力協定の締結

(2) 災害発生時における役割

- ア 処理施設の被害状況の把握
- イ 災害廃棄物等の発生量の把握
- ウ オープンスペース及び仮設トイレ等の備品の確保

(災害廃棄物対策部会)

第7条 災害廃棄物等の処理対策に関する検討、情報交換など必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物対策部会（以下「対策部会」という。）を設置する。

- 2 対策部会は、埼清研会長、県、各ブロックの代表幹事及び対策部会の円滑な運営に必要であるとして埼清研会長が指名した会員で構成する。
- 3 部会長は、埼清研会長とし、部会を招集する。副部会長は、部会員の中から選出する。

(支援要請)

第8条 被災した市町村等が支援を求めようとするときは、県に対して、必要な措置を要請するものとする。

- 2 前項の要請をするときは、別に定める支援要請書（様式1号）を県に提出するものとする。ただし、そのいとまがないときは、電話、電信など災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に支援要請書を提出することができる。

(県の調整)

第9条 県は、災害廃棄物等の発生状況や要請内容を踏まえ、被災した市町村等の属するブロックの部会員と調整の上、当該ブロック内の市町村等に協力を要請する。ただし、被災した市町村等が近隣の市町村等へ直接支援を要請することについては、これを妨げない。なお、支援を要請したときは、その旨を県に報告するものとする。

- 2 県は、被災した市町村等の属するブロック内での処理が困難なとき、他のブロックの部会員と調整の上、他のブロックの市町村等又は協力協定を締結している関係団体に協力を要請する。
- 3 県は、会員間での相互支援の確保が困難なとき、被災した市町村等と必要な調整の上、県外の自治体に協力を要請する。
- 4 県は、県外の自治体から支援要請があったとき、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、市町村等に対して協力を求めるものとする。

(支援実施内容の報告)

第10条 災害廃棄物等の処理に関する支援を行った市町村等は、別に定める実績報告書（様式2号）を県に提出するものとする。

(協定の締結)

第11条 県内の災害廃棄物等の処理に関する相互支援体制の確立を目的として、埼清研会長と各会員の間で、あらかじめ協定を締結するものとする。

- 2 前項の規定により締結した協定は、会員相互が協定を締結したものとみなす。

(費用負担)

第12条 第2条第4項に規定する相互支援に要した経費は、支援を要請した市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。

(計画書等の提出)

第13条 会員は、毎年5月末日までに、前年度末におけるオープンスペース及び仮設トイレ等の備蓄数を、別に定める報告書（様式3号）により埼清研会長に提出するものとする。

- 2 会員は、災害廃棄物処理計画を策定又は変更したときは、埼清研会長に報告するものとする。
- 3 埼清研会長は、第4条（3）の緊急連絡網及び（5）の関係団体との協力協定の状況並びに前2項の報告書を取りまとめ、会員に報告するものとする。

附則

この要綱は、平成20年7月15日から施行する。

この要綱は、平成22年5月25日から施行する。

協定－１９ 災害時における応急活動に関する協定（宮代町水道工事業者組合）

宮代町(以下「甲」という。)と、宮代町水道工事業者組合(以下「乙」という。)は、地震及びその他による災害(以下「災害」という。)により、甲の所轄する水道施設が被災した場合における応急給水、応急復旧その他の応急措置(以下「応急活動」という。)の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における町民への、安全な水を供給するための応急活動について、甲は乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、宮代町内に災害が発生し、甲のみでは十分な応急活動の実施が出来ないときは、甲に対して応急活動の協力を要請することができるものとする。

(要請手続)

第3条 甲は要請(災害の状況、場所、活動内容、必要な人員、資機材等)を乙に対して災害時における応急活動要請書(様式第1号)によって行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時における応急活動要請書(様式第1号)をもって処理するものとする。

(対策本部の設置等)

第4条 乙は協力の要請を受けたときは、速やかに応急活動をおこなうための宮代町水道工事業者組合災害対策本部を設置する。また、乙は組合員に、必要な人員及び資機材等を準備させ、甲の要請する応急活動に協力するものとする。

2 乙は、業務が終了したときは、速やかにその活動状況について災害時における応急活動報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 この協定に基づく応急活動に要した費用は、甲の負担とする。

(協力体制の連絡)

第6条 乙は、この協定に基づき応急活動に出動させることが出来る人員及び資機材等について、毎年4月末日までに連絡するものとする。

(損害補償)

第7条 乙が第3条の規定に基づき応急活動に従事したことにより負傷し若しくは疾病にかかり若しくは障害を残し又は死亡したときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)が適用されない場合に限り、埼玉県市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和41年埼玉補条例第1号)の規程により、甲が補償する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は協定締結日から起算して1年とする。ただし、期間満了の2ヵ月前までに甲又は乙から別段の意思表示をしないときは、引き続き効力を有するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年10月27日

甲 埼玉県南埼玉郡宮代町宮東51番地
宮代町水道事業
宮代町長 榊原一雄

乙 埼玉県南埼玉郡宮代町山崎745番地2
宮代町水道工事業者組合
組合長 中村英二

*様式は省略 各マニュアル等参照

協定－２０ 災害時における避難所等の使用に関する協定書（埼玉県立宮代高等学校）

宮代町（以下「甲」という。）と埼玉県立宮代高等学校（以下「乙」という。）は、宮代町内に発生した地震、洪水等の災害時（以下「災害」という。）における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第２条 乙は、宮代町内に災害が発生し、甲の要請があった場合には、乙が所有し、管理する施設及び用地（以下「施設等」という。）を、被災者のための避難所及び物資集積場所（以下「避難所等」という。）として提供するものとする。

（協力要請）

第３条 甲は、前条各号に基づき、乙に協力を要請する場合は、事前に乙に対し第１号様式又は口頭でその旨を通知するものとする。ただし、口頭で通知した場合は、事後速やかに文書にて通知するものとする。

（避難所等として利用できる施設の範囲）

第４条 乙は災害時に避難所等として、町民等に開放する施設の範囲を予め定めておくものとし、見取り図等を添付し、甲に事前に通知しておくものとする。

（避難所等として利用できる施設の周知）

第５条 甲は、前条の規定により定められた乙の管理する施設のうち避難所等として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所等の開設）

第６条 甲は、災害時に乙の施設内に避難所等を開設する必要がある場合、第４条の規定により、予め乙の定めた施設を避難所等として開設することができる。

（避難所等開設の通知）

第７条 甲は、前条に基づき乙の施設内に避難所等を開設する場合、乙に対し事前に第２号様式又は口頭でその旨を通知するものとする。ただし、口頭で通知した場合は、事後速やかに文書にて通知するものとする。

（施設等提供期間）

第８条 第４条に規定する施設の提供期間は、原則として災害発生直後の期間とし、被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する場合には、甲及び乙の協議により決定する。

（避難所等の管理）

第９条 避難所等の運営管理は、甲の責任において行うものとする。

２ 甲は、避難所等を開設する場合には、乙の教育活動の妨げとならないよう配慮するものとし、また、開設後においても、避難所等の早期解消に努めるものとする。

３ 乙は、避難所等の運営管理については、できる限り甲に協力するものとする。

（避難所等の閉鎖）

第１０条 甲は、乙の施設内の避難所等を閉鎖する時は、乙に第３号様式により使用終了の届けを行うとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に、乙に引き渡すものとする。

（費用の負担）

第１１条 甲は、避難所等の管理運営に係わる費用を負担するものとする。

２ 避難所等の開設期間中に施設等に損害を与えた場合、甲は、当該施設等を甲の負担で修理するものとする。

（鍵の貸与）

第１２条 乙は、甲と協議の上、必要に応じて第４条に定める施設の鍵を貸与し、甲は貸与された場合は鍵の保管を慎重に行うものとする。

（情報の交換）

第１３条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況等、必要に応じて情報の交換を行う。

（防災訓練への協力）

第14条 乙は、甲が行う各地域の防災訓練等に協力するものとする。

(連絡責任者及び連絡担当者)

第15条 この協定に関する連絡責任者は、甲において宮代町長、乙においては、埼玉県立宮代高等学校長とし、連絡担当者は別に定める第5号様式により、この協定の締結の日から7日以内に甲乙の双方に連絡するものとし、変更があった場合も同様とする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲、乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以降この例によるものとする。

(協議)

第17条 本協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じ場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成21年1月23日

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1丁目4番1号
甲 宮代町
宮代町長 榊原 一 雄

埼玉県南埼玉郡宮代町東6-1-1
乙 埼玉県立宮代高等学校
校長 増田 貞 男

協定－２１ 宮代町 防災行政無線の活用に関する協定書（東京電力株式会社 春日部支社）

宮代町（以下甲という。）と東京電力株式会社（以下乙という。）は、電力供給に係わる大規模災害（設備災害を含む）による停電が発生した場合における、宮代町防災行政無線（以下「防災無線」という。）の活用に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条 乙の電力供給に係わる大規模災害（設備災害を含む）による停電が発生した場合において、乙が独自の広報活動を迅速に行うとともに、甲の防災無線の活用により、住民に対し通報を行うことを目的とする。

（通報依頼方法・内容等）

第２条 乙は、前条を依頼するときは、別図連絡体制により、次に掲げる事項を書面にて連絡（FAX等）するものとする。

- （１）依頼年月日、時分
- （２）通報依頼者の所属及び氏名・連絡先
- （３）停電（事故）の原因（判明している場合）
- （４）影響する範囲
- （５）復旧の見通し
- （６）通報依頼文
- （７）その他必要な事項

２ 乙は、前項の依頼後、新たな情報が判明したときはその旨直ちに連絡を行うものとする。

（情報の提供等）

第３条 甲は、停電の状況についての情報を収集するため、乙に対して情報の提供を求めることができる。

２ 乙は、前項の求めがある時、または、情報を提供する必要がある時は、速やかに連絡することとする。

（通報の判断）

第４条 甲は、乙より第２条の依頼を受けたときは、防災無線を活用し通報を行うかの可否について速やかに判断し、乙へ回答するものとする。

（疑義の決定等）

第５条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成２１年３月２４日

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原１丁目４番地１
（甲）宮代町
町長 榊原一雄

埼玉県春日部市浜川戸２丁目１２番地１
（乙）東京電力株式会社春日部支社
支社長 丹羽宣之

*別紙及び別図は省略

協定－２２ 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書((株)カスミ 他)

(趣旨)

第1条 この協定は、宮代町内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、宮代町（以下「甲」という。）と株式会社カスミ（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が宮代町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、産業建設課長が行うものとする。ただし産業建設課長から乙へ要請することが不可能となった場合には、産業政策室長が直接乙に要請することができる。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおりとする。

(応急生活物資の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第4条及び第7条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(情報の収集・提供)

第9条 甲は、災害時において、町民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対し、迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、町民生活の早期安定に寄与するよう、町民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第11条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第12条 この協定の施行に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

(期間)

第13条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(雑則)

第15条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成22年3月31日

甲 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目4番1号
宮代町
宮代町長 庄 司 博 光

乙 茨城県つくば市西大橋599-1
株式会社カスミ
代表取締役 石 原 俊 明

.....
*以下同様協定締結先

乙 山崎製パン株式会社 埼玉工場
埼玉第一工場長 佐 々 木 進

乙 宮代町商工会
会長 坂 卷 博

乙 南彩農業協同組合
代表理事組合長 若 林 龍 司

乙 藤本ライスデリカ株式会社
代表取締役社長 猪 俣 勝

乙 生活協同組合さいたまコープ
代表理事理事長 佐 藤 利 昭

乙 有限会社新しい村
代表取締役社長 島 村 孝 一

乙 山崎製パン株式会社 古河工場
古河工場長 犬 塚 勇

乙 株式会社セキ薬品
代表取締役社長 関 伸 治

*山崎製パン株式会社 埼玉工場・宮代町商工会・南彩農業協同組合・藤本ライスデリカ株式会社・生活協同組合さいたまコープ・有限会社新しい村(現:株式会社新しい村)は平成21年3月31日締結。

*株式会社セキ薬品は平成27年2月16日締結。

平成 年 月 日

様

宮代町長 庄 司 博 光

物資協力依頼書

「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり依頼します。

記

納入品目 ・数量	食糧・食料品	品目名	数量
納入品目 ・数量	生活必需品	品目名	数量
納入日時	平成 年 月 日		
納入場所			
その他			

※連絡先 産業建設課産業政策室長 G 担当
電話

(別表) 災害時応急生活物資例 (第5条関係)

品名 \ 段階	ライフラインストップ	ライフライン復旧 (電気・水道復旧)
食料品	飲料水 ◆ 飲料 (ジュース・牛乳等) ◆ 食糧 { <ul style="list-style-type: none"> 菓子パン ◆ バナナ ◆ レトルト食品 缶詰 即席カップめん 粉ミルク	食糧 { <ul style="list-style-type: none"> おにぎり 調理パン 食パン 切り餅 麺類 バター・ジャム類 レトルト食品 果物類 緑茶・コーヒー類 粉ミルク
衣料品・寝具	毛布	下着 靴下 衣服 布団
日用品雑貨	乾電池 懐中電灯 バケツ ガムテープ ロープ 刃物 濡れティッシュ トイレトペーパー 生理用品 哺乳瓶 紙おむつ 軍手 カセットコンロ・ボンベ マッチ・ろうそく なべ 蚊取り線香 (夏) 使い捨てカイロ (冬)	紙コップ 紙皿 シューズ タオル 洗濯・洗面用具 文房具

※品目は、上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

※◆印は、災害直後、最優先に調達すべき品目

協定－２３ 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書（埼玉県電気工事工業組合）

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、宮代町（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の町域において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- （2）町内における電気に係る事故防止に関すること。
- （3）活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- （4）前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- （5）災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- （1）支援協力の種類
- （2）支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- （3）支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第2）を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が、甲の要請により支援協力を要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成21年6月 日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヵ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成21年6月29日

甲 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1丁目4番1号
宮代町
宮代町長 榊原 一 雄

乙 埼玉県さいたま市北区宮原1丁目39番地
埼玉県電気工事工業組合
理事長 小澤 浩 二

*様式は省略 各マニュアル等参照

協定－２４ 災害廃棄物等の処理の協力に関する協定（埼玉県一般廃棄物連合会）

埼玉県清掃行政研究協議会（以下「甲」という。）と埼玉県一般廃棄物連合会（以下「乙」という。）は、災害廃棄物等の処理に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、埼玉県内において地震等の災害が発生して、市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）が設置する処理施設（付帯設備を含む）が被災し、適正な処理が困難となった場合に、甲が乙に災害廃棄物等の撤去、収集・運搬及び処分等の協力を要請し、速やかに、県民の安心・安全な生活環境を確保するに当たって、必要な事項を定める。

（定義）

第２条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（１）災害 災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）災害廃棄物等 災害によって多量に排出された一般廃棄物及び災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第３条 甲は、市町村等が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理」という。）について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- （１）災害廃棄物等の撤去
- （２）災害廃棄物等の収集・運搬
- （３）災害廃棄物等の処分
- （４）前各号に伴う必要な事項

（災害廃棄物等の処理の実施）

第４条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、市町村等が実施する災害廃棄物等の処理に可能な限り協力するものとする。

２ 乙は、災害廃棄物等の処理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- （１）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （２）災害廃棄物等の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の共有）

第５条 甲は、第３条に規定する要請に当たっては、乙に対して、県内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

２ 乙は、災害発生後速やかに、甲に対して、災害廃棄物等の処理に関し協力可能な会員の状況を報告するものとする。

３ 甲は、毎年５月３１日までに、乙に対して、前年度末の市町村等が設置する処理施設に関する情報を提供するものとする。

４ 乙は、毎年５月３１日までに、甲に対して、前年度末の乙の会員について、その従業員数、車両及び資機材等の状況を提供するものとする。

（協力要請の手続）

第６条 甲は、第３条に規定する要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙に送付するものとする。ただし、文書により難しい場合は、この限りでない。

- （１）協力を要請する市町村等の名称
- （２）要請の内容
- （３）その他必要な事項

２ 第３条の規定による要請は、当該協力を要請する市町村等から乙及び乙の会員に対する災害廃棄物等の処理の委託とみなす。

（実施内容の報告）

第７条 乙は、災害廃棄物等の処理を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする

- （１）協力を受けた市町村等の名称
- （２）協力の内容
- （３）その他必要な事項

(費用負担)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物等の処理に要した費用については、協力を受けた市町村等が負担するものとする。

2 前項の費用の負担については、乙と当該市町村等が協議の上、決定するものとする。

3 前項の協議に先立って、甲は、乙に対して、災害廃棄物等の処理に係る標準的な費用の提示を求めることができる。

(損害補償)

第9条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物等の処理により生じた損害の補償については、乙と当該市町村等が協議の上、決定するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する相互の連絡窓口は、甲においては埼玉県環境部資源循環推進課、乙においては埼玉県一般廃棄物連合会事務局とする。

(県外支援の協力)

第11条 埼玉県以外の都道府県において発生した災害に対して甲が災害廃棄物等の処理を支援する場合、乙は、甲の要請に応じて可能な限り協力をするものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成22年8月6日

埼玉県川越市元町1丁目3番1号(川越市役所内)

甲 埼玉県清掃行政研究協議会 会長 川合 善明

埼玉県さいたま市浦和区常盤3丁目11番2号

乙 埼玉県一般廃棄物連合会 理事長 神原 遑

協定－２５ 災害時における避難所等の使用に関する協定書（埼玉県立宮代特別支援学校）

宮代町（以下「甲」という。）と埼玉県立宮代特別支援学校（以下「乙」という。）は宮代町地域防災計画において避難所等として、指定されている乙の施設について、地震、洪水等の災害時（以下「災害」という）に避難施設として使用するに当たり、管理・運営方法等を、埼玉県地域防災計画に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、乙の管理する施設の一部を、甲が避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、宮代町内に災害が発生し甲の要請があった場合には、乙が所有し、管理する施設及び用地（以下「施設等」という。）を、被災者のための避難所及び物資集積場（以下「避難所等」という。）として提供する。

（協力要請）

第3条 甲は、前条に基づき、乙に協力を要請する場合は、事前に乙に対して第1号様式又は口頭でその旨を通知するものとする。ただし、口頭で通知した場合は、事後速やかに文書にて通知するものである。

（避難所等として利用できる施設等の範囲）

第4条 この協定書において「避難所等」として使用する乙の施設等は「体育館」、「グラウンド」とする。

2 乙は、前項に係る施設等の見取り図等を甲に提供するものとする。

（避難所等として利用できる施設等の周知）

第5条 甲は、前条の規定により定められた乙の管理する施設等のうち避難所等として利用できる施設等の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（鍵の貸与）

第6条 乙は災害発生時に備え、甲に別紙1の鍵を1組貸与し、甲は貸与された鍵を適正に保管するものとする

2 甲は貸与された鍵の保管責任者を文書で乙に報告するものとする。

また、保管責任者に変更があった場合には、その都度文書で乙に報告するものとする。

（避難所等の開設）

第7条 甲は、災害時に施設等内に避難所等を開設する必要が生じた場合、第4条の規定により定めた施設等を避難所等として開設することができる。

（避難所等開設の通知）

第8条 甲は、前条に基づき乙の施設内に避難所等を開設する必要が生じた場合、乙に対し事前に第2号様式又は口頭でその旨を通知するものとする。ただし、口頭で通知した場合は、事後速やかに文書にて通知するものとする。

（施設等提供期間）

第9条 第4条に規定する施設等の提供期間は、原則として災害発生直後の期間とし、被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する場合には、甲及び乙の協議により決定する。

（避難所等の管理）

第10条 避難所等の運営管理は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は避難所等を開設する場合には、乙の教育活動の妨げとならないよう配慮するものとし、また、開設後においても、避難所等の早期解消に努めるものとする。

3 乙は、避難所等の運営管理については、できるかぎり甲に協力するものとする。

（避難所等の閉鎖）

第11条 甲は、乙の施設内の避難所等を閉鎖するときは、乙に3号様式により使用終了の届けを行うとともに、その施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に、乙に引き渡すものとする。

（費用の負担）

第12条 甲は、避難所等の管理運営に係わる費用を負担するものとする。

2 避難所等の開設期間中に施設等に損害を与えた場合、甲は、当該施設等を甲の負担で修理するものとする。

(情報の交換)

第13条 甲及び乙は相互の防災計画の状況等必要に応じて情報の交換を行う。

(防災訓練への協力)

第14条 乙は、甲が行う各地域の防災訓練等に協力するものとする。

(連絡責任者及び連絡担当者)

第15条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては宮代町長、乙においては埼玉県立宮代特別支援学校長とし、連絡担当者は別に定める第4号様式により、この協定締結の日から7日以内に甲乙双方に連絡するものとする。変更があった場合も同様とする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日1月前までに甲、乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以降この例によるものとする。

(協議)

第17条 本協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上それぞれ1通を保有する。

平成23年1月28日

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1丁目4番1号
甲 宮代町
宮代町長 庄司 博光

埼玉県南埼玉郡宮代町字金原636-1
乙 埼玉県立宮代特別支援学校
校長 橋木 義彦

協定－２６ 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）

国土交通省関東地方整備局長 下保 修（以下「甲」という。）と、宮代町長 庄司 博光（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条 この協定は、宮代町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 宮代町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 宮代町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第３条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条 第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第６条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲乙押印のうえ各１通を所有する

平成２３年 ６月 １７日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省
関東地方整備局長 下保 修

乙 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原１－４－１
宮代町役場
宮代町長 庄司 博光

協定－２７ 災害発生時における燃料供給及び帰宅困難者支援に関する協定（町内ガソリンスタンド）

宮代町（以下「甲」という。）と島村石油（以下「乙」という。）とは災害時の燃料供給及び帰宅困難者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、宮代町内で地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の燃料供給及び交通が途絶し、遠距離を徒歩等で帰宅せざるを得ない者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するため必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第２条 甲は乙に対し、災害時に次の各号について支援を要請することができるものとする。

（１）乙の業務時間外に、甲及び自主防災組織等への燃料供給

（２）乙の給油所において、帰宅困難者に対し一時休憩所として、飲料水（水道水）、トイレを提供すること。

（３）乙の給油所において、帰宅困難者に対しラジオの音声を流しておくなどの他、テレビ等による情報の提供、地図等による通行可能な道路に関する情報を提供すること。

（支援の実施）

第３条 乙は前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲内において、甲、自主防災組織及び帰宅困難者に対し支援を実施するものとする。ただし、甲から乙に対し、通信の途絶により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで支援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

第４条 前条に規定する支援の実施に要した経費は、燃料供給においては、供給を受けた者が負担し、帰宅困難者に対する支援については、乙が負担するものとする。

（情報の交換）

第５条 甲及び乙は、災害時において協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第６条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第７条 この協定は、平成２４年１月１０日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年１月１０日

甲 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原１－４－１
宮代町長 庄司 博光

乙 宮代町中央３－２－２６
株式会社 金子物産
代表取締役 金子 昇

※以下同様協定締結先

乙 宮代町東７８
島村石油
代表 島村治枝

協定－２８ 災害時における救援物資提供に関する協定書（(株)伊藤園）

宮代町（以下「甲」という。）と株式会社 伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協定について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条 甲の市内に震度５弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時は、乙は以下の内容により協力するものとする。

２ 乙は甲乙間の契約に基づき設置する災害対応型自動販売機（以下「自販機」という。）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。尚、対象となる自販機については甲乙別途覚書を締結の上、これを定める。

３ 乙は第１項の要請があった時は、可能な範囲において速やかにフォロー体制を整えるよう努めるものとする。

なお、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

４ 乙は第１項の要請があった時は、可能な範囲において飲料水の供給を甲に行うものとする。

５ 前項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は災害発生直前の市場価格を基準に算定し、飲料水の引渡しまでの運賃を考慮の上、甲乙協議して決定するものとする。

（申請の手続き）

第３条 この協定による要請を行うときは、救援物資提供申請書（様式１）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文章を提出するものとする。

（期間）

第４条 この協定の有効期限は、協定締結の日から５年間とし、甲、乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり、同一内容をもって継続するものとする。

２ 前項の解消の申し出は、１ヵ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第５条 この協定を定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が署名押印の上各１通を保有する。

平成２５年９月６日

甲 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原１－４－１
宮代町長 庄 司 博 光

乙 東京都渋谷区本町三丁目４７番１０号
株式会社 伊 藤 園
総務部長 川 本 正 人

救援物資提供要請書

年 月 日

株式会社 伊藤園
久喜支店
支店長 ○ ○ ○ ○

宮代町長 ○ ○ ○ ○

災害時における救援物資提供に関する協定第 3 条の規定により、次のように要請します。

1. 救援物資
2. 物資搬入日時 年 月 日 時 分
3. 物資搬入場所

協定－２９ 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話株式会社）

宮代町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第２条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号。その後の改正を含む。）第２条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

２ 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第３条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

２ 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

３ 本条第１項及び第２項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙１に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第４条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

２ 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第５条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第６条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

２ 前項の設置に係る費用については、第４条及び第５条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

（利用の開始）

第７条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

（利用者の誘導）

第８条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（利用の終了）

第９条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成27年3月13日

甲 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1丁目4番1号
宮代町
宮代町長
榎本 和 男

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤5丁目8番17号
東日本電信電話株式会社
取締役埼玉事業部長
笠井 澄 人

【別紙1】

情報管理責任者（変更）通知書

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第3条に基づき、情報管理責任者（正）および（副）を下記の通り任命する。

【宮代町】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
(正) ○○課 ○○長 ○○ ○○	TEL 0480-34-1111 FAX 0480-34-1093 E-Mail anshin@town.miyashiro.saitama.jp
(副) ○○課 ○○担当 ○○ ○○	TEL 0480-34-1111 FAX 0480-34-1093 E-Mail anshin@town.miyashiro.saitama.jp

【東日本電信電話株式会社】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
(正) 営業部 公衆電話担当課長 ○○ ○○	TEL 048-833-1800 E-Mail ○○@east.ntt.co.jp
(副) 営業部 公衆電話担当主査 ○○ ○○	TEL 048-833-1800 E-Mail ○○@east.ntt.co.jp

宮代町○○課

○○長

○○ ○○

東日本電信電話株式会社 埼玉事業部

営業部 公衆電話担当課長

○○ ○○

【別紙2】

特設公衆電話 定期試験仕様書

宮代町およびNTT東日本は、下記に定める定期試験を年1回を目安として、実施することに努めることとする。

試験名	実施手順	備考
I. NTTによる 回線試験	① NTTから特設公衆電話の電気通信回線（モジュージャックまで）の回線試験を実施します。	✧ 試験については、自治体様（避難所含む）への事前連絡は実施しません。また、自治体様にて電話機を接続する必要はありません。
	② 回線に異常が確認された場合は、NTTの故障修理者を特設公衆電話の設置場所に派遣します。	✧ 派遣については、事前に自治体様へご連絡いたします。また、回線の正常状態が、確認された場合は、自治体様へのご連絡は実施しません。
	③ ②の場合、NTTの故障修理者が、特設公衆電話の設置場所にて、電気通信回線の修理を実施します。	
II. 宮代町による 通話試験 (避難所含む)	① 各避難所にて、モジュージャックに電話機を接続し、自治体等の固定電話に電話をかけ、正常に通話ができるかの確認を実施します。	
	② 通話が出来ないまたは雑音が入る等、異常が発見された場合は、NTT故障受付部門（局番なしの113）へ連絡願います。	

協定－３０ 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

宮代町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第１条（本協定の目的）

本協定は、宮代町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、宮代町が宮代町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ宮代町の行政機能の低下を軽減させるため、宮代町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第２条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、宮代町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、宮代町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、宮代町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 宮代町が、宮代町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 宮代町が、宮代町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 宮代町が、災害発生時の宮代町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 宮代町が、宮代町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて宮代町が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 宮代町が、宮代町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 宮代町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第１項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、宮代町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第３条（費用）

前条に基づく宮代町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第４条（情報の周知）

ヤフーは、宮代町から提供を受ける情報について、宮代町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第５条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、宮代町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第６条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第７条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、宮代町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、宮代町とヤフー両者記名押印のうえ各通を保有する。

平成27年3月18日

宮代町：埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1丁目4番1号
宮代町長 榎本 和男
ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮坂 学

協定－31 災害時における井戸水の提供に関する協定書（井戸所有者37名）

宮代町（以下「甲」という。）と、協力者（以下「乙」という。）は、災害の発生により上水道が途絶えたとき、町民に対する生活用水（非飲用）の供給を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宮代町内に災害が発生し、応急給水活動が必要になったとき、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な応急給水を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害の発生により応急給水が必要と認めるときは、乙に対し、生活用水の提供を要請するものとする。但し、甲が乙に対し通信の途絶等の理由により要請を行うことができないときは、乙は甲の要請を待たず、状況に応じ可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（提供）

第3条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り付近住民に対し、生活用水を提供するものとする。

2 前項の特別の理由とは、次のようなことをいう。

- （1）災害によって、井戸が破損し給水が出来ない場合。
- （2）災害によって、水が枯渇した場合。
- （3）その他給水が不可能となった場合。

（看板の掲示）

第4条 甲は、乙所有の専用井戸を乙の承諾を得て「防災井戸」に指定し、付近住民の見やすい場所に看板（様式2）を掲示するものとする。

（協議）

第5条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第6条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。但し、期間満了の日の6ヵ月前までに甲乙何らかの申し出がない時は、さらに1年間延長されたものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、次の特別の理由がある場合は、甲または乙は本協定を解除することができる。

- （1）当該井戸水が生活用水に適さなくなったとき。
- （2）その他災害時における生活用水の提供に相当でないと認めるとき。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

平成27年7月22日

甲 住所 宮代町字宮東51番地
氏名 宮代町水道事業
宮代町長 榎本 和男

乙 住所 宮代町
氏名

協定－３２ 災害時におけるＬＰガス等の優先供給に関する協定書（社団法人埼玉県ＬＰ
ガス協会 北東武支部杉戸宮代地区）

宮代町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県ＬＰガス協会北東武支部杉戸宮代地区（以下「乙」という。）とは、宮代町内に災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）におけるＬＰガス等の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時等における乙の甲に対するＬＰガス等の供給に関する協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条 災害時等において甲がＬＰガス等を必要とするときは、乙に対してその供給を要請することができる。

２ 前項の要請は、ＬＰガス等供給要請書（様式第１号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行うことができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、その供給及び搬出について協力するものとする。

２ ＬＰガス等の運搬は、甲又は甲が指定するものを行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（引渡し）

第４条 ＬＰガス等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲又は甲の指定する者が物資を確認のうえ受領する。

（協力の限度）

第５条 乙が、甲の要請により供給するＬＰガス等の限度は、要請を受けた時点において乙が調達可能な数量までとする。

（費用）

第６条 甲は、乙が提供したＬＰガス等の費用及び運搬の協力を行った場合の経費（以下「費用等」という。）について負担するものとする。

２ 甲が、乙に対して支払う費用等については、甲、乙協議のうえ災害時直前の価格をもって決定する。

第７条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙の間で協議して定めるものとする。

（有効期限）

第８条 この協定の有効期間は協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１ヵ月前までに甲、乙のいずれからも協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって１年間継続するものとし、以降においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙が記名押印の上各１通を保有する。

平成２７年１２月１８日

甲 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原１丁目４番１号
宮代町
宮代町長 榎本 和男

乙 埼玉県南埼玉郡宮代町字東７８番地
社団法人埼玉県ＬＰガス協会 北東武支部杉戸宮代地区
地区長 島村 秀樹

協定－３３ 災害時における放送等に関する協定（株式会社ジェイコム北関東）

宮代町（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコム北関東（以下「乙」という。）は、災害および防災に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、宮代町の区域内で災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、町民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

（災害情報の提供及び要請）

第２条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第３条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

- （１）放送要請の理由
- （２）依頼する放送の内容
- （３）希望する放送の日時
- （４）その他必要な事項

２ 前項の要請の連絡先は、別紙１のとおり定めるものとする。

３ 要請は災害情報放送要請書（第１号様式）により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、これに寄りたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

（災害情報の放送）

第４条 乙は、第２条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

（情報の活用）

第５条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報（コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等）および第２条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

（協力体制の整備）

第６条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

（有効期間）

第７条 本協定の有効期間は、締結日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

（その他）

第９条 防災情報等の放送に関する協定書（平成２６年２月１３日）は廃止する。

本協定書は、２通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２８年２月１日

甲 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原１丁目４番１号
宮代町長 榎本 和男

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤９丁目３４番８
株式会社ジェイコム北関東
代表取締役社長 今井 達雄

(別紙1)

宮代町

◆放送要請の連絡先(24時間365日受付)

連絡手段は、いずれの方法でも受付いたしますが、緊急時の対応はメールを優先してご利用頂きますようお願いいたします。

「株式会社ジェイコム北関東 埼玉県中央局」/「メディアセンター」/
「レスキューナウ危機管理情報センター」のいずれにも連絡が届く体制としています。

(防災連絡専用) メールアドレス

ML_KMC_bousai_miyashiro@jupiter.jcom.co.jp

(防災連絡専用) ファックス番号: 048(711)4517

電話番号: 03(5759)6745

※関東メディアセンターが受付を委託する株式会社レスキューナウの危機管理情報センターの電話番号となります。

◆受付窓口担当者(24時間365日受付)

名称 株式会社レスキューナウ危機管理情報センター

住所 〒141-0031

東京都品川区西五反田5-6-3

電話番号 03(5759)6745

◆連絡責任者(平日9:30~17:45、年末年始除く)

名称 株式会社ジュピターテレコム 埼玉メディアセンター

メディアセンター長 星 伊久磨

住所 〒330-0061

埼玉県さいたま市浦和区常盤9-34-8

電話番号 048(638)7224 通常時FAX 048(638)7199

(株) ジュピターテレコム 関東メディアセンター / (株) レスキューナウ 危機管理センター 宛て

ML_KMC_bousai_miyashiro@jupiter.jcom.co.jp

メール送信と合わせてFAXも送信ください

FAX : 048-711-4517

送信後、03-5759-6745へ受信確認TELお願いします

災害情報放送要請書

要請日時					
201__年	平成__年	__月	__日	__時__分 <small>(24時表記)</small>	<input type="checkbox"/> 第1報 <input type="checkbox"/> __報 <input type="checkbox"/> 第2報 <input type="checkbox"/> 最終報 <input type="checkbox"/> 第3報
要請者					
市・町		担当 役職		固定 電話	
部署名		担当 氏名		携帯 電話	
要請件名					
要請の理由					
放送依頼テロップ原稿					
放送希望日時					
<input type="checkbox"/> 今すぐ	<input type="checkbox"/> 時間指定		__月 __日	__時 __分 <small>(24時表記)</small>	

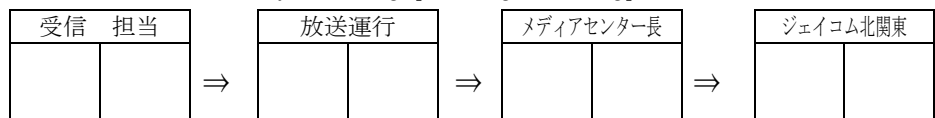
電話での要請時 代筆情報	代筆者	受付 時間	時	分

*最終報の発報は必須でお願いします。

*メールおよびFAXの要請では間に合わない場合、電話等にて受け付けます。本紙は後で提出させていただきます。

緊急時専用メールアドレス : ML_KMC_bousai_miyashiro@jupiter.jcom.co.jp

※ジュピターテレコム使用欄



協定－３４ 災害時タクシー無線の災害情報通信等の協力に関する協定書（杉戸タクシー
有限会社、朝日自動車株式会社杉戸営業所、太平交通株式会社）

宮代町（以下「甲」という。）と杉戸タクシー有限会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合における無線通信体系（タクシー無線）による非常通信等（以下「非常通信」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、地震等激甚災害が発生し有線通信を利用することが著しく困難となった場合に甲の情報収集体制を支援するため、乙に所属する無線局及びその会員の無線通信体系（タクシー無線）により非常通信等を行うことについて、甲が乙に協力を要請するための手続き等を定めるものとする。

（要請内容）

第２条 甲は、宮代町内に災害が発生した場合に、地域情報の収集及び伝達等について乙の協力を必要とする時は、乙に所属している無線局及び会員に協力を要請することができる。

２ 前項の要請を受けた乙に所属する無線局及び会員は、情報の収集及び伝達等に協力するものとする。

（要請手続）

第３条 前条第１項の規定に基づき乙に所属している無線局及び会員に協力の要請を行う場合の手続きは、甲が乙に要請するものとする。

（経費の負担）

第４条 第２条に規定する地域情報の収集及び伝達の協力を実施した場合における経費については、甲が負担するものとする。

（協議）

第５条 この協定に関して疑義が生じた場合、もしくは定めのない事項に関しては、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ各１通を保有する。

平成２８年８月２日

甲 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原１丁目４番１号
宮代町
宮代町長 榎本 和男

乙 埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸３丁目９番２７号
杉戸タクシー有限会社
代表取締役 鈴木 唯

乙 埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸７丁目５番３号
朝日自動車株式会社杉戸営業所
所長 清水 秀男

乙 埼玉県北葛飾郡杉戸町内田２丁目５番７号
太平交通株式会社
代表取締役 平子 章

協定－35 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書（埼玉司法書士会）

宮代町（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、前、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

（1）相続に関する相談

（2）不動産登記及び商業・法人登記に関する相談

（3）不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談

（4）成年後見制度に関する相談

（5）その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

（態勢整備等）

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

（相談料）

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

（情報交換等）

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

（連携）

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

（協定の存続期間）

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年日以降も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年10月11日

(甲) 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目4番1号
宮代町
町長 榎本 和男

(乙) さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号
埼玉司法書士会
会長 山崎 秀美

災害時支援協力要請書

年 月 日

埼玉司法書士会 御中

要請者
(担当)

電 話

次のとおり「災害時における被災者等相談の実施に関する協定」による相談員の派遣を要請します。

派遣日時	
派遣場所 及び人数	
相談内容	
その他	

協定－３６ 地域貢献型広告に関する協定書（東電タウンプランニング株式会社）

宮代町（以下「甲」という。）と、東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社（以下「乙」という。）は、宮代町内における地域貢献型広告（以下「広告」という。）の掲出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、宮代町内に広告を掲出することにより、町民などに対し、地域に必要な公共的な情報を発信することを目的とする。

（定義）

第２条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）地域貢献型広告 乙の実施している電柱広告事業において、民間企業などの電柱広告（巻広告）と併せて地域の公共的な情報を記載するものをいう。

（２）公共的な情報防災関係・防犯関係・公共施設案内・観光名所などをいう。

（３）広告主本協定の趣旨に賛同する民間企業などをいう。

（情報提供）

第３条 甲は、広告の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力をを行うものとする。

（乙の業務）

第４条 乙は次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

（１）この協定の趣旨に賛同する広告主を募り、第６条に基づき広告の掲出及び維持管理を行うこと。

（２）広告の掲出状況について、掲出状況の変更時及び甲が求める時に報告を行うこと。

（３）内容・施設等の変更により、広告の表示に訂正が生じた場合は、甲と協議のもと必要な処置を講ずること。

（広告の仕様）

第５条 広告の仕様は、別紙「地域貢献型広告デザイン」を基本とする。

（広告の掲出）

第６条 広告に表示する内容については、広告主の希望を確認後、甲乙協議の上決定する。

２ 広告の掲出については、甲乙協議の上、法令等を遵守すると共に公序良俗に反しないものとする。

（経費）

第７条 広告の掲出にあたり、必要な経費は広告主及び乙が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

（協議）

第８条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第９条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印のうえ各１通を所有するものとする。

平成２９年３月１３日

甲 南埼玉郡宮代町笠原１－４－１
宮代町
宮代町長 榎本和男

乙 さいたま市北区日進町二丁目５２０番地
東電タウンプランニング株式会社
埼玉総支社長 石川信次

協定－３７ 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書（埼玉土地家屋調査士会）

宮代町（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の町内において災害が発生した場合に、乙が甲に対して行う支援に関し、その手続を定め、円滑な支援が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

（1）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年内閣府（防災担当））に基づき、甲の職員と連携した町内家屋の調査に関すること。

（2）甲が発行したり災証明について、住民からの相談に関すること。

（支援の要請）

第3条 甲は乙に対し、前条に定める支援を受けようとする場合には、認定調査を実施する所在地、内容等、必要事項を記載した「被害認定調査要請書」（別紙様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、被害認定調査要請承諾書（別紙様式2）を提出するとともに、速やかに乙の会員を甲に派遣し、認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。

2 乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合に必要な資機材の費用については甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（守秘義務）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（従事者の災害補償）

第8条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙間で協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月15日

宮代町笠原1丁目4番1号
甲 宮代町
町長 榎本和男
さいたま市浦和区高砂4丁目14番1号
乙 埼玉土地家屋調査士会
会長 佐藤忠治

年 月 日
(時 分)

被害認定調査要請書

埼玉土地家屋調査士会会長 様

宮代町長

災害時における家屋被害認定調査に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

1 要請地域・内容

	内 容	備 考
要請地域	宮代町	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、浸水被害、土砂崩れ被害 その他 ()	

その他の要請事項

2 要請人員 _____ 名

3 集合場所 _____

【要請担当者】

担当課 _____
氏 名 _____
電 話 _____
携 帯 _____
F A X _____

年 月 日
(時 分)

被害認定調査要請承諾書

宮代町長 様

埼玉土地家屋調査士会会長

年 月 日 時 分に要請がありました件については、災害時における家屋被害認定調査に関する協定第4条の規定により次のとおり承諾します。

1 要請地域・内容

	内 容	備 考
要請地域	宮代町	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、浸水被害、土砂崩れ被害 その他 ()	

その他の要請事項

2 要請人員 _____ 名

3 集合場所 _____

【派遣担当者】

氏 名 _____
電 話 _____
携 帯 _____
F A X _____

協定－38 災害時における応急対策活動に関する協定書（埼玉土建一般労働組合 宮代支部）

宮代町（以下「甲」という。）と埼玉土建一般労働組合宮代支部（以下「乙」という。）とは、宮代町内に災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における応急対策活動に関わる業務（以下「応急業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における乙の甲に対する応急業務の協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 災害時等において甲が乙に要請できる応急業務は、次のとおりとする。

- （1）町が所有および管理する施設で、被災した建物などからの救助活動に関すること。
- （2）町が所有及び管理する施設の応急的な修復に関すること。
- （3）その他、甲が必要と認める応急業務への協力に関すること。

（協力の要請）

第3条 甲が災害対策本部を設置し、応急業務を行う必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができる。

- 2 乙は、前項による要請を受けたときは、甲に対して協力するものとする。
- 3 甲は、乙の組合員以外の建設業者に対しても必要と認めた場合は、協力を要請することができるものとする。
- 4 協力の要請は、応急対策活動要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、事後要請書を提出するものとする。

（協力体制の確保）

第4条 乙は甲からの協力要請に対応できるよう、あらかじめ乙の組合員の出勤体制及び被害状況に応じた資機材の供給体制を整備しておくものとする。

（応急対策活動の方法）

第5条 第3条の規定により応急対策活動を行う乙の組合員は、現地に派遣された甲の職員の指示に従うものとする。

- 2 応急対策活動が必要とされた現地に甲の職員が派遣されないときは、活動を行う乙の組合員の安全が確保されていることを確認のうえ、人命救助活動を行うものとする。

（活動の報告）

第6条 乙は、第1条及び第2条の規定に基づいて応急対策活動を行った場合は、応急対策活動報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）を速やかに甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により報告し、事後報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第7条 甲の要請を受けて行った乙の応急対策活動に係わる費用は、甲が負担する。ただし、費用の支払い時期については、甲の被災状況から甲の判断により適当な時期に支払うものとする。

- 2 前項に規定する費用は、「埼玉県積算基準」等により積算し、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(損害補償)

第8条 応急対策活動に従事した乙の組合員が死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり又は廃疾となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償は、「労働者災害補償保険法」を適用するものとする。

2 乙の組合員が所有する車両、工具、資機材を甲又は甲に協力する団体、組織等の使用により損害が生じた場合あるいは紛失、盗難により被害が生じた場合は、甲がその損害を補償するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに甲、乙のいずれからも協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとし、以降においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙の間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年4月26日

甲 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1丁目4番1号
宮代町
町長 榎本和男

乙 埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀2244番地3
埼玉土建一般労働組合 宮代支部
支部長 鈴木重夫

協定－３９ 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）

宮代町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第１条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第２３条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第２条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、宮代町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、宮代町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条 乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の最新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ最新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条 甲は、第１条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヵ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年9月15日

甲) 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原 1-4-1
宮代町
宮代町長

乙) 埼玉県さいたま市土手町 1丁目 2番地
株式会社ゼンリン
関東エリア統括部長

ZNET TOWN 利用約款

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること(本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。)

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

(1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

(2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。

(3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。

(4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。

- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

本細目は、宮代町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	宮代町 B4 判住宅地図	5 冊
広域図	宮代町を包括する広域図	5 部
ZNET TOWN	宮代町 町民生活課 利用 閲覧地区：宮代町	1 ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先 1	町民生活課	住所：埼玉県南埼玉郡宮代町 笠原 1-4-1 電話：0480-34-1111 FAX：0480-34-1093
乙	連絡先 1	第一事業本部 関東エリア統括部 大宮営業所	住所：さいたま市大宮区土手町 1-2 電話：048-642-4946 FAX：048-643-0080
	連絡先 2	第一事業本部 関東エリア統括部	住所：さいたま市大宮区土手町 1-2 電話：048-643-1313 FAX：048-644-5712

平成 年 月 日

(株)ゼンリン 殿

宮代町長

物資供給要請書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

品 名	数量	納 品 希望場所	納 品 希望日時	備 考

<連絡担当者>

住所
部署名
電話
FAX

平成 年 月 日

宮代町長 殿

(株)ゼンリン

物資供給報告書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第3項の規定に基づき、平成 年 月 日で要請を受けた件について、下記のとおり物資を供給したので報告します。

記

品名	数量	納品場所	納品日時	備考

< 物資納入者 >

< 物資受領者 >

協定－４０ 災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（埼玉県下の市町、下水道の一部事務組合、公益社団法人日本下水道管路管理業協会）

埼玉県（以下「甲」という。）と市町・組合（乙１から乙５６まで）（以下乙１から乙５６までを総称して「乙」という。）及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）とは、地震等の災害により甲及び乙の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第２条 甲及び乙は、災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援を要請することができる。

（１）被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）

（２）その他、甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

２ 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力要請は、第１０条に規定する甲の事務局が甲及び乙１から乙５６までの支援の要請を取りまとめた上で、次項に定める手続きにより、第１０条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。

３ 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等を行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

４ 丙は、前３項により甲及び乙の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行する。

（復旧支援の調整）

第３条 大規模災害等において、丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は甲丙協議の上で決定する。

（費用）

第４条 この協定に基づき甲及び乙が丙に対し要請した業務にかかる費用は甲及び乙１から乙５６までの個々による負担とし、それぞれが個別に丙と協議するものとする。

（個人情報等の保護）

第５条 丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第６条 丙は、甲及び乙の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し書面をもって報告を行うものとする。

２ 丙は、毎年３月３１日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲及び乙に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第７条 甲及び乙は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、丙に提供するものとする。

２ 丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

３ 甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）

第８条 丙は、甲及び乙から支援要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

２ 支援出動した丙の会員は、甲及び乙から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

３ 甲、乙及び丙の合同訓練を実施する場合も、第１項及び第２項を準用する。

(広域被災)

第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(事務局)

第10条 甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、埼玉県下水道局下水道事業課とする。

(2) 丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部埼玉県部会とする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに甲、乙又は丙から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙による協議の上決定するものとする。

2 甲、乙又は丙がこの協定の定め違反した場合においては、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

附則

この協定は、平成29年9月20日から施行する。

この協定の成立は、甲、乙及び丙の同意書をもって証する。

平成29年9月20日

甲	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号 埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦夫
乙1	埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市長 清水 勇人
乙2	埼玉県川越市三久保町20番地10 川越市上下水道事業管理者 福田 司
乙3	埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市長 富岡 清
乙4	埼玉県川口市青木2丁目1番1号 川口市市長 奥ノ木 信夫
乙5	埼玉県行田市本丸2番5号 行田市市長 工藤 正司
乙6	埼玉県秩父市熊木町8番15号 秩父市長 久喜 邦康
乙7	埼玉県所沢市宮本町二丁目21番4号 所沢市上下水道事業管理者 中村 俊明
乙8	埼玉県飯能市大字双柳1番地の1 飯能市長 大久保 勝
乙9	埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 加須市長 大橋 良一
乙10	埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 本庄市長 吉田 信解
乙11	埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号 東松山市市長 森田 光一
乙12	埼玉県春日部市中央六丁目2番地 春日部市長 石川 良三
乙13	埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 狭山市市長 小谷野 剛
乙14	埼玉県羽生市東6丁目15番地

- 羽生市長 河田 晃明
- 乙15 埼玉県鴻巣市中央1番1号
鴻巣市長 原口 和久
- 乙16 埼玉県深谷市仲町11番1号
深谷市長 小島 進
- 乙17 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号
上尾市長 島村 穰
- 乙18 埼玉県草加市高砂一丁目1番1号
草加市長 田中 和明
- 乙19 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号
越谷市長 高橋 努
- 乙20 埼玉県蕨市中央5丁目14番15号
蕨市長 頼高 英雄
- 乙21 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
戸田市上下水道事業
戸田市長 神保 国男
- 乙22 埼玉県入間市豊岡1丁目16番1号
入間市長 田中 龍夫
- 乙23 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号
朝霞市長 富岡 勝則
- 乙24 埼玉県志木市中宗岡1丁目17番10号
志木市下水道事業
志木市長 香川 武文
- 乙25 埼玉県和光市広沢1番5号
和光市下水道事業
和光市長 松本 武洋
- 乙26 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号
新座市長 並木 傑
- 乙27 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号
桶川市長 小野 克典
- 乙28 埼玉県久喜市下早見85番地の3
久喜市長 田中 暄二
- 乙29 埼玉県北本市本町1丁目111番地
北本市長 現王園 孝昭
- 乙30 埼玉県八潮市中央1丁目2番地1
八潮市長 大山 忍
- 乙31 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1
富士見市長 星野 光弘
- 乙32 埼玉県三郷市花和田648番地1
三郷市長 木津 雅晟
- 乙33 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1
蓮田市長 中野 和信
- 乙34 埼玉県幸手市東4-6-8
幸手市長 渡辺 邦夫
- 乙35 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
日高市長 谷ヶ崎 照雄
- 乙36 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地1
吉川市長 中原 恵人
- 乙37 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号
ふじみ野市下水道事業
ふじみ野市長 高畑 博
- 乙38 埼玉県白岡市千駄野432番地
白岡市長 小島 卓

- 乙 3 9 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9 4 9 3 番地
伊奈町長 大島 清
- 乙 4 0 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1 1 0 0 番地 1
三芳町長 林 伊佐雄
- 乙 4 1 埼玉県比企郡滑川町大字福田 7 5 0 番地 1
滑川町長 吉田 昇
- 乙 4 2 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1 0 3 0 番地 1
嵐山町長 岩澤 勝
- 乙 4 3 埼玉県比企郡小川町大字大塚 5 5 番地
小川町長 松本 恒夫
- 乙 4 4 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 8 7 0 番地 1
川島町長 飯島 和夫
- 乙 4 5 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 4 1 1 番地
吉見町長 宮崎 善雄
- 乙 4 6 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4 5 4 5 番地
横瀬町長 富田 能成
- 乙 4 7 埼玉県児玉郡美里町大字木部 3 2 3 番地 1
美里町長 原田 信次
- 乙 4 8 埼玉県児玉郡神川町大字植竹 9 0 9 番地
神川町長 清水 雅之
- 乙 4 9 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5 5 1 8 番地
上里町長 関根 孝道
- 乙 5 0 埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1 1 8 0 番地 1
寄居町長 花輪 利一郎
- 乙 5 1 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原 1 丁目 4 番 1 号
宮代町長 榎本 和男
- 乙 5 2 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地 2 丁目 9 番 2 9 号
杉戸町長 古谷 松雄
- 乙 5 3 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏 2 4 2 4 番地
松伏町長 鈴木 勝
- 乙 5 4 埼玉県坂戸市千代田 1 丁目 1 番 1 6 号
坂戸、鶴ヶ島下水道組合
管理者 石川 清
- 乙 5 5 埼玉県入間郡毛呂山町大字川角 1 5 1 0 番地
毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合
管理者 井上 健次
- 乙 5 6 埼玉県秩父郡長瀨町大字中野上 2 3 4 番地 1
皆野・長瀨下水道組合
管理者 大澤 夕キ江
- 丙 東京都千代田区岩本町 2 丁目 5 番 1 1 号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司

実施細目

(趣旨等)

- 第1 この実施細目は、災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。
- 2 協定に基づく復旧支援の円滑な執行を確保するため、公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「管路協」という。）から発行されている下水道管路施設災害復旧支援マニュアル（以下「復旧支援マニュアル」という。）を参考とするものとする。

(復旧支援の内容)

- 第2 管路協が協定により主として携わる復旧支援の内容は、次のとおりとする。ただし、被災した埼玉県及び県内市町・組合（以下「被災自治体等」という。）から他業務についても支援要請を受けた場合は、両者協議の上、実施するものとする。（復旧支援マニュアル参照）
- (1) 緊急調査：地上から下水道施設の被災状況を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害を発見するために行う調査。
- (2) 緊急措置：大きな二次災害につながる危険性が認められる被害箇所に対し、道路利用者、周辺住民及び周辺施設の安全確保を図るため緊急に行う措置。
- (3) 応急復旧工事：緊急調査又は一次調査の結果により構造的な被害の程度、機能的な被害の程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、本復旧が完了するまでの短期間に、災害査定を待たずに、被災した下水道施設の暫定機能を確保するために行う応急工事。
- (4) 一次調査：本復旧の必要性を判断し、対応方針を決定するための情報収集を目的として行う調査。
- (5) 二次調査：本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断、災害査定資料の作成を目的とし、流下能力や異状原因の構造的障害の程度を詳細に把握するために行う調査。
- 2 復旧支援による調査結果は災害査定の際の判断資料となることから、手戻り作業等が生じないよう、管路協は被災自治体等の指示に従うものとする。特に、被災自治体等から他の民間コンサルタント等が、当該調査に関連する別途業務を受託している場合は、報告書の作成に際し調整が必要になることに留意するものとする。

(復旧支援の要請)

- 第3 被災自治体等の下水道管理者は、協定第2条第1項に規定する復旧支援の実施が必要と判断した場合は、協定第2条第2項及び第3項並びに第10条の規定により、被災自治体等の復旧支援要請窓口（甲の事務局）となっている埼玉県下水道局下水道事業課の課長（以下「下水道事業課長」という。）に対し、災害の状況、支援活動日時、支援活動場所及び必要とする支援活動内容等を明示した文書（様式第1）により要請するものとする。
- 2 前項の規定に基づき被災自治体等の下水道管理者から要請を受けた下水道事業課長は、管路協の窓口（丙の事務局）である公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部埼玉県部会長（以下「埼玉県部会長」という。）に対し、支援要請を取りまとめた文書（様式第2）により速やかに復旧支援を要請するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

(復旧支援に要する費用)

- 第4 被災自治体等は、第2の1項の規定に基づく復旧支援の業務を管路協に要請したときは、遅滞なく管路協と委託契約を締結するものとする。
- 2 前項の費用については、被災自治体等と管路協の両者協議の上、業務終了後、被災自治体等が支払うものとする。

(労災及び損害補償等)

- 第5 被災自治体等の要請に基づき、管路協が実施する復旧支援活動において、管路協の協会員及びその従業員に負傷、疾病又は死亡等が発生した場合は、管路協の協会員の労災保険により補償するものとする。

- 2 被災自治体等の要請に基づき、管路協が実施する復旧支援活動において、第三者に損害を与えた場合は、被災自治体等及び管路協の両者協議の上、対処するものとする。
- 3 復旧支援活動先で宿泊が必要な場合は、原則として、派遣される管路協の協会員が自ら宿泊先を確保するものとする。

(復旧支援終了報告の内容)

第6 協定第6条の規定による丙の復旧支援終了報告は、次に掲げる事項を明らかにした文書により行うものとする。

- (1) 出勤場所及び出勤時間
- (2) 出勤人員
- (3) 使用した資機材
- (4) その他必要な事項

(連絡窓口)

第7 この実施細目に基づく業務に関する連絡窓口は、別表のとおりとする。

(附則)

この実施細目は、平成29年9月20日から施行する。

第 号
平成 年 月 日

埼玉県下水道局下水道事業課長
（復旧支援に係る甲の事務局）

〇〇〇市町（下水道管理者） 印
（乙〇）

復 旧 支 援 要 請 書

「災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定実施細目」第3の規定に基づき、次のとおり要請します。

- 1 災害の状況（緊急の場合は概要を記載）
- 2 支援活動日時（緊急の場合は想定内容を記載）
- 3 支援活動場所（緊急の場合は概要を記載）
- 4 支援活動内容
- 5 要請担当者及び連絡先
〇〇市町〇〇部〇〇課
担当者名
連絡先（電話）
（F A X）
（E - m a i l）
- 6 その他

（公社）日本下水道管路管理業協会関東支部
埼玉県部会長 様
（復旧支援に係る丙の事務局）

埼玉県下水道局下水道事業課長 印
（復旧支援に係る甲の事務局）

復旧支援要請書

「災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定実施細目」第3の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 復旧支援要請自治体

自治体名	災害の状況	支援活動日時	支援活動場所	支援活動内容	要請担当者及び連絡先
埼玉県 (甲)					
〇〇市 (乙〇)					
〇〇市 (乙〇)					

※複数の被災自治体等からの要請について、本様式を同時に使用できるものとする。
※本表は、復旧支援要請自治体数及び要請内容によって適宜変更することができる。

2 その他

甲の事務局 担当者	所属	下水道局下水道事業課	職名		氏名	
	担当名		電話		F A X	

別表 連絡窓口（実施細目第7関係）

平成29年9月現在

整理番号	自治体等名	部 局 等	課 等
甲	埼玉県	下水道局	下水道事業課
乙1	さいたま市	建設局下水道部	下水道総務課
乙2	川越市	上下水道局	事業計画課
乙3	熊谷市	建設部	下水道課
乙4	川口市	下水道部	下水道管理課
乙5	行田市	都市整備部	下水道課
乙6	秩父市	環境部	下水道課
乙7	所沢市	上下水道局	下水道維持課
乙8	飯能市	上下水道部	下水道課
乙9	加須市	上下水道部	下水道課
乙10	本庄市	上下水道部	下水道課
乙11	東松山市	建設部	下水道課
乙12	春日部市	建設部	下水道課
乙13	狭山市	上下水道部	下水道施設課
乙14	羽生市	まちづくり部	下水道課
乙15	鴻巣市	建設部	下水道課
乙16	深谷市	環境水道部	下水道工務課
乙17	上尾市	上下水道部	下水道施設課
乙18	草加市	上下水道部	下水道課
乙19	越谷市	建設部	下水道課
乙20	蕨市	都市整備部	下水道課
乙21	戸田市	上下水道部	下水道施設課
乙22	入間市	上下水道部	上下水道整備課
乙23	朝霞市	都市建設部	下水道課
乙24	志木市	上下水道部	下水道施設課
乙25	和光市	上下水道部	下水道課
乙26	新座市	上下水道部	下水道課
乙27	桶川市	都市整備部	下水道課
乙28	久喜市	上下水道部	下水道施設課
乙29	北本市	都市整備部	下水道課
乙30	八潮市	建設部	下水道課
乙31	富士見市	建設部	下水道課
乙32	三郷市	建設部	下水道課
乙33	蓮田市	上下水道部	下水道課
乙34	幸手市	水道部	下水道課
乙35	日高市	上・下水道部	下水道課
乙36	吉川市	都市整備部	河川下水道課
乙37	ふじみ野市	都市政策部	上下水道課
乙38	白岡市	上下水道部	下水道課
乙39	伊奈町		上下水道課
乙40	三芳町		上下水道課
乙41	滑川町		環境課
乙42	嵐山町		上下水道課
乙43	小川町		上下水道課
乙44	川島町		上下水道課
乙45	吉見町		水生活課
乙46	横瀬町		建設課
乙47	美里町		建設水道課
乙48	神川町		建設課
乙49	上里町		上下水道課
乙50	寄居町		上下水道課

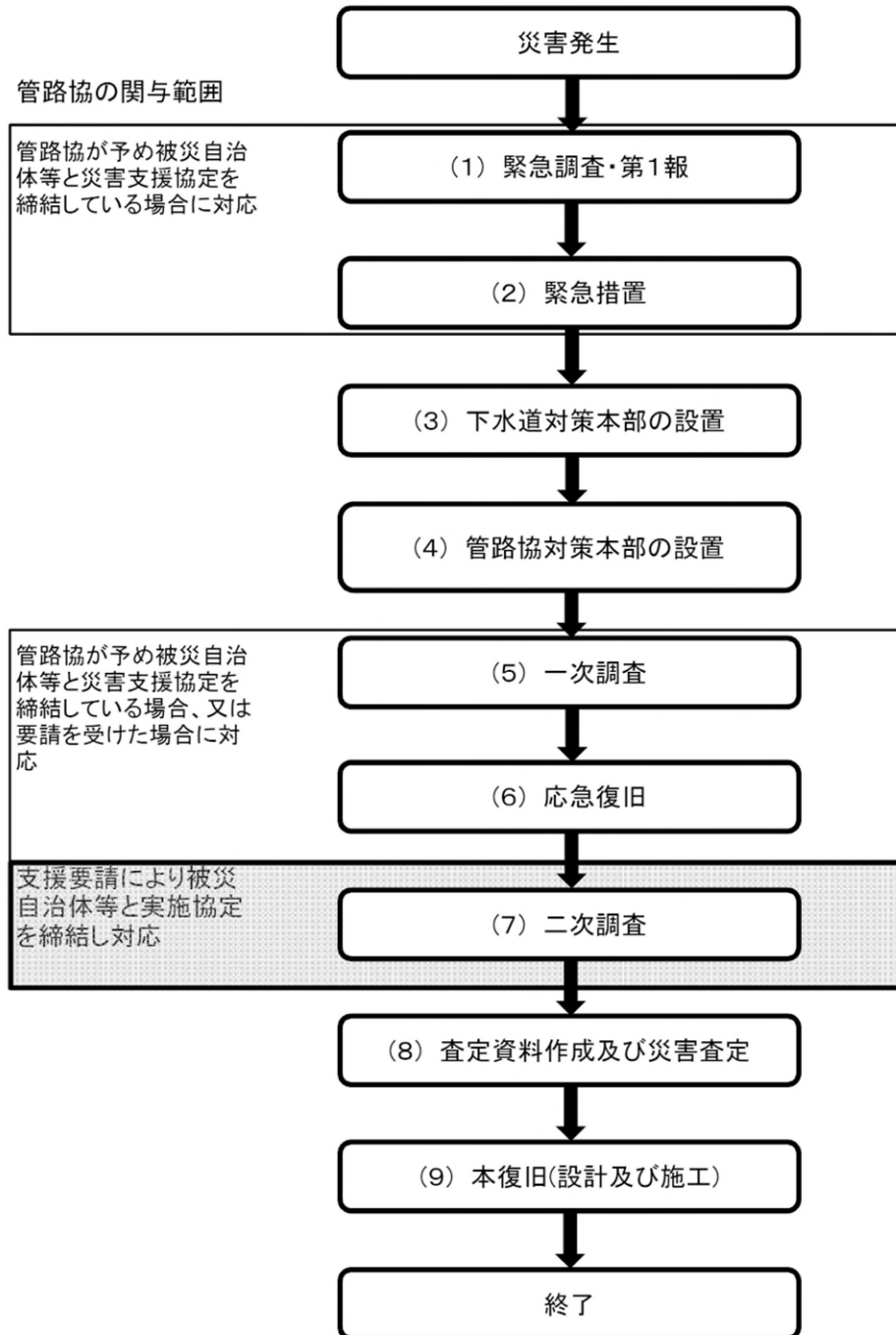
整理番号	自治体等名	部 局 等	課 等
乙51	宮代町		まちづくり建設課
乙52	杉戸町		上下水道課
乙53	松伏町		まちづくり整備課
乙54	坂戸、鶴ヶ島 下水道組合		維持管理課
乙55	毛呂山・越生・鳩山 公共下水道組合		総務担当
乙56	皆野・長瀬 下水道組合		下水道課
甲の 事務局	埼玉県	下水道局	下水道事業課
丙の 事務局	(公社) 日本下水道管路 管理業協会	関東支部 埼玉県部会	環境技建株式会社

(1) 管路管理業協会による災害復旧の支援のフロー

【日本下水道管路管理業協会】

下水道管路施設 災害復旧支援マニュアル（平成28年4月）P31～32より

災害復旧の支援フロー



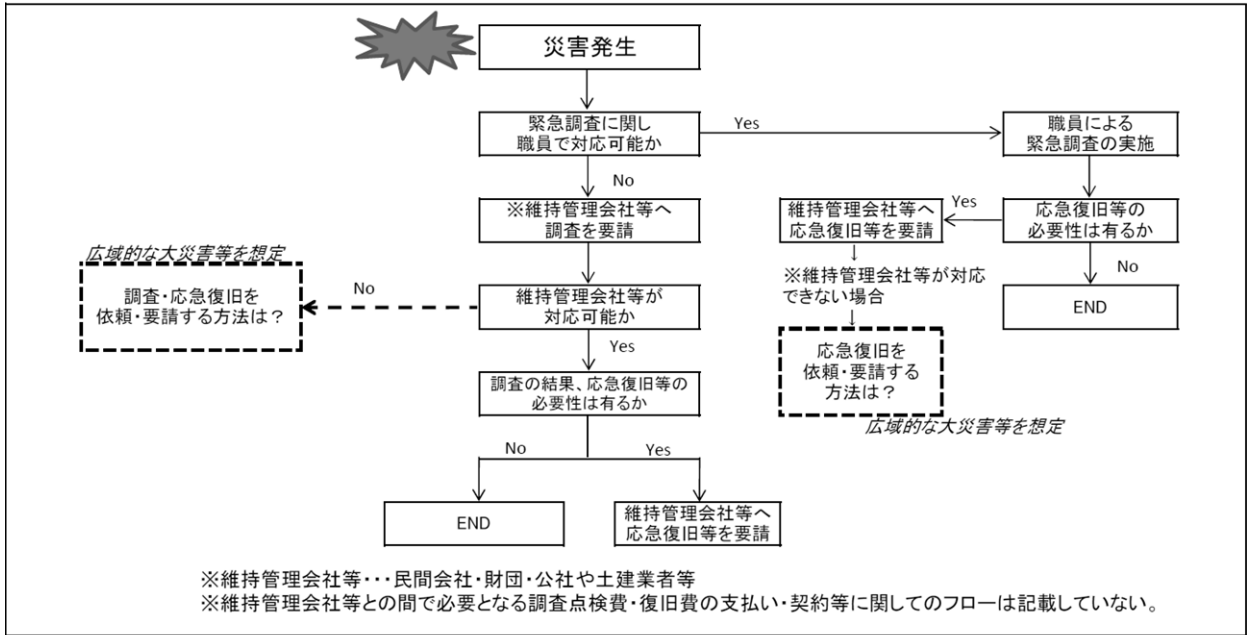
【解説】(抜粋)

災害復旧支援フローの中で管路協が主として携わるのは、管路協対策本部を設置し、二次調査が終了するまでの範囲である。

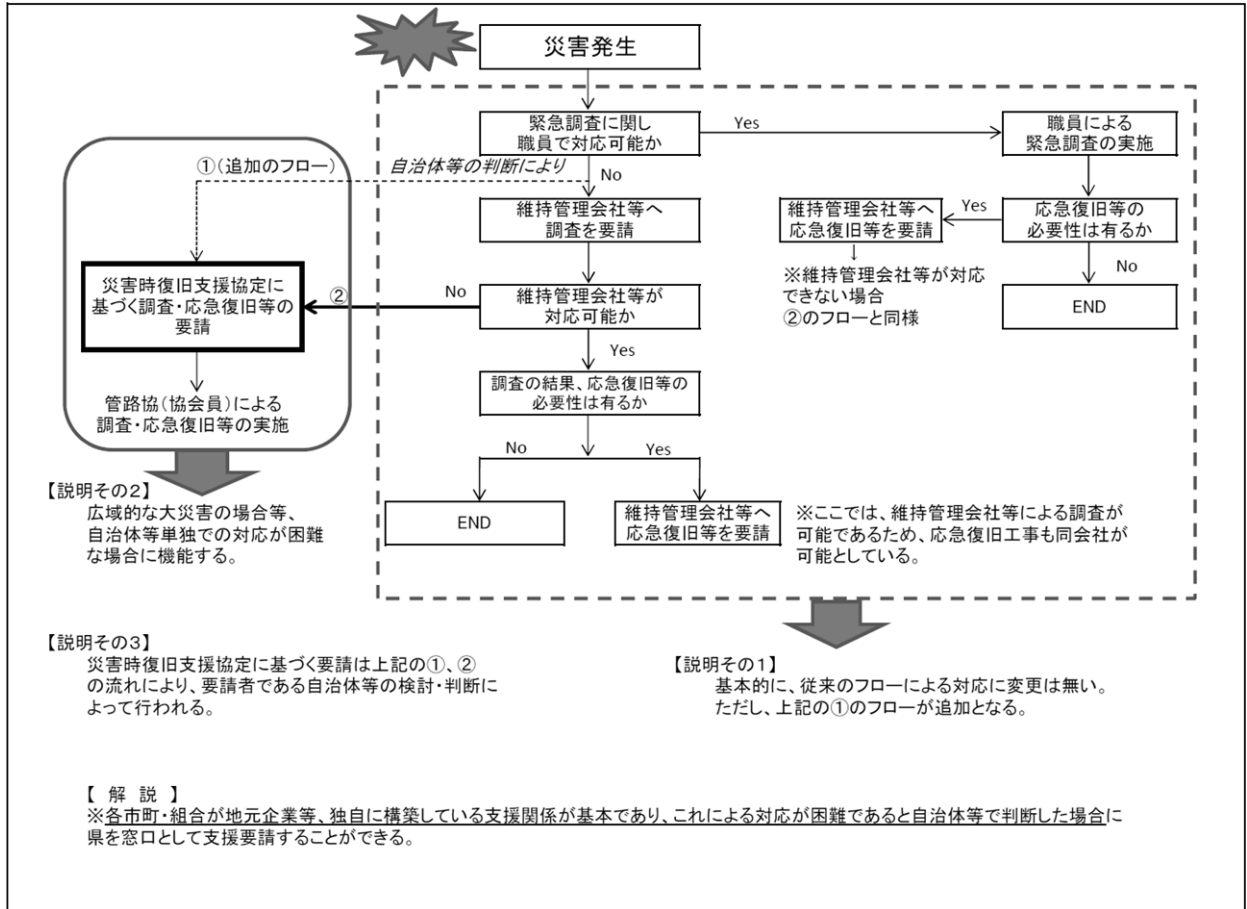
場合によっては、被災自治体等からの要請や下水道法に基づく協定を受けて地元協会員が緊急調査を実施することがあり、緊急措置及び応急復旧についても同様である。

(2) 災害時復旧支援協定の締結前後の相違点

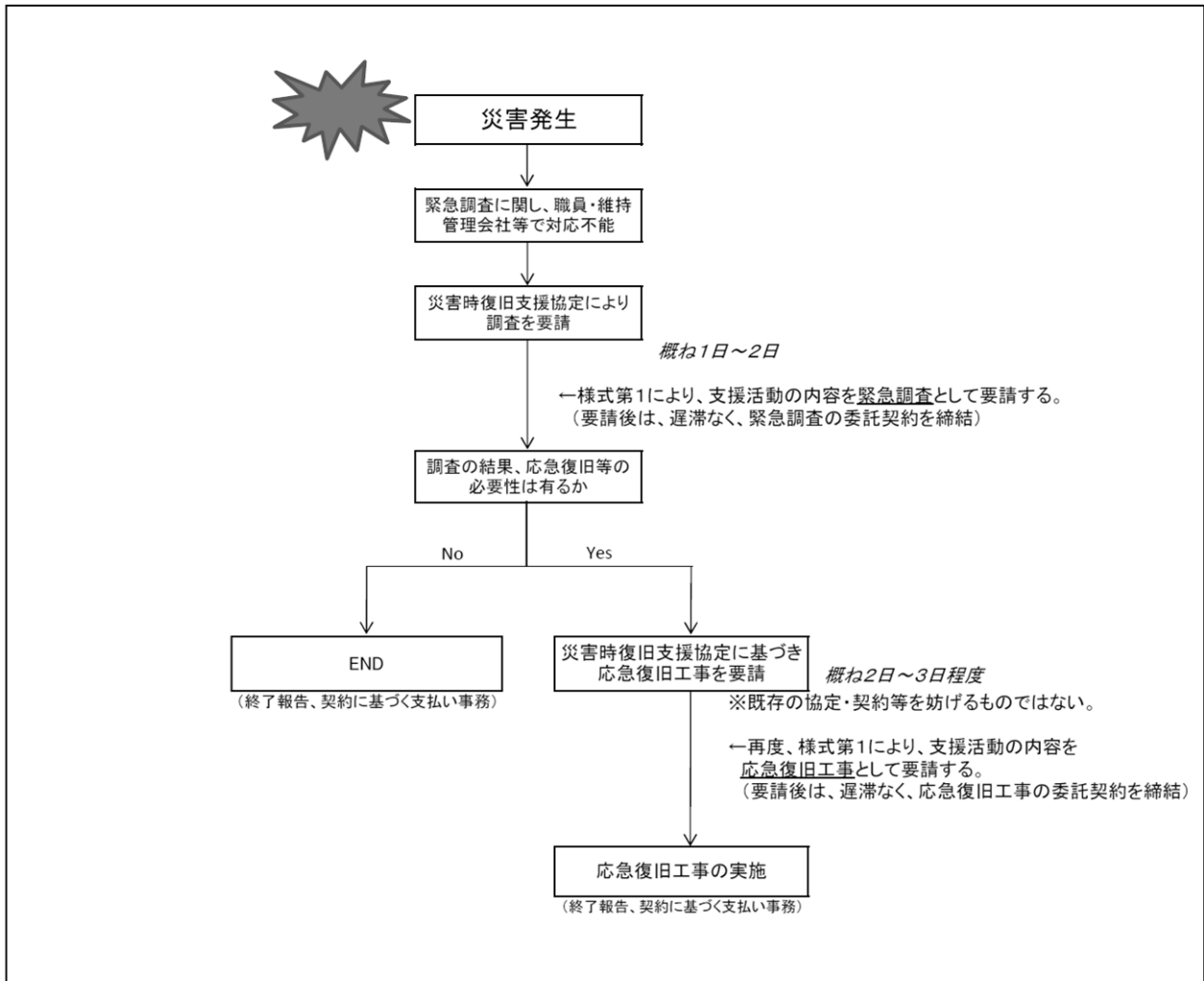
1) 協定を締結していない自治体等における、災害発生時の従来の対応例



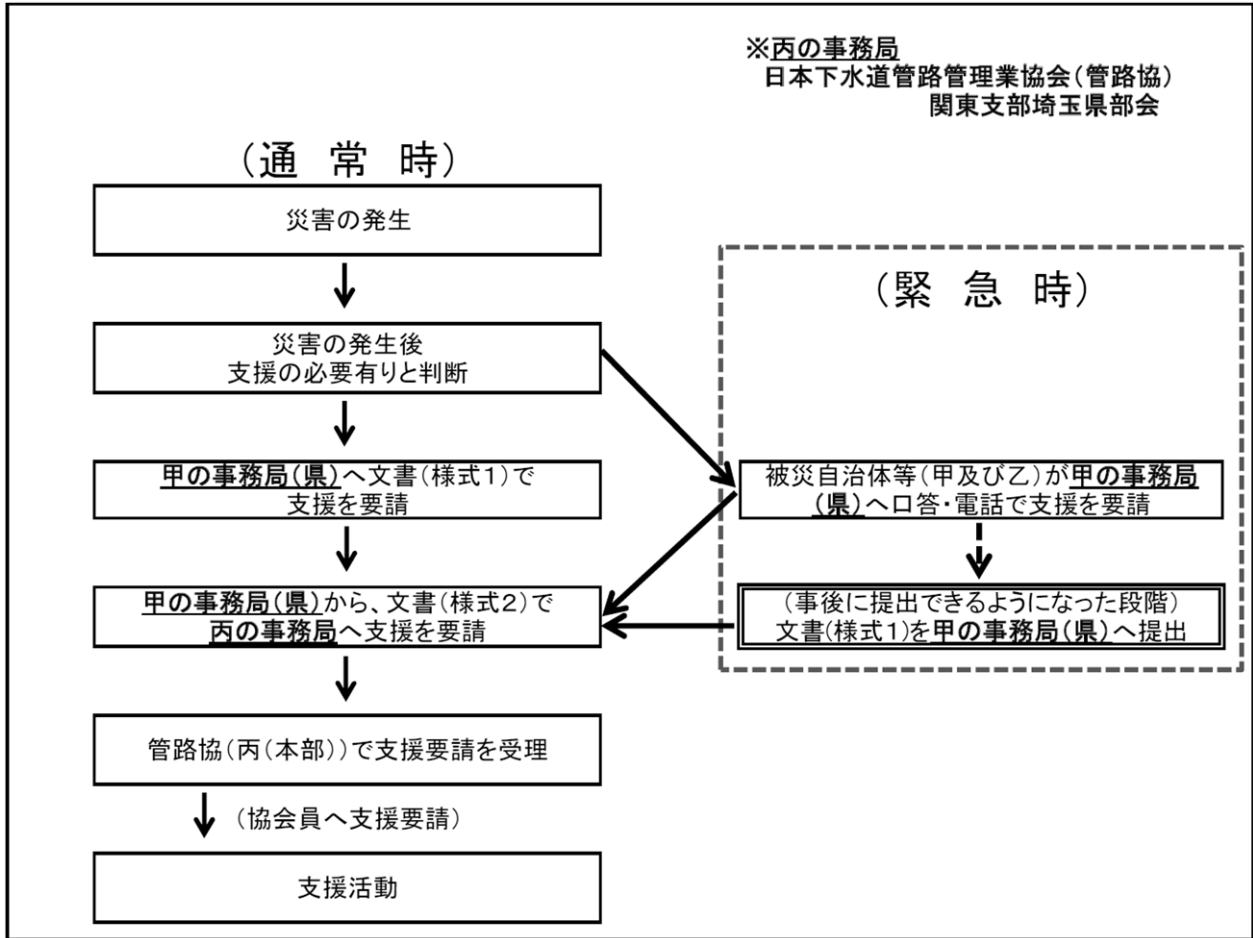
2) 災害時復旧支援協定を締結した場合の対応例



(3) 緊急調査及び調査の結果等による応急復旧工事を要請する例



(4) 被災自治体等が行う復旧支援の要請フロー



協定－４１ 災害時における要援護者の受入等に関する協定（社会福祉法人まごころ会）

災害時における要援護者の受入等に関し、宮代町（以下「甲」という。）と社会福祉法人まごころ会（以下「乙」という。）との間に次の通り協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、町内において災害が発生し、援護を要する高齢者及び障がい者等（以下「要援護者」という。）の救護等の措置を甲が設置した避難所では十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８条第２項第１４号の規定に基づき、要援護者の福祉施設への受入協力について、必要な事項を定めるものとする。

（実施内容）

第２条 前条に定める要援護者の福祉施設等への受入協力の必要が生じた場合、甲は乙に受入れを要請し、乙は収容可能な範囲で要援護者を受入れるものとする。

２ 甲は乙の受入協力を支援するため、次に定める事項の実施に努めるものとする。

- (1) 受入れに必要な資機材及び受入れた要援護者のために必要となる食料や飲料水並びに生活必需物資の提供
- (2) 要援護者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等
- (3) 要援護者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣

（協力の要請）

第３条 甲が乙に要援護者の受入れを要請するときは、可能な限り次の事項を明らかにし、電話、ファクシミリ等の可能な通信手段により伝達するものとする。

- (1) 応援の内容（受入人員数、氏名、性別、年齢等含む）
- (2) 応援を必要とする機関
- (3) その他応援に関し、必要な事項

（要援護者の状況）

第４条 甲が乙に受入れを要請する要援護者は、次に規定する者のうち、体力低下や身体状況の変化等により、甲が設置した避難所で生活することが困難であると判断された者とする。ただし、医療的な支援が必要な場合を除く

- (1) 介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく要支援認定及び要介護認定において、要支援状態及び要介護状態に該当すると認められた者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
- (3) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成１４年埼玉県告示第１３６５号）第２条に規定する療育手帳の交付を受けた者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (5) 上記の者に準ずると甲が認めた者

（経費の負担）

第５条 第２条第２項第１号から第３号に係る経費の負担については、災害時直前における価格を基準として、甲が負担する。

２ 前項以外については、甲と乙がその都度協議して定めるものとする。

（情報交換等）

第６条 甲及び乙は、この協定に基づく要援護者の受入れ等が円滑に行われるよう、定期的に協力体制に関する情報交換を行うものとする。

(2) 甲及び乙は、災害時における連絡体制を整備し、相互に明示するものとする。

（遵守事項）

第７条 甲及び乙は、この協定を相互の理解と信頼の下に実施するため、以下のことを順守する。

- (1) この協定を自己又は他人を利するための手段として利用しないこと。
- (2) この協定に基づく業務を通じて知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義が生じた場合は、甲と乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立に証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれが各1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1-4-1
宮代町
宮代町長 新井 康之

乙 埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮165-1
社会福祉法人 まごころ会
理事長 斉藤 博之

協定－４２ 宮代町と郵便局との地域における包括連携に関する協定（日本郵便株式会社 杉戸郵便局、宮代町内郵便局）

宮代町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社杉戸郵便局及び宮代町内郵便局（以下「乙」という。）は、次のとおり、地域における包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。
なお、本協定については、日本郵便株式会社杉戸郵便局が乙を代表して締結するものとする。

（目的）

第１条 本協定は、甲及び乙が連携を行うことにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて町民サービスの向上に資することを目的とする。

（協力の内容）

第２条 協力内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙は、宮代町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供する。なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察署等の関係機関に通報するものとする。
 - ア 高齢者、障がい者、子ども等その他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
 - イ 道路の異状を発見した場合
 - ウ 廃棄物等の不法投棄を発見した場合
 - (2) 災害発生時の協力に関する事
 - (3) その他、地域の活性化・市民サービス向上に関する事
- 第２条 前項第１号の規定により乙が情報を提供した場合において、甲はその個別の事実を関係機関を除く第三者に開示しないものとする。
- 第３条 第１項各号の具体的な実施内容については、別紙覚書のとおりとする。

（免責）

第３条 乙は、前条第１項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（連絡会議の設置）

第４条 甲は、本協定を実施するため、必要に応じ連絡会議を設置することができる。

（甲の役割）

第５条 甲は、町民に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、第２条第１項各号に定める事項の実施に当たり、乙と町民との連携が必要な場合は、助言等必要な支援を行うものとする。

（乙の役割）

第６条 乙は、乙の社員に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、日常業務に支障のない範囲で、第２条第１項各号に定める事項について取り組むものとする。

（有効期間）

第７条 本協定の有効期間は、締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して１年間、本協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

（守秘義務）

第８条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

- ２ 甲及び乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

(連絡体制)

第9条 甲及び乙は、第2条の協力内容の連絡体制について、協議するものとする。

2 甲及び乙は、それぞれの責任者の連絡先等を相互に提供することにより、相互の連携を深めるものとする。

(協議)

第10条 協力の形態、協力による成果の利用条件その他本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議の上、これを決定する。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

(付則)

本協定の締結をもって、平成29年11月28日に締結した「宮代町と郵便局との地域における協力に関する協定書」は廃止する。

令和2年10月27日

甲 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1-4-1
宮代町
宮代町長 新井 康之

乙 埼玉県北葛飾郡杉戸町内田1-6-13
日本郵便株式会社
杉戸郵便局長 小池 信夫

協定－４３ 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社春日部支社）

宮代町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社春日部支社（以下「乙」という。）は、宮代町内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第２条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

２ 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第３条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- （１）甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- （２）乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- （３）甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第４条 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- （１）停電復旧に係る応急措置の実施
- （２）電力復旧の支障となる障害物等の除去
- （３）甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- （４）住民への停電情報等の周知のための、甲の防災行政無線、防災メール、広報媒体等の利用

（覚書の締結）

第５条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

（秘密保持）

第６条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第７条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 9月30日

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1丁目4番地1号

甲 宮代町

宮代町長 新井 康之

埼玉県春日部市浜川戸2丁目12番地1号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

春日部支社

春日部支社長 原 真一

協定－４４ 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（株式会社東武ストア）

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

（趣 旨）

第1条 この協定は、宮代町内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、宮代町（以下「甲」という。）と株式会社東武ストア（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が宮代町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、産業観光課長が行うものとする。ただし産業観光課長から乙へ要請することが不可能となった場合には、このかぎりでない。

（応急生活物資供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおりとする。

（応急生活物資の要請手続等）

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費 用）

第8条 第4条及び7条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項の規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（情報の収集・提供）

第9条 甲は、災害時において、町民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対し、迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等について調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（生活物資の安定供給）

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、町民生活の早期安定に寄与するよう、町民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

（その他必要な支援）

第11条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第12条 この協定の施行に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

(期間)

第13条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

(協議)

第14条 この協定を定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、随時協議を行うものとする。

(雑則)

第15条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年10月28日

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1丁目4番1号
甲 宮代町
宮代町長 新井 康之

東京都板橋区上板橋三丁目1番1号
乙 株式会社東武ストア
代表取締役社長 土金 信彦

令和 年 月 日

株式会社東武ストア
代表取締役社長 土金 信彦 様

宮代町長 新 井 康 之

物資供給協力依頼書

「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する物資の協力について、下記の通り依頼します。

記

納入品目 ・数量	食糧・食料品	品 目 名	数 量
		生活必需品	品 目 名
納入日時	令和 年 月 日		
納入場所			
その他			

※連絡先 産業観光課

担当

電話 0480-34-1111

(別表) 災害時応急生活物資例 (第5条関係)

品名 \ 段階	ライフラインストップ	ライフライン復旧 (電気・水道復旧)
食料品	飲料水 ◆ 飲料 (ジュース・牛乳等) ◆ ◆ 菓子パン ◆ バナナ ◆ 食糧 レトルト食品 缶詰 即席カップめん	食糧 おにぎり 調理パン・弁当 食パン 切り餅 麺類 バター・ジャム類 レトルト食品 果物類 緑茶・コーヒー類
衣料品・寝具		
日用品雑貨	乾電池 懐中電灯 ガムテープ 刃物 濡れティッシュ トイレットペーパー 生理用品 紙おむつ 軍手 カセットコンロ・ボンベ マッチ・ろうそく 蚊取り線香 (夏) 使い捨てカイロ (冬)	紙コップ 紙皿 文房具

※品目は、上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

※◆印は、災害直後、最優先に調達すべき品目

協定－４５ 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定（株式会社バカン）

宮代町（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、宮代町の災害に備え、甲が宮代町民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

（1）甲は、宮代町の避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。

（2）乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第3者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義等の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年11月19日

甲 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1丁目4番1号

宮代町

宮代町長

新井 康之

乙 東京都千代田区永田町二丁目17番地3

住友不動産永田町ビル2階

株式会社バカン

代表取締役

河野 剛進

様式集

様式集 目次

様式－1	防災点検報告書（公共施設管理者→町民生活課）	201	（本編 P. 85）
様式－2	警戒・非常配備報告書（各班→本部）	202	（本編 P.121）
様式－3	発生速報（本部→県）	203	（本編 P.133）
様式－4	経過速報（本部→県）	204	（本編 P.133）
様式－5	被害状況調（本部→県）	205	（本編 P.133）
様式－6	対応記録用紙（各班→税務班）（税務班→本部）	207	（本編 P.138）
様式－7	救助実施記録日計票（本部→県：災害救助法関係）	208	（別冊 P. 42）
様式－8	医療衛生材料受払簿（本部→県：災害救助法関係）	209	（別冊 P. 42）
様式－9	救護班活動状況（本部→県：災害救助法関係）	210	（別冊 P. 42）
様式－10	衛生材料等受払簿（本部→県：災害救助法関係）	211	（別冊 P. 42）
様式－11	助産台帳（本部→県：災害救助法関係）	212	（別冊 P. 42）
様式－12	応援・受援管理帳票（事務局（応援・受援担当））	213	（本編 P.154）
様式－13	他の地方公共団体への応援要請書（本部→他市町村：災害対策基本法第67条第1項関係） 「災害対策基本法第67条第1項に基づく応援要請について」	214	（本編 P.157）
様式－14	県への応援要請書（本部→県：災害対策基本法第68条関係） 「災害対策基本法第68条に基づく応援の要求について」	215	（本編 P.157）
様式－15	指定地方行政機関の職員の派遣要請書（本部→指定地方行政機関：災害対策基本法第29条第2項関係） 「災害対策基本法第29条第2項に基づく職員の派遣要請について」	216	（本編 P.158）
様式－16	指定地方行政機関の職員の派遣斡旋要求書（本部→指定地方行政機関：災害対策基本法第30条第1項関係） 「災害対策基本法第30条第1項に基づく職員の派遣斡旋要求について」	217	（本編 P.158）
様式－17	他の普通地方公共団体の職員の斡旋要求書（本部→指定地方行政機関：地方自治法第252条の17関係） 「地方自治法第252条の17に基づく職員の斡旋要求について」	218	（本編 P.158）
様式－18	相互応援協定にもとづく応援要請（本部→相互応援協定締結自治体） 「相互応援協定等にもとづく応援要請について」	219	（本編 P.159）
様式－19	活動記録（各班→本部）	220	（本編 P.161）
様式－20	自衛隊への災害派遣要請依頼文書（本部→県：自衛隊法第83条、災害対策基本法第68条の2項関係） 「自衛隊の災害派遣要請について」	221	（本編 P.163）

様式-21	自衛隊への災害派遣部隊の撤収依頼文書（本部→県：自衛隊 法第81条の3項関係） - 222 - （本編 P.164） 「自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について」
様式-22	災害ボランティア受入名簿（ボランティアセンター→本部） .. - 223 - （本編 P.172）
様式-23	避難者名簿（本部→県：災害救助法関係） - 224 - （本編 P.189）
様式-24	避難所用物資受払書（本部→県：災害救助法関係） - 225 - （別冊 P. 48）
様式-25	避難所設置及び収容状況（本部→県：災害救助法関係） - 226 - （別冊 P. 48）
様式-26	配車要望書（各班→企画財政班又は他団体） - 227 - （本編 P.206）
様式-27	緊急通行車両等確認申請書（本部→県） - 228 - （本編 P.206）
様式-28	給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品資材受払簿（本部→県： 災害救助法関係） - 229 - （別冊 P. 42）
様式-29	飲料水の供給簿（本部→県：災害救助法関係） - 230 - （別冊 P. 43）
様式-30	炊き出しその他による食品給与物受払簿（本部→県：災害救 助法関係） - 231 - （別冊 P. 43）
様式-31	炊出し給与状況（本部→県：災害救助法関係） - 232 - （別冊 P. 43）
様式-32	物資の受払簿（本部→県：災害救助法関係） - 233 - （別冊 P. 44）
様式-33	物資の給与状況（本部→県：災害救助法関係） - 234 - （別冊 P. 44）
様式-34	遺骨及び遺留品処理票（葬祭業者等） - 235 - （本編 P.227）
様式-35	捜索用機械器具燃料受払簿（本部→県：災害救助法関係） - 236 - （別冊 P. 44）
様式-36	遺体の捜索状況記録簿（本部→県：災害救助法関係） - 237 - （別冊 P. 44）
様式-37	遺体処理台帳（本部→県：災害救助法関係） - 238 - （別冊 P. 44）
様式-38	埋葬台帳（本部→県：災害救助法関係） - 239 - （別冊 P. 45）
様式-39	学用品の給与状況（本部→県：災害救助法関係） - 240 - （別冊 P. 46）
様式-40	応急仮設住宅台帳（本部→県：災害救助法関係） - 241 - （別冊 P. 47）
様式-41	住宅応急修理記録簿（本部→県：災害救助法関係） - 242 - （別冊 P. 47）
様式-42	障害物除去の状況（本部→県：災害救助法関係） - 243 - （別冊 P. 48）
様式-43	義援金品受領書（福祉班・会計班→義援金品寄託者又は配送者） - 244 - （本編 P.294）
様式-44	徴収猶予申請書（住民→税務班） - 245 - （本編 P.305）
様式-45	減免申請書（住民→税務班） - 246 - （本編 P.305）
様式-46	罹災証明申請書（住民→税務班） - 247 - （本編 P.305）
様式-47	罹災証明書（税務班→住民） - 248 - （本編 P.307）
様式-48	罹災者台帳（税務班） - 249 - （本編 P.307）
様式-49	被災証明申請書（兼証明書）（住民→税務班） - 250 - （本編 P.309）
様式-50	宮代町災害時業務日報（各班） - 251 - （本編 P.123）

様式－5 1	行方不明者受付簿（福祉班・健康介護班・教育推進班→税務班：災害救助法関係） - 252 - （本編 P.138）
様式－5 2	行方不明者名簿（税務班→本部：災害救助法関係） - 253 - （本編 P.225）

防 災 点 検 報 告 書

			施設管理者印
施 設 名 称		点検年月日	年 月 日
点検者所属・氏名			

区 分	点 検 項 目	適	否	処理の状況
建築物関係	・建築物に亀裂、老朽化等の異常はないか			
	・出入口、老化、階段等に転倒、落下のおそれがある物を置いていないか			
	・ロッカー、キャビネット、自動販売機等に転倒のおそれはないか			
	・窓ガラスにひび割れ等の異常はないか			
	・屋外の看板、室外機等に落下のおそれはないか			
	・			
防火施設関係	・避難階段等の出入口に障害物はないか			
	・廊下等に可燃物は放置されていないか			
	・防火戸、防火シャッター等は正常に機能しているか			
	・			
火気使用施設 整備器具関係	・火気使用施設器具等は転倒、落下のおそれはないか			
	・プロパンガスボンベなどの燃料容器の転倒防止措置はなされているか			
	・火気使用設備器具の周辺に燃えやすい物を置いていないか			
	・			
消防用設備関係	・消火器等が指定された場所にあるか			
	・消火器等の付近に障害物はないか			
	・避難器具は破損しているものはないか			
	・自動火災報知設備、非常通報装置等は正常に機能するか			
	・			
その他	*その他点検で判明した異常点			

(注) 各点検項目の空欄部分は、施設の実情に応じて必要な点検項目を設定し記入する。

様式-2 警戒・非常配備報告書（各班→本部）

町 長

警 戒 ・ 非 常 配 備 報 告 書

下記のとおり警戒配備したので人員の報告をいたします。

配 備 体 制	第 配備
配 備 時 間	年 月 日 () 時 分
災 害 種 別	地震 ・ 風水害 ・ その他
所 属 名	
待 機 場 所	
人 員	名

課 名 課

No.	課長名	担当名	職・氏名	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				

発 生 速 報

宮代町

日	時	分	受信	発信者		受信者		
1	被害発生		自	月	日	時	分	
			至	月	日	時	分	
2	被害場所							
3	被害程度							
4	災害に対する 措 置							
5	その他必要事項							

「注」内容は簡単に要を得たものとする。

経 過 速 報

宮代町

				発 信 者				受 信 者					
災害の種別						発生地域							
被害日時			自 月 日		至 月 日								
報告区分													
区 分			被 害			区 分			被 害				
人的被害	死 者		人			田 田	流出・埋没		ha	流失			
	行方不明者		人				畑 畑	冠 水		ha			
	負傷者	重 傷		人				道 被	流出・埋没		ha	流出	
		軽 傷		人			路 害		冠 水		ha		
住 家 被 害	全 壊		棟			そ の 他 被 害		決 壊		箇所			
	(焼)		世帯				冠 水		箇所				
			人				文 教 施 設		箇所				
	半 壊		棟				病 院		箇所				
			世帯				橋 り よ う		箇所				
	(焼)		人				河 川		箇所				
			棟				砂 防		箇所				
	一 部 破 損		世帯				清 掃 施 設		箇所				
			人				崖 く ず れ		箇所				
	床 上 浸 水		棟				鉄 道 不 通		箇所				
			世帯				被 害 船 舶		隻				
	床 下 浸 水		人				水 道		戸				
棟					電 話		回線						
電 気		世帯			電 気		戸						
		人			ガ ス		戸						
非 住 家 被 害		全壊(焼)		棟			罹 災 世 帯 数		世帯				
		半壊(焼)		棟			罹 災 者 数		人				
そ の 他		全壊(焼)		棟			火 災 建 物		件				
		半壊(焼)		棟			火 災 危 険 物		件				
そ の 他				棟			火 災 生 産 物		件				
				棟			そ の 他		件				
災害に対してとられた措置 (1) 災害対策本部の設置状況 日 時 分 設置 (2) 町のとった主な応急措置の状況 (3) 応援要請又は職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難指示の状況 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 市町村数 地区数 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 人 員 人 </div> (6) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員 名 消防団員 名 計 名 イ 主な活動状況（使用した機材を含む）													

被害状況調（最終報告）

災害の種別						発生地域			
被害報告	自	月	日	至	月	日			
報告区分	確	定							

区分			被害	区分			被害			
人的被害	死者		人	田畑被害	田	流失・埋没	流失		埋	
	行方不明		人			冠水ha				
	負傷者	重傷	人		畑	流失・埋没	流失		埋	
		軽傷	人			冠水ha				
住家被害	全壊 (焼)		棟	道路被害	決壊	箇所				
	(流失)		世		冠水	箇所				
	半壊 (焼)		棟	その他被害	文教施	箇所				
			世		病院	箇所				
			人		橋梁	箇所				
			棟		河川	箇所				
			世		砂防	箇所				
			人		清掃施	箇所				
	一部破損		棟		崖くず	箇所				
			世		鉄道不	箇所				
			人		被害船	隻				
	床上浸水		棟		水道	戸				
			世		電話	回線				
			人		電気	戸				
床下浸水		棟	ガス	戸						
		世	ブロック塀	箇所						
		人								
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟	罹災世帯数		世帯				
		半壊(焼)	棟	罹災者数		人				
	その他	全壊(焼)	棟	火災発生	建物					
					危険物	件				
全壊(焼)	棟	その他	件							

区 分		被 害		市災 町害 村対 策本 部	名称			
公立文教施設	千円				設置	月	日	時
農林水産施設	千円				解散	月	日	時
公共土木施設	千円							
その他公共施設	千円							
小計	千円							
公立施設被害 市町村数		団体		災設 害置 対市 策町 本村 部数				
そ の 他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円			計 団体			
	商工被害	千円		災適 害用 救市 助町 法村 名				
			計 団体					
	その他	千円		消防職員出動延人数	人			
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	1 災害発生場所							
	2 災害発生年月日							
	3 災害の種類概況							
	4 消防機関の活動状況							
	5 その他（避難の勧告・指示等の状況）							

様式-6 対応記録用紙（各班→税務班）
（税務班→本部）

本部長	副本部長	副本部長	副本部長	税務班					受付者

対 応 記 録 用 紙

<input type="checkbox"/>	各班→税務班	緊急度	高 ・ 中 ・ 低
<input type="checkbox"/>	税務班→本部	重要度	高 ・ 中 ・ 低
受付年月日	年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分		
住 所		地区名等	
氏 名		電 話	
内 容	-----		

画像データ	<input type="checkbox"/> 有り		
回 答	-----		

担当班 (担当者)		指令 (受領)	午前 ・ 午後 時 分
対 応	-----		

処 理	処理済 未処理	年月日	午前 ・ 午後 時 分

<h1>救 助 実 施 記 録 日 計 票</h1>	
救助の種類	
宮 代 町 責 任 者 地区責任者	
印 印	
No. _____	月 日 時 分
員 数（世 帯）	
品 目（数量金額）	
受 入 先	
払 出 先	
場 所	
方 法	
記 事	

〈記入要領〉

- ① 各救助の種類ごとに作成すること。
 - ② 記録票欄外のナンバー欄には記録票作成ごとに一連番号を附するものとし、前回分を訂正する必要が生じた場合、例えば、No. 5の次にNo. 1の分を訂正する場合には、No. 6 (No. 1 訂正)のように記載の上、前回分No. 1の記録票には (No. 5に訂正済みのため) 朱で×印を附し、廃棄することなく、そのままナンバー順に綴っておくこと。なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を附しナンバー順につづっておくこと。
 - ③ 記録票欄外の救助の種類欄に、該当する救助名を記入し、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入する。
 - ④ 機械器具等を無償で借り上げた場合についても記録票を作成する。
 - ⑤ 災害救助基金より放出された場合についても同様とする。
 - ⑥ 被服寝具その他生活必需品の給与等で、県調達分と町調達分の双方があるときはそれぞれ個別に記録票を作成する。
- ※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

医 療 品 衛 生 材 料 受 払 簿

避難所名

医薬品衛生材料	年月日	品名	単位	摘要	受	払	残	備 考

記入者 職氏名	
------------	--

- (注) 1 「摘要」欄に購入または受入れ先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において、県より受入分及び町調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合には、救護班毎に救護業務従事期間中における品毎の使用状況を記入すること。
 なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。
 ※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

救 護 班 活 動 状 況

救護班

班長：医師 氏名 _____ (印)

月 日	市(区)町 村名	患者数	措置の 概 要	遺体の 検案数	修繕費	備 考
		人		人	円	
計	/		/			

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

衛 生 材 料 等 受 払 簿

避難所名

衛生材料等	年月日	品名	単位	摘要	受	払	残	備 考

記 載 者 班・職・氏名	
-----------------	--

- (注) 1 「摘要」欄に購入または受入れ先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において、県より受入分及び町調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合には、救護班毎に救護業務従事期間中における品毎の使用状況を記入すること。
 なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。
 ※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

助 産 台 帳

市町村名 宮 代 町

分べん者 氏 名	分べん 日 時	助産機関名	分べん期間 月 日～ 月 日	金額 円	備考
計					

※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

様式－12 応援・受援管理帳票（事務局（応援・受援担当））

応援要請の内容			
担当班、担当者	班：	氏名：	
担当連絡先	内線：	外線：	
	FAX：	メール：	

応援要請先の名称											
所在地	<table border="1"> <tr> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> </tr> </table>	□	□	□	□	□	□	□	□	都 道 府 県	
□	□	□	□	□	□	□	□				
担当者名	担当者連絡先	電話	FAX								
		メール									

区分	資源の内容(具体的な名称)	人数 ・個数	要請場所・到着場所 派遣・送付手段	出発・送付予定(上)		到着日時	待機・集積場所	派遣・貸借 終了予定
				到着予定(下)				
人的 物的				月 日 月 日		月 日		月 日
人的 物的				月 日 月 日		月 日		月 日
人的 物的				月 日 月 日		月 日		月 日
人的 物的				月 日 月 日		月 日		月 日
人的 物的				月 日 月 日		月 日		月 日
人的 物的				月 日 月 日		月 日		月 日
人的 物的				月 日 月 日		月 日		月 日

備考（返却義務の有無（物的）、応援要請に係る協定等）

管理帳票の記入時刻	年 月 日 時 分
管理帳票の記入者	氏名：
備考	

第 号

年 月 日

市町村長
様

宮代町長 印

災害対策基本法第67条第1項に基づく応援要請について

標記について、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 災害の状況
- 2 応援を希望する資機材、物資等の品名及び数量
- 3 派遣を希望する職員の職種及び人員
- 4 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- 5 応援を必要とする期間
- 6 その他必要な事項

様式－14 県への応援要請書（本部→県：災害対策基本法第68条関係）

第 号

年 月 日

埼玉県知事

様

宮代町長

印

災害対策基本法第68条に基づく応援の要求について

標記について、下記のとおり応援を要求します。

記

- 1 災害の状況
- 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- 6 その他必要な事項

様式－15 指定地方行政機関の職員の派遣要請書（本部→指定地方行政機関：災害対策基本法第29条第2項関係）

第 号

年 月 日

指定地方行政機関の長

様

宮代町長

印

災害対策基本法第29条第2項に基づく職員の派遣要請について

標記について、下記のとおり職員の派遣を要請します。

記

- 1 派遣を要請する理由
- 2 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他勤務条件
- 5 その他参考となるべき事項

第 号

年 月 日

埼玉県知事

様

宮代町長

印

災害対策基本法第30条第1項に基づく職員の派遣斡旋要求について

標記について、下記のとおり職員の派遣を要請します。

記

- 1 派遣の斡旋を要請する理由
- 2 派遣の斡旋を要請する職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他勤務条件
- 5 その他参考となるべき事項

第 号

年 月 日

埼玉県知事

様

宮代町長

印

地方自治法第252条の17に基づく職員の斡旋要求について

標記について、下記のとおり職員の派遣を要請します。

記

- 1 派遣の斡旋を要請する理由
- 2 派遣の斡旋を要請する職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他勤務条件
- 5 その他参考となるべき事項

第 号

年 月 日

様

宮代町長

印

相互応援協定等にもとづく応援要請について

標記について、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 被害の状況
- 2 応援を希望する資機材、物資等の品名、規格及び数量
- 3 派遣を要請する職員の職種及び人員
- 4 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- 5 応援を必要とする期間
- 6 その他応援に関し必要な事項

活 動 記 録

項目	活動内容	備考
団体名		
人員		
業務内容		
業務場所		
責任者名及び連絡先など		
活動期日	年 月 日 () 午前・午後 時 分～ 年 月 日 () 午前・午後 時 分	
述べ活動人数	人	
特記事項		
記録責任者	班 職 ・ 氏名	

第 号

年 月 日

埼玉県知事

様

宮代町長

印

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣の要請をお願いいたします。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

第 号

年 月 日

埼玉県知事

様

宮代町長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付 第 号により自衛隊の災害派遣申請を依頼しましたが、下記のとおり撤収要請をお願いいたします。

記

- 1 撤収開始時期
- 2 撤収の理由等

災害ボランティア受入名簿

No. _____

受付日	年	月	日
-----	---	---	---

NO	氏名・住所・電話	性別	年齢	職業	過去のボランティア経験の有無とその内容及び希望する活動内容	活動期間 (日程)
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			有 ・ 無 (活動内容) (経験) (希望)	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			有 ・ 無 (活動内容) (経験) (希望)	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			有 ・ 無 (活動内容) (経験) (希望)	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			有 ・ 無 (活動内容) (経験) (希望)	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			有 ・ 無 (活動内容) (経験) (希望)	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			有 ・ 無 (活動内容) (経験) (希望)	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			有 ・ 無 (活動内容) (経験) (希望)	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			有 ・ 無 (活動内容) (経験) (希望)	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			有 ・ 無 (活動内容) (経験) (希望)	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			有 ・ 無 (活動内容) (経験) (希望)	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			有 ・ 無 (活動内容) (経験) (希望)	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			有 ・ 無 (活動内容) (経験) (希望)	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			有 ・ 無 (活動内容) (経験) (希望)	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			有 ・ 無 (活動内容) (経験) (希望)	

避 難 者 名 簿

避難所名		受付者	
------	--	-----	--

世帯単位で記入

住所					地区名			
電話								
(フリガナ) 氏 名	続柄	性 別	年 齢	職 業	避 難 日	退 去 日	離 散 家 族 の 氏 名 ・ 続 柄	
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						

記 載 者 班・職・氏名	
-----------------	--

※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

避 難 所 用 物 資 受 払 書

避難所名

救助の種目別	年月日	品名	単位	摘要	受	払	残	備 考
避難所用								
炊出しその他による食品給与用								
給食用機械器具 燃料・浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材料								
燃料及び消耗品								

記 載 者 班・職・氏名	
-----------------	--

- (注) 1 「摘要」欄に購入または受入れ先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において、県より受入分及び町調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合には、救護班毎に救護業務従事期間中における品毎の使用状況を記入すること。
 なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。
 ※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

避 難 所 設 置 及 び 収 容 状 況

市町村名 宮 代 町

避難所の名称	種 別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実出 支額	備考
					品名	数量		
		月 日 ～ 月 日	人	人				
		月 日 ～ 月 日	人	人				
		月 日 ～ 月 日	人	人				
		月 日 ～ 月 日	人	人				
		月 日 ～ 月 日	人	人				
		月 日 ～ 月 日	人	人				
		月 日 ～ 月 日	人	人				
		月 日 ～ 月 日	人	人				
		月 日 ～ 月 日	人	人				
		月 日 ～ 月 日	人	人				
		月 日 ～ 月 日	人	人				
		月 日 ～ 月 日	人	人				
		月 日 ～ 月 日	人	人				
		月 日 ～ 月 日	人	人				

記 載 者 班・職・氏名	
-----------------	--

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。
 ※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

<h2 style="margin: 0;">緊急通行車両確認申請書</h2>		
(あて先) 埼玉県知事		年 月 日
申請者		住 所 氏 名 印
番号標に標示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
運 行 日 時		
運 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品資材受払簿

市町村名 宮 代 町

救助の種目別	年月日	品名	単位	摘要	受	払	残	備 考
給食用機械器具								
燃 料								
浄 水 用 薬 品								
資 材								

記 載 者 班・職・氏名	
-----------------	--

- (注) 1 「摘要」欄に購入または受入れ先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において、県より受入分及び町調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
 ※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

飲 料 水 の 供 給 簿

市町村名 宮 代 町

供給 月日	対象 人員	給 水 用 機 械 器 具							実支 出額	備 考	
		名称	借 上			修 繕					燃料費
			数量	所 有 者	金額	修繕 月日	修繕 費	修繕 の概 要			
	人			円	月日	円		円	円		
計		/		/		/					

記 載 者 班・職・氏名	
-----------------	--

- (注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。
- 2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
- ※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

炊き出しその他による食品給与物受払簿

市町村名 宮 代 町

救助の種目別	年月日	品名	単位	摘要	受	払	残	備 考
米・アルファ米、粥								
乾パン、ビスケット、クラッカー								
パン、製麺類								
牛乳、乳製品、乳飲料類								
副食類								

記 載 者 班・職・氏名	
-----------------	--

※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

炊 き 出 し 給 与 状 況

市町村名 宮 代 町

炊出し場の名称	月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計												

記 載 者 班・職・氏名	
-----------------	--

注) 「備考」欄は、給食内容を記入すること。
 ※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

物 資 の 受 払 簿

市町村名 宮 代 町

物資の種目別	年月日	品名	単位	摘要	受	払	残	備 考
寝 具								
外 衣								
肌 着								
身 の 回 り 品								
炊 事 用 具								
食 器								
日 用 品								
光 熱 材 料								
簡 易 ト イ レ								
災害時要援護者 向 け 用 品								
そ の 他								

記 載 者 班・職・氏名	
-----------------	--

- (注) 1 「摘要」欄に購入または受入れ先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において、県より受入分及び町調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、
 残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
 ※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

物資の給与状況

市町村名 宮代町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎とな った世帯 構成人員	給与月日	物資給与の品名				実支 出額	備 考
				布団	毛布				
		人	月 日					円	
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

Ⓔ

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊（焼）流出又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。
 ※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

遺骨及び遺留品処理票

遺留品処理番号		
遺留品		
引取人	氏名	
	住所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	年 月 日
死亡者	遺体番号	第 号
	氏名	
	住所	
遺留品保管所		

記載者 班・職・氏名	
---------------	--

捜索用機械器具燃料受払簿

市町村名 宮 代 町

供給 月日	対象 人員	捜 索 用 機 械 器 具 燃 料									燃料費	実支 出額	備 考	
		名称	購 入			借 上			修 繕					
			数量	購入先	金額 円	数量	所有者	金額 円	修繕 月日	修繕費				修繕の 概要
											円	円		

記 載 者 班・職・氏名	
-----------------	--

- (注) 1 捜索用機械器具は購入及び借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。
 2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
 ※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

遺体の捜索状況記録簿

市町村名 宮 代 町

年月日	捜索人員	捜 索 用 機 械 器 具 燃 料							燃料費	実支 出額	備 考
		名称	借 上			修 繕					
			数量	所有者(管理 者氏名)	金額	修繕 月日	修繕費	修繕の概要			
					円				円	円	
								円	円		
									記 載 者 班・職・氏名		

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄に市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ借上費「金額」欄に額を記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
 ※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

遺 体 処 理 台 帳

市町村名 宮 代 町

処理 年月日	遺体発 見の日 及び場 所	死亡者 氏名	遺 族		洗浄等の処理			遺体の 一時保 存	検案料	実支出 額	備考
			氏名	死亡者 との関 係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計	/	人	/	/	/						

※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

埋 葬 台 帳

市町村名 宮 代 町

整理番号	死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋・火葬場所 納骨場所	埋葬費				備考
			氏名	性別 年齢	死亡者 との関係	住所 氏名		棺（附属品を 含む。）	埋葬又は 火葬料	骨箱	計	
	年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	通常・特例
								(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	通常・特例
								(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	通常・特例
								(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	通常・特例
								(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	通常・特例
								(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	通常・特例
								(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
								円	円	円	円	
								(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	

(注1) 「埋葬費」欄には、現物給与の有無、埋葬又は火葬費の支給額等も各々記入すること。

(注2) 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(注3) 「備考」の欄の特例は、災害救助法の適用による。

※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

学用品の給与状況

市町村名 宮 代 町

学校名	学 年	児童 (生徒) 氏名	親 権 者 氏 名	給 与 月 日	給 与 品 の 内 訳								実 支 出 額	備 考
					教 科 書				そ の 他 学 用 品					
				月 日									円	
計	小学 校	人											円	
	中学 校	人											円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし
年 月 日

給与責任者（学校長）
氏 名

印

- (注) 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与年月日を記入すること。
2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。
※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

市町村名 宮 代 町

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏 名	家 族 数	所在地	構 造 区分	面積	敷地 区分	着工 月日	竣 工 月日	入居 月日	実支 出額	備考
		人					月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯	/	/	/	/	/	/	/	/		

記 載 者 班・職・氏名	
-----------------	--

(注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単図面を作成し添付すること。

2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めて人員数を記入すること。

3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。

5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別も明らかにすること。

6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

市町村名 宮 代 町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘 要
		月 日	円	
計 世帯	/	/		

記 載 者 班・職・氏名	
-----------------	--

※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

障 害 物 除 去 の 状 況

市町村名 宮 代 町

住家被害程度 区分	氏 名	除去に要した期間 月 日～ 月 日	実支出額 円	除去に要すべき 状態の概要	備 考
計	半壊（焼）	世帯	/	/	/
	床上浸水	世帯	/	/	/

記 載 者 班・職・氏名	
-----------------	--

※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

義 援 金 品 受 領 書

年 月 日

様

このたびの当町の災害のために、下記義援金品をお贈りいただき、誠にありがとうございました。町としては、有効に使わせていただく所存でございます。

義 援 金	金額 (円)	現金、小切手	
		その他 ()	
義 援 品	物 品 名	数 量	備 考

義 援 者	氏 名	住 所	電 話
		〒	

宮 代 町 長

様式 - 4 4 徴収猶予申請書 (住民→税務班)

徴 収 猶 予 申 請 書							
							年 月 日
宮代町長あて							
納 税 者 又 は 特別徴収義務者 住 (居) 所 又 は 所 在 地 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 個 人 番 号 又 は 法 人 番 号							
地方税法第 条第 項の規定により下記のとおり徴収猶予を受けたいので申請します。							
徴収猶予を受けようとする町の徴収金							
年度	税 目	期(月)別・ 事業年度	納期限	税 額	その他 徴収金額	徴収猶予 申 請 額	徴収猶予期間
			. .	円	円	円	. .
			. .				から
			. .				まで
徴収猶予額の納付 (入) の方法							
年月日
金 額	円	円	円	円	円	円	円
年月日
金 額	円	円	円	円	円	円	円
申請の 理由						担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
担保財産の詳細 (種類、数量、 価額及び所在) 又は担保を提供 できない特別の事情							

様式-45 減免申請書（住民→税務班）

町 税 減 免 申 請 書					
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> <p>宮代町長あて</p> <p style="text-align: center;">住（居）所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 個人番号又は法人番号 電 話 ()</p> <p>下記のとおり減免されたく申請します。</p>					
年度	税 目	期 別	納期限	税 額	減免を受けようとする税額
			. .	円	円
減 免 を 受 け よ う と す る 理 由					
備 考					

罹 災 証 明 申 請 書

宮代町長様

申請人住所
申請人氏名
申請人連絡先

罹災内容

罹災年月日	年 月 日 () ~ 日 () 午前 時 ~ 午前 時にかけて 午後 午後
災害の種別	台 風 号 床 上 cm 雨 浸水の場合 床 下 cm 風 () 地 震 () 火 災 () その他 ()
罹災箇所	住所 家 屋(居間・台所・風呂場・その他) 合計 m ² 店 舗 m ² 事 務 所 m ² 工 場 m ² その他
備 考	

年 月 日

上記のとおり罹災したことを証明願います。

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家※の所在地				
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 中規模半壊	<input type="checkbox"/> 半壊
浸水区分	<input type="checkbox"/> 準半壊			<input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

宮代町長

罹 災 者 台 帳

罹災証明 発行年月日	罹災年月日 罹災場所	世帯主名 又は事業主名	罹災の状況 (原因、人的・物的被害の状況等)
第 号	. .		原因：1. 風水害 2. 地震 3. その他 () 4. 不明
			人的被害：1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重傷 () 4. 軽傷 ()
	調査実施年月日 . . 調査担当者 _____		建物被害：種類： 1. 住家 2. 事業所 3. 倉庫 4. 工場 5. その他 () 被害： 1. 全壊（焼） 2. 流出 3. 半壊（焼） 4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊
第 号	. .		原因：1. 風水害 2. 地震 3. その他 () 4. 不明
			人的被害：1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重傷 () 4. 軽傷 ()
	調査実施年月日 . . 調査担当者 _____		建物被害：種類： 1. 住家 2. 事業所 3. 倉庫 4. 工場 5. その他 () 被害： 1. 全壊（焼） 2. 流出 3. 半壊（焼） 4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊
第 号	. .		原因：1. 風水害 2. 地震 3. その他 () 4. 不明
			人的被害：1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重傷 () 4. 軽傷 ()
	調査実施年月日 . . 調査担当者 _____		建物被害：種類： 1. 住家 2. 事業所 3. 倉庫 4. 工場 5. その他 () 被害： 1. 全壊（焼） 2. 流出 3. 半壊（焼） 4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊
第 号	. .		原因：1. 風水害 2. 地震 3. その他 () 4. 不明
			人的被害：1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重傷 () 4. 軽傷 ()
	調査実施年月日 . . 調査担当者 _____		建物被害：種類： 1. 住家 2. 事業所 3. 倉庫 4. 工場 5. その他 () 被害： 1. 全壊（焼） 2. 流出 3. 半壊（焼） 4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊

行 方 不 明 者 受 付 簿

		避難所			受付 番号	
氏名		性別		年 齢	歳	受 付 者 氏 名
本籍						届出人 (氏名) (住所) (電話)
現 住 所						
な 行 っ 方 た 不 場 明 所 と						
行方不明となったときの状況						
識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）						

対応状況、指示事項（ 月 日 時 分）	
搜索結果	
記 載 者 班・職・氏名	

※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

行 方 不 明 者 名 簿

情報源 ※○をつける	避難所・警察署・消防署・窓口・その他（ ）	受付者	
---------------	----------------------------------	-----	--

地区名							
番号	(フリガナ) 氏 名	住所	性 別	年 齢	行方不明となっ たときの状況	識別事項(着衣、所持 品、身長、体格等)	
1			男 ・ 女				
2			男 ・ 女				
3			男 ・ 女				
4			男 ・ 女				
5			男 ・ 女				
6			男 ・ 女				
7			男 ・ 女				
8			男 ・ 女				
9			男 ・ 女				
10			男 ・ 女				

記 載 者 班・職・氏名	
-----------------	--

※ 災害救助法が適用されない場合にも本様式を使用する。

宮代町地域防災計画 別冊資料編

作成 平成26年 3月

修正 平成30年 3月

修正 令和 4年 5月

編集 宮代町防災会議

事務局 宮代町町民生活課

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1丁目4番1号

電話0480-34-1111